

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2015年6月24日
【事業年度】	第103期（自 2014年4月1日 至 2015年3月31日）
【会社名】	参天製薬株式会社
【英訳名】	SANTEN PHARMACEUTICAL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 黒川 明
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市東淀川区下新庄三丁目9番19号 （同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っています。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区大深町4番20号
【電話番号】	06(4802)9322
【事務連絡者氏名】	財務・経理グループ グループマネージャー 畑上 史朗
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準		
	移行日	第102期	第103期
決算年月	2013年 4月1日	2014年3月	2015年3月
売上収益 (百万円)	-	146,260	161,831
税引前当期利益 (百万円)	-	30,361	35,863
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百万円)	-	19,718	24,032
親会社の所有者に 帰属する当期包括利益 (百万円)	-	27,169	32,446
親会社の所有者に 帰属する持分 (百万円)	167,857	187,210	211,779
総資産額 (百万円)	206,760	237,640	304,200
1株当たり親会社 所有者帰属持分 (円)	406.29	452.43	511.14
基本的1株当たり 当期利益 (円)	-	47.78	58.18
希薄化後1株当たり 当期利益 (円)	-	47.63	57.93
親会社所有者帰属 持分比率 (%)	81.2	78.8	69.6
親会社所有者帰属 持分当期利益率 (%)	-	11.1	12.0
株価収益率 (倍)	-	19.2	30.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	-	26,686	25,386
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	-	7,847	61,709
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	-	7,954	28,960
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	60,237	72,397	65,923
従業員数 (名)	3,050	3,072	3,230

(注) 1 売上収益には、消費税等は含まれていません。

2 第103期より国際会計基準(以下、IFRS)に基づいて連結財務諸表を作成しています。

また、移行日および第102期のIFRSに基づいた経営指標等も併せて記載しています。

3 上記金額は、百万円未満を四捨五入して表示しています。

4 当社は、2015年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しました。「1株当たり親会社所有者帰属持分」、「基本的1株当たり当期利益」および「希薄化後1株当たり当期利益」については、第102期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しています。

回次	日本基準				
	第99期	第100期	第101期	第102期	第103期
決算年月	2011年3月	2012年3月	2013年3月	2014年3月	2015年3月
売上高 (百万円)	110,812	114,416	119,066	148,663	161,881
経常利益 (百万円)	31,484	27,780	25,602	27,924	34,516
当期純利益 (百万円)	21,333	17,160	16,520	17,109	22,570
包括利益 (百万円)	19,796	16,966	21,728	25,378	31,278
純資産額 (百万円)	156,404	164,861	165,132	181,209	204,719
総資産額 (百万円)	184,801	198,801	199,640	231,106	296,357
1株当たり純資産額 (円)	1,793.15	1,887.81	1,998.44	437.90	494.05
1株当たり当期純利益 (円)	249.71	196.96	195.81	41.46	54.64
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	249.42	196.76	195.51	41.33	54.41
自己資本比率 (%)	84.5	82.8	82.6	78.2	68.9
自己資本利益率 (%)	14.5	10.7	10.0	9.9	11.7
株価収益率 (倍)	13.3	17.9	22.7	22.1	32.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	17,769	21,483	9,942	25,958	24,763
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	7,676	10,272	4,595	6,694	61,087
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,570	8,559	21,557	7,953	28,960
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	72,482	75,035	59,797	72,397	65,923
従業員数 (名)	2,867	3,053	3,050	3,072	3,230

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれていません。
- 2 第103期の日本基準による諸数値につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けていません。
- 3 第99期から第101期は百万円未満を切り捨てて表示していましたが、第102期より百万円未満を四捨五入して表示しています。
- 4 当社は、2015年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しました。「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」および「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、第102期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第99期	第100期	第101期	第102期	第103期
決算年月	2011年3月	2012年3月	2013年3月	2014年3月	2015年3月
売上高 (百万円)	99,514	103,200	106,647	128,718	138,432
経常利益 (百万円)	29,604	27,776	26,404	29,746	33,884
当期純利益 (百万円)	18,534	16,502	17,702	19,861	22,483
資本金 (百万円)	6,614	6,694	7,080	7,264	7,383
発行済株式総数 (千株)	87,053	87,146	82,469	82,583	82,653
純資産額 (百万円)	159,602	168,089	166,203	180,598	203,211
総資産額 (百万円)	185,394	196,427	194,464	219,406	286,362
1株当たり純資産額 (円)	1,829.89	1,924.85	2,011.42	436.42	490.40
1株当たり配当額 (円)	90.00	100.00	100.00	100.00	110.00
(うち1株当たり 中間配当額) (円)	(40.00)	(50.00)	(50.00)	(50.00)	(50.00)
1株当たり当期純利益 (円)	216.94	189.40	209.82	48.13	54.43
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	216.69	189.21	209.49	47.98	54.20
自己資本比率 (%)	85.9	85.4	85.3	82.1	70.8
自己資本利益率 (%)	12.3	10.1	10.6	11.5	11.7
株価収益率 (倍)	15.3	18.7	21.2	19.0	32.2
配当性向 (%)	41.5	52.8	47.7	41.6	40.4
従業員数 (名)	1,924	1,927	1,903	1,878	1,899

(注) 1 提出会社の財務諸表は日本基準に基づいて作成しています。

2 売上高には、消費税等は含まれていません。

3 第99期から第101期は百万円未満を切り捨てて表示していましたが、第102期より百万円未満を四捨五入して表示しています。

4 当社は、2015年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しました。「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」および「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、第102期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しています。

2【沿革】

1890年、田口謙吉が大阪市東区北浜に田口参天堂を創業し、風邪薬「ハカリ印ヘブリン丸」を発売しました。1899年、当時の東京帝国大学病院の汎用処方基礎にして眼科薬を開発し「大学目薬」の商標で発売しました。これにより社業は飛躍的に伸展しましたので、1914年、田口謙吉と三田忠幸を主たる出資者として合資会社参天堂を設立しました。なお、このときの代表社員は、田口謙吉、三田忠幸の2名でした。

1925年7月、資本金1百万円で参天堂株式会社を設立、同年11月、合資会社参天堂を解散し、その営業権他一切を参天堂株式会社（社長は三田忠幸）に継承しました。

会社設立以降の主な変遷については、以下のとおりです。

年月	事項
1935 .	大阪市東淀川区下新庄町（現・東淀川区下新庄）に淀川工場（大阪工場）開設
1944 .	本社（東区北浜（現・中央区北浜））を淀川工場敷地内に移転
1945 . 3	営業内容を明確に表示するため商号に製薬の名称を入れ参天堂製薬株式会社に変更
1958 . 6	新たに医療用医薬品発売を契機として商号を参天製薬株式会社と変更
1963 . 11	大阪証券取引所市場第二部上場
1964 . 4	東京証券取引所市場第二部上場
1970 . 10	本社社屋を建設
1977 . 10	東京証券取引所、大阪証券取引所市場第一部上場
1985 . 1	石川県羽咋郡志雄町（現・宝達志水町）に能登工場を開設
1992 . 5	能登工場第2棟を増設
1993 . 1	アメリカ・カリフォルニア州・ナパにSanten Inc.（現・連結子会社）を設立
1996 . 4	中国・北京市に北京事務所を開設
	奈良県生駒市に奈良R & Dセンター眼科研究所（現・奈良研究開発センター）を開設
1996 . 7	滋賀県犬上郡多賀町に滋賀工場（現・滋賀プロダクトサプライセンター）を開設
1996 . 10	能登工場第3棟を増設
1997 . 2	フィンランド・タンペレ市に医薬品製造会社 Santen Oy（現・連結子会社）を設立
1997 . 3	フィンランドの眼科薬メーカー スターを買収
2001 . 11	アメリカの眼科医療機器会社 Advanced Vision Science, Inc.（現・連結子会社）を買収
2002 . 1	アメリカ・カリフォルニア州・ナパに持株会社 Santen Holdings U.S. Inc.（現・連結子会社）を設立
2002 . 11	奈良研究開発センター北棟を増設
2003 . 9	滋賀工場（現・滋賀プロダクトサプライセンター）第2棟が操業開始
2005 . 9	中国・江蘇省・蘇州市に参天製薬（中国）有限公司（現・連結子会社）を設立
2008 . 11	奈良研究開発センターに製剤開発棟および新付属棟を増設
2011 . 7	Santen Holdings U.S. Inc.およびSanten Inc.の本社所在地をアメリカ・カリフォルニア州・ナパからアメリカ・カリフォルニア州・エメリービル市へ移転
	インド・カルナータカ州・バンガロールにSanten India Private Limited（現・連結子会社）を設立
2011 . 10	フランスの眼科医薬品会社 Novagali Pharma S.A.（連結子会社）を買収
2012 . 3	オランダ・アムステルダム市に持株会社 Santen Holdings EU B.V.（現・連結子会社）を設立
	Novagali Pharma S.A.の会社形態の変更により、Novagali Pharma S.A.S.（連結子会社）へ変更
2013 . 3	滋賀工場（現・滋賀プロダクトサプライセンター）中央棟を増設
2013 . 4	Novagali Pharma S.A.S.の社名をSanten S.A.S.（現・連結子会社）へ変更
2013 . 6	本社機能を大阪市東淀川区から大阪市北区へ移転
2013 . 9	中国・江蘇省・蘇州市に参天医薬販売（蘇州）有限公司（現・連結子会社）を設立
2013 . 10	ベトナム・ホーチミン市にホーチミン事務所を開設
2013 . 12	シンガポールにSanten Pharmaceutical Asia Pte.Ltd.（現・連結子会社）を設立
2014 . 7	イタリア・ミラノにSanten Italy S.r.l.（現・連結子会社）を設立
2014 . 8	スイス・ジュネーブにSanten Switzerland SA（現・連結子会社）およびイギリス・サリーにSanten UK Limited（現・連結子会社）を設立

年月	事項
2014. 10	フィリピン・マカティ市にSANTEN PHILIPPINES INC. (現・連結子会社)およびタイ・バンコクにSANTEN (THAILAND) CO., LTD. (現・連結子会社)を設立
2014. 11	マレーシア・セランゴール州・プタリン・ジャヤにSANTEN PHARMA MALAYSIA SDN. BHD. (現・連結子会社)を設立
2014. 12	スペイン・マドリードにSanten Pharmaceutical Spain, S.L. (現・連結子会社)を設立

3【事業の内容】

参天製薬グループは、当社と連結子会社23社（期末現在）により構成されており、「医薬品の製造・販売を中心とする医薬品事業」を主な事業として取り組んでいます。

参天製薬グループの事業内容および当社と連結子会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりです。

なお、次の2区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記」に掲げるセグメントの区分と同一です。

〔医薬品事業〕

[医療用医薬品]

国内においては、当社が医療用医薬品を製造または仕入れし、全国の代理店を通じて販売を行っています。

海外においては、欧州とロシアでは、主にSanten Oyが製造を行い、自社および代理店を通じて販売を行っており、そのうち、ドイツでは、Santen GmbHが販売を、北欧の一部では、SantenPharma ABが販売支援を行っています。Santen S.A.S.が代理店を通じてフランスを中心に販売を行っています。Santen Oy、Santen Switzerland SA、Santen Italy S.r.l.およびSanten UK Limitedが、米メルク社より譲り受けた眼科製品の販売に関して、当社からの委託により販売支援を行っています。また、Santen Oy、Santen S.A.S.およびSanten GmbHが、臨床開発および医薬学術情報に係る調査分析等を行っています。Santen Holdings EU B.V.が欧州事業の金融統括を行っています。

アジアのうち、中国では、参天製薬（中国）有限公司が医療用医薬品の製造・販売を行っています。韓国参天製薬株式会社が韓国市場にて、台湾参天製薬股份有限公司が台湾市場にて、SANTEN (THAILAND) CO., LTD.がタイ市場にて、それぞれ当社の製品の販売を行っています。

また、参天製薬（中国）有限公司および韓国参天製薬株式会社が臨床開発を、Santen India Private Limitedがインドにて医薬品の市場調査および臨床開発を行っています。Santen Pharmaceutical Asia Pte. Ltd.がアセアン地域における子会社の統括・管理を行っています。

なお、2015年4月以降、Santen Pharmaceutical Asia Pte. Ltd.およびSANTEN PHARMA MALAYSIA SDN. BHD.が各国にて当社の製品の販売を行っています。

Santen Holdings U.S. Inc.が、北米における医薬品の事業開発および北米子会社の統括・管理を行っており、Santen Inc.が臨床開発、事業開発および医薬学術情報に係る調査分析等を行っています。

また、当社およびSanten Oyが、一部の医薬品の受託製造を行っています。

[一般用医薬品]

当社が一般用医薬品を製造し、国内においては、全国の代理店を通じて販売を行っています。また、海外においては、台湾参天製薬股份有限公司が台湾市場にて当社の製品の販売を行っています。

〔その他の事業〕

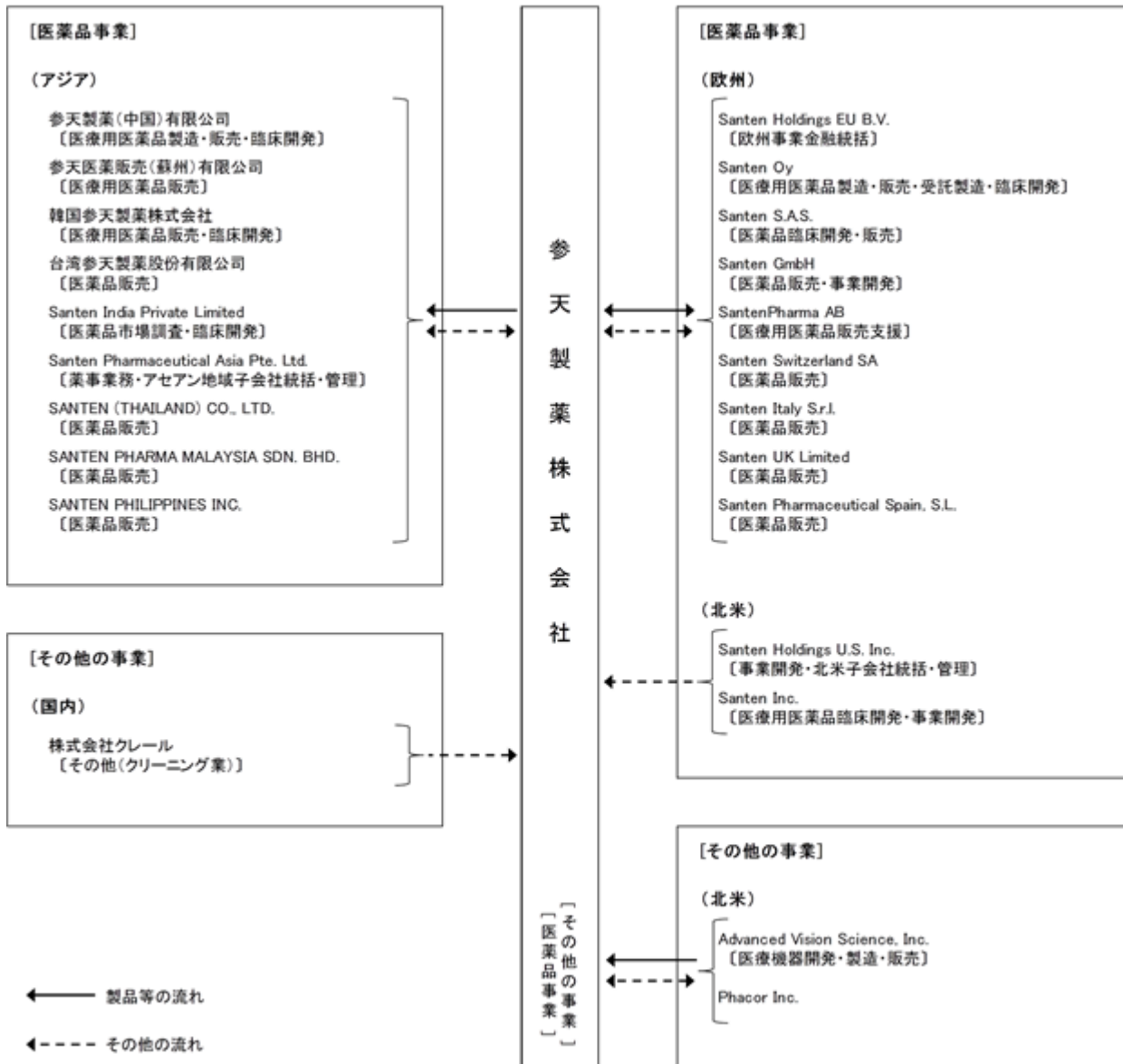
[医療機器]

Advanced Vision Science, Inc.が眼内レンズを開発・製造し、当社に販売しています。当社が眼内レンズおよびその他の眼科関連医療機器の商品を輸入し、国内で販売を行っています。

[その他]

株式会社クレールが、無塵・無菌服のクリーニング業を行っています。

以上の事業系統図の概略は下記のとおりです。



4【関係会社の状況】

2015年3月31日現在

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事 業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社クレール	滋賀県 犬上郡 多賀町	百万円 90	その他	100.0	当社が無塵・無菌服のクリー ニングを委託しています。 役員の兼任 - 名
Santen Holdings U.S. Inc.	アメリカ カリフォルニア州 エメリービル市	千アメリカドル 24,784	医薬品	100.0	当社が医薬品・医療機器の事業 開発および北米子会社の統括・ 管理を委託しています。 役員の兼任 - 名
Santen Inc.	アメリカ カリフォルニア州 エメリービル市	千アメリカドル 8,765	医薬品	100.0 (100.0)	当社が医薬品の臨床開発および 医薬学術情報に係る調査分析を 委託しています。 役員の兼任 - 名
Advanced Vision Science, Inc.	アメリカ カリフォルニア州 ゴレタ	千アメリカドル 10	その他	100.0 (100.0)	当社が医療機器を輸入しており、 また当社が医療機器の研究 開発を委託しています。 役員の兼任 - 名
Phacor Inc.	アメリカ カリフォルニア州 サンルイスオビスポ	千アメリカドル 10	その他	100.0 (100.0)	役員の兼任 - 名
Santen Holdings EU B.V.	オランダ アムステルダム市	千ユーロ 50	医薬品	100.0	役員の兼任 - 名
Santen Oy	フィンランド タンペレ市	千ユーロ 20,000	医薬品	100.0 (100.0)	当社が医薬品の輸出入、医薬品 等の臨床開発および販売活動の 委託ならびに欧州での製造販売 権を付与しています。 役員の兼任 - 名
Santen S.A.S.	フランス エブリー市	千ユーロ 1,976	医薬品	100.0 (100.0)	医薬品の臨床開発を受委託して います。 役員の兼任 - 名
Santen GmbH	ドイツ ミュンヘン	千ユーロ 25	医薬品	100.0 (100.0)	当社が医薬学術情報に係る調査 分析を委託しています。 役員の兼任 - 名
SantenPharma AB	スウェーデン ストックホルム	千スウェーデン クローナ 500	医薬品	100.0 (100.0)	役員の兼任 - 名
Santen Switzerland SA	スイス ジュネーブ	千スイスフラン 1,657	医薬品	100.0 (100.0)	当社が販売活動を委託していま す。 役員の兼任 - 名
Santen Italy S.r.l.	イタリア ミラノ	千ユーロ 10	医薬品	100.0 (100.0)	当社が販売活動を委託していま す。 役員の兼任 - 名
Santen UK Limited	イギリス サリー	千ユーロ 2,300	医薬品	100.0 (100.0)	当社が販売活動を委託していま す。 役員の兼任 - 名
Santen Pharmaceutical Spain, S.L.	スペイン マドリッド	千ユーロ 3	医薬品	100.0 (100.0)	役員の兼任 - 名

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事 業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
参天製薬(中国)有限公司	中国 江蘇省 蘇州市	百万円 3,800	医薬品	100.0	当社が医薬品等を輸出し、医療用医薬品の中国での製造販売権を付与しています。また当社が臨床開発を委託しています。 役員の兼任 - 名
参天医薬販売(蘇州)有限公司	中国 江蘇省 蘇州市	千元 10,000	医薬品	100.0 (100.0)	役員の兼任 - 名
韓国参天製薬株式会社	韓国 ソウル市	千韓国ウォン 29,000,000	医薬品	100.0	当社が医薬品等を輸出しており、また当社が販売活動および臨床開発を委託しています。 役員の兼任 - 名
台湾参天製薬股份有限公司	台湾 台北市	千台湾ドル 42,000	医薬品	100.0	当社が医薬品等を輸出しています。 役員の兼任 - 名
Santen India Private Limited	インド カルナータカ州 バンガロール	千インドルピー 48,500	医薬品	100.0 (0.1)	当社が医薬品の市場調査および臨床開発を委託しています。 役員の兼任 - 名
Santen Pharmaceutical Asia Pte. Ltd.	シンガポール	千シンガポール ドル 10,500	医薬品	100.0	当社が薬事業務およびアセアン地域子会社統括・管理を委託しています。 役員の兼任 - 名
SANTEN (THAILAND) CO., LTD.	タイ バンコク	千タイバーツ 100,000	医薬品	100.0 (100.0)	役員の兼任 - 名
SANTEN PHARMA MALAYSIA SDN. BHD.	マレーシア セランゴール州 スパン・ジャヤ	千マレーシア リンギット 4,000	医薬品	100.0 (100.0)	役員の兼任 - 名
SANTEN PHILIPPINES INC.	フィリピン マカティ市	千フィリピン ペソ 43,309	医薬品	100.0 (100.0)	役員の兼任 - 名

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しています。

- 2 Santen Holdings U.S. Inc.、Santen Inc.、Santen Oy、参天製薬(中国)有限公司および韓国参天製薬株式会社は特定子会社です。
- 3 「議決権の所有割合」欄の()内は間接所有割合で内数です。
- 4 有価証券届出書および有価証券報告書を提出している子会社はありません。
- 5 連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある子会社はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2015年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
医薬品事業	3,065
その他の事業	165
合計	3,230

(注) 従業員数は就業人員数で、パートタイマーおよび派遣社員を除いています。

(2) 提出会社の状況

2015年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
1,899	42歳0ヶ月	16年2ヶ月	7,945

セグメントの名称	従業員数(名)
医薬品事業	1,826
その他の事業	73
合計	1,899

(注) 1 従業員数は就業人員数で、当社から社外への出向者、パートタイマーおよび派遣社員を除いており、社外から当社への出向者を含んでいます。

2 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。

(3) 労働組合の状況

参天製薬グループでは、当社および連結子会社2社が労働組合を組織しています。

当社は、参天グループ従業員組合を組織し(組合員数 1,417名)、事務所を大阪市東淀川区下新庄に置く単一組合で、現在無所属であり、自主的に活動しています。また、Santen Oy(連結子会社)においては、工場に勤務する労働者、事務職の管理職員および事務職の一般職員が各々の労働組合を組織しています。参天製薬(中国)有限公司(連結子会社)においては、全社員で労働組合を組織しています。労使関係は良好で、相互によく理解し協調の実をあげています。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

<1>IFRS(フル)ベース

参天製薬グループでは、日本、アジア、欧州および米国などで事業を展開しています。また、参天製薬株式会社の株主構成は、外国人投資家の株式保有比率が40%を超える高い水準となっています。これらの状況を踏まえ、資本市場において、財務情報の国際的な比較性向上を目指し、当連結会計年度より国際会計基準(以下、IFRS)を適用しています。

なお、前連結会計年度の諸数値をIFRSに組み替えて比較分析を行っています。

日本基準とIFRSとの主要な差異は次のとおりです。

(表示科目)

- ・IFRSの「売上収益」は、日本基準での「売上高」に相当します。
- ・IFRSの「営業利益」は、日本基準での「営業利益」と異なり、従来の営業活動に関する利益に加えて、日本基準での「営業外収益」、「営業外費用」、「特別利益」および「特別損失」項目が含まれます。ただし、これらの項目のうち、受取利息や支払利息、為替差損益などは「金融収益」「金融費用」として区分され、IFRSの「営業利益」には含まれません。

(詳細項目)

- ・日本基準では、製品および技術の導入契約に伴い発生した一時金等の費用のうち、主に当局の承認が得られる前に発生したものを研究開発費として費用処理していましたが、IFRSでは、これらの費用のうち、要件を満たしたものを無形資産として計上し、使用可能となった時点から見積耐用年数にわたって定額法で償却しています。
- ・日本基準では、のれんについては、効果が発現すると見積られる期間にわたり均等償却を行っていましたが、IFRSでは償却を行っていません。
- ・日本基準では、退職給付に係る数理計算上の差異を発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数で償却していましたが、IFRSでは確定給付負債の純額の再測定の金額を発生時にその他の包括利益で認識し、直ちに利益剰余金に振り替えています。

ア)業績の状況

当連結会計年度の国内医療用眼科薬市場は、消費税率引き上げに伴う需要の反動や薬価改定の影響があったものの、網膜疾患治療剤および抗アレルギー点眼剤の伸長等により、前連結会計年度と比べ拡大しました。海外医療用眼科薬市場は、欧州・アジアで堅調に推移しました。国内一般用眼科薬市場は、前連結会計年度と比べほぼ横ばいで推移しました。

このような市場環境の下、事業は堅調に推移し、当連結会計年度の業績は増収増益となりました。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	対前年度増減率
売上収益	146,260	161,831	10.6%
営業利益	29,878	35,374	18.4%
税引前当期利益	30,361	35,863	18.1%
親会社の所有者に 帰属する当期利益	19,718	24,032	21.9%

〔売上収益〕

前連結会計年度と比べ10.6%増加し、1,618億3千1百万円となりました。

これは、主力の国内医療用医薬品事業における眼科用VEGF阻害剤「アイリーア硝子体内注射液」、抗アレルギー点眼剤「アレジオン点眼液」などの成長、2014年5月13日付発表の米メルク社の眼科製品の譲り受けや欧州・アジアにおける普及促進活動の展開などによるものです。

〔営業利益〕

売上総利益は、大幅な売上収益の増加に伴い、前連結会計年度と比べ165億5千1百万円増加し、1,054億5千8百万円となりました。なお、売上原価率は、前連結会計年度と比べ4.4ポイント減少し、34.8%となりました。

販売費及び一般管理費は、米メルク社の眼科製品の譲り受けに伴い、販売活動に関する費用が増加したことなどにより、前連結会計年度と比べ17.4%増加し、488億9千3百万円となり、研究開発費は、174億7千7百万円となりました。また、上述の米メルク社の眼科製品の譲り受けに伴う無形資産の償却費を計上したことなどにより、製品に係る無形資産償却費は、39億7千9百万円となりました。従来日本基準における営業外収益ならびに特別利益から金融に関連する項目を除いたものに相当するその他の収益は7億2千3百万円、営業外費用ならびに特別損失から金融に関連する項目を除いたものに相当するその他の費用は4億5千8百万円となりました。

これらにより、営業利益は353億7千4百万円となり、前連結会計年度と比べ18.4%増加しました。

〔税引前当期利益〕

税引前当期利益は、358億6千3百万円となり、前連結会計年度と比べ18.1%増加しました。

〔親会社の所有者に帰属する当期利益〕

前連結会計年度と比べ21.9%増加し、240億3千2百万円となりました。売上収益に対する当期利益の比率は、14.9%となりました。

イ) セグメント別業績の状況

参天製薬グループは、医薬品事業とその他の事業セグメントから構成されます。売上収益の多くは医薬品事業によっており、その全売上収益に占める比率は、98.4%になります。

医薬品事業の売上収益は、前連結会計年度と比べ11.1%増加し、1,592億6千2百万円となりました。営業利益は、359億7千6百万円となりました。一方、その他の事業の売上収益は、前連結会計年度と比べ12.6%減少し、25億6千9百万円となりました。営業損失は、6億2百万円となりました。

(単位：百万円)

	国内		海外		合計	
	金額	対前年度 増減率	金額	対前年度 増減率	金額	対前年度 増減率
医薬品事業	122,310	2.6%	36,952	53.1%	159,262	11.1%
医療用医薬品	115,672	2.6%	36,884	53.1%	152,556	11.5%
うち眼科薬	105,345	3.5%	30,714	32.1%	136,059	8.8%
うち抗リウマチ薬	9,568	5.9%	61	31.2%	9,629	6.1%
うちその他医薬品	759	9.6%	6,109	708.8%	6,868	330.6%
一般用医薬品	6,638	3.6%	68	85.5%	6,706	4.1%
その他の事業	2,526	12.5%	43	17.9%	2,569	12.6%
医療機器	2,284	13.0%	43	17.9%	2,327	13.1%
その他	242	7.4%	-	-	242	7.4%
合計	124,836	2.3%	36,995	53.0%	161,831	10.6%

(注) 各セグメントの売上収益は、外部顧客に対する売上収益を表しています。

) 医薬品事業

a) 医療用医薬品

(眼科薬)

・国内

薬価改定や消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動、競合や後発品促進策の影響などがありましたが、医療施設ごとの潜在ニーズとその変化を的確に捉えた医薬情報提供などの普及促進活動を展開した結果、国内医療用眼科薬の売上収益は、前連結会計年度と比べ3.5%増加し、1,053億4千5百万円となりました。

緑内障・高眼圧症領域においては、主力製品の「タプロス点眼液」、「コソプト配合点眼液」は数量ベースでは計画通り推移しました。しかしながら、上述の駆け込み需要の反動や、「コソプト配合点眼液」においては薬価改定の影響があり、金額ベースでは前連結会計年度と比べ減少となりました。それぞれの製品の売上収益は、「タプロス点眼液」は、前連結会計年度と比べ7.0%減少し、83億2千9百万円となりました。また、「コソプト配合点眼液」は、前連結会計年度と比べ9.8%減少し、106億8千9百万円となりました。

角結膜疾患治療剤領域においては、ドライアイ（眼球乾燥症候群）などに伴う角結膜上皮障害の治療剤「ヒアレイン点眼液」の売上収益は、薬価改定や後発品促進策の影響により、前連結会計年度と比べ15.7%減少し、153億1千6百万円となりました。また、「ジクアス点眼液」の売上収益は、上述の駆け込み需要の反動により、前連結会計年度と比べ5.3%減少し、74億1千9百万円となりました。

合成抗菌点眼剤領域においては、「クラビット点眼液」、「タリビッド点眼液」両剤合わせた売上収益は、薬価改定や後発品促進策の影響により、前連結会計年度と比べ20.5%減少し、72億6千1百万円となりました。

抗アレルギー点眼剤領域においては、2013年11月上市の新製品「アレジオン点眼液」を中心に医薬情報提供活動に注力した結果、「リボスチン点眼液」と「アレジオン点眼液」を合わせた売上収益は、前連結会計年度と比べ93.2%増加し、89億6千1百万円となりました。

網膜疾患治療剤領域においては、滲出型加齢黄斑変性等の治療ニーズに応える「アイリーア硝子体内注射液」の売上収益は、市場が拡大する中、適応症追加の効果もあり、順調に市場浸透した結果、前連結会計年度と比べ32.7%増加し、248億8千6百万円となりました。

・海外

海外における売上収益は、円換算ベースで前連結会計年度と比べ32.1%増加し、307億1千4百万円となりました。

欧州においては、医薬情報提供などの普及促進活動に注力した結果、緑内障・高眼圧症治療剤「タフロタン」が市場に浸透してきました。

アジアにおいては、主力品の普及促進活動の展開により、中国を中心に当社製品の市場浸透が進みました。

(抗リウマチ薬)

抗リウマチ薬については、薬価改定や競合の影響もあり、「リマチル錠」、「アザルフィジンEN錠」ならびに「メトレート錠」等を合わせた売上収益は、前連結会計年度と比べ6.1%減少し、96億2千9百万円となりました。

(その他医薬品)

その他医薬品には、技術提携（導出）契約に基づく収入、受託製造等が含まれます。また、米メルク社の眼科製品の譲り受けに関し、関連する法制上の手続きが完了し、各国・地域で参天製薬グループの製品としての販売が開始されるまでの間、米メルク社側に生じた利益の一部が契約に基づいて当社に還元されます。この収入が51億7千4百万円あったことにより、その他医薬品の売上収益は、68億6千8百万円となりました。

b) 一般用医薬品

一般用医薬品の売上収益は、国内における消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響があったものの、「サンテ」シリーズ全体のブランド価値向上のための販売促進活動に注力したことや、高価格品が堅調に推移したことなどにより、前連結会計年度と比べ4.1%増加し、67億6百万円となりました。

) その他の事業

(医療機器)

医療機器の売上収益は、高屈折率の亚克力素材を光学部に用いたフォールダブル眼内レンズ「エタニティー」シリーズの普及促進活動に注力したものの、国内の競合の影響などもあり、前連結会計年度と比べ13.1%減少し、23億2千7百万円となりました。

(その他)

その他の売上収益は、株式会社クレール(連結子会社)での無塵・無菌服のクリーニング業によるものと、サプリメント製品の販売によるもので、2億4千2百万円となりました。

ウ) その他の損益の状況

主に受取利息や受取配当金、支払利息、為替差損益などの金融に関連する項目から構成される「金融収益」「金融費用」については、当連結会計年度に株式の売却益の計上がなかったことにより、金融収益が前連結会計年度と比べ16.2%減少し、7億6千8百万円となりました。金融費用は、為替差損の影響が少なくなったことにより、前連結会計年度と比べ35.5%減少し、2億7千9百万円となりました。

法人所得税費用は、税引前当期利益が増加したことや、日本における法人税改正に伴う繰延税金資産の取崩しの影響などもあり、前連結会計年度と比べ11.2%増加し、118億3千1百万円となりましたが、税引前当期利益に対する法人所得税費用の比率は、前連結会計年度の35.1%から33.0%となりました。

これらの結果、当期利益は、前連結会計年度と比べ21.9%増加し、240億3千2百万円となり、売上収益に対する当期利益の比率は、前連結会計年度の13.5%から14.9%となりました。

基本的1株当たり当期利益(EPS)は、前連結会計年度の47円78銭から58円18銭に、希薄化後1株当たり当期利益は、前連結会計年度の47円63銭から57円93銭となりました。なお、当社では、2015年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しましたが、上述の基本的1株当たり当期利益(EPS)ならびに希薄化後1株当たり当期利益については、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しています。

< 2 > コアベース

参天製薬グループではIFRS適用を機に、上述のIFRSによる業績(「IFRS(フル)ベース」)から一部の収益、費用を控除した「コアベース」での財務情報を経常的な業績を示す指標として、併せて開示します。IFRS(フル)ベースによる業績からコアベースでの業績への調整において控除する収益、費用は次のとおりです。

- ・製品に係る無形資産償却費
- ・その他の収益
- ・その他の費用
- ・金融収益
- ・金融費用

これらの項目に係る法人所得税費用を調整し、コアベースでの当期利益を算出しています。

当連結会計年度のコアベースでの業績は、以下のとおりとなりました。なお、()内の数値はIFRS（フル）ベースでの業績です。

(単位：百万円)

コアベース	前連結会計年度		当連結会計年度		対前年度増減率	
		(フルベース)		(フルベース)		(フルベース)
売上収益	146,260	(146,260)	161,831	(161,831)	10.6%	(10.6%)
営業利益	30,403	(29,878)	39,088	(35,374)	28.6%	(18.4%)
当期利益	19,813	(19,718)	25,948	(24,032)	31.0%	(21.9%)

(2) キャッシュ・フローの状況

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	増減額 (百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー	26,686	25,386	1,300
投資活動による キャッシュ・フロー	7,847	61,709	53,862
財務活動による キャッシュ・フロー	7,954	28,960	36,914
現金及び現金同等物の 期末残高	72,397	65,923	6,474

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、法人所得税の支払いが140億8千7百万円、営業債権及びその他の債権の増加が77億1百万円ありましたが、当期利益が240億3千2百万円、減価償却費及び償却費が69億5千8百万円あったことなどにより、253億8千6百万円の収入（前連結会計年度は、266億8千6百万円の収入）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、投資の売却及び償還による収入が41億4千9百万円ありましたが、無形資産の取得による支出が634億6千8百万円あったことなどにより、617億9百万円の支出（前連結会計年度は、78億4千7百万円の支出）となりました。なお、無形資産の取得の主な内容は、米メルク社の眼科製品の譲り受けに伴うものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いが82億6千4百万円ありましたが、米メルク社の眼科製品の譲り受けに関し、長期借入れによる収入が400億円あったことなどにより、289億6千万円の収入（前連結会計年度は、79億5千4百万円の支出）となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度末と比べ64億7千4百万円減少し、659億2千3百万円となりました。

(3) 並行開示情報

連結財務諸表規則（第7章および第8章を除く。以下「日本基準」という。）により作成した要約連結財務諸表およびIFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項は、以下のとおりです。

なお、日本基準により作成した当連結会計年度の要約連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けていません。

要約連結貸借対照表（日本基準）

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当連結会計年度 (2015年3月31日)
資産の部		
流動資産	156,006	154,613
固定資産		
有形固定資産	27,629	29,104
無形固定資産	16,585	73,272
投資その他の資産	30,886	39,368
固定資産合計	75,100	141,744
資産合計	231,106	296,357
負債の部		
流動負債	39,094	56,162
固定負債	10,803	35,476
負債合計	49,897	91,638
純資産の部		
株主資本	175,329	190,015
その他の包括利益累計額	5,481	14,151
新株予約権	399	553
純資産合計	181,209	204,719
負債純資産合計	231,106	296,357

要約連結損益及び包括利益計算書（日本基準）

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)
売上高	148,663	161,881
売上原価	58,105	56,423
売上総利益	90,558	105,458
販売費及び一般管理費	63,144	71,942
営業利益	27,414	33,516
営業外収益	976	1,333
営業外費用	466	333
経常利益	27,924	34,516
特別利益	474	155
特別損失	1,505	344
税金等調整前当期純利益	26,893	34,327
法人税等合計	9,784	11,757
少数株主損益調整前当期純利益	17,109	22,570
当期純利益	17,109	22,570
少数株主損益調整前当期純利益	17,109	22,570
その他の包括利益合計	8,269	8,708
包括利益	25,378	31,278
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	25,378	31,278
少数株主に係る包括利益	-	-

要約連結株主資本等変動計算書（日本基準）

前連結会計年度（自 2013年4月1日 至 2014年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本	その他の包括利益 累計額	新株予約権	純資産合計
当期首残高	165,856	1,047	324	165,133
当期変動額合計	9,473	6,528	75	16,076
当期末残高	175,329	5,481	399	181,209

当連結会計年度（自 2014年4月1日 至 2015年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本	その他の包括利益 累計額	新株予約権	純資産合計
当期首残高	175,329	5,481	399	181,209
当期変動額合計	14,686	8,670	154	23,510
当期末残高	190,015	14,151	553	204,719

要約連結キャッシュ・フロー計算書（日本基準）

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	25,958	24,763
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,694	61,087
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,953	28,960
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,289	890
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	12,600	6,474
現金及び現金同等物の期首残高	59,797	72,397
現金及び現金同等物の期末残高	72,397	65,923

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更（日本基準）

前連結会計年度（自 2013年4月1日 至 2014年3月31日）

（減価償却方法の変更）

従来、当社および国内子会社は、有形固定資産の減価償却方法について、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用していましたが、当連結会計年度より定額法に変更しています。

当社グループでは、2011年度から2013年度の中期経営計画において、生産・品質管理の徹底、ならびにグローバルレベルでの生産ラインの効率化の推進と再編により、中長期的な視点で高い競争力を有する製品の供給体制の構築を目標に掲げています。その実現のため、大阪工場の生産機能、生産技術、および原材料調達等の機能の滋賀プロダクトサプライセンターへの移管を中心とした設備投資や海外拠点における生産体制の見直しを進めてきました。2013年度から滋賀プロダクトサプライセンターが当社グループの生産の中核拠点として稼働を開始するなど、新たなグローバル生産体制と今後の安定的な製品供給体制が整備されました。

このグローバル生産体制最適化を契機に、有形固定資産の使用実態を見直した結果、安定的な設備の稼働が見込まれること、また、グループとしてグローバルに効率的かつ安定的な資源配分を行えるようになったことから、有形固定資産の減価償却方法に関する会計方針をグループ内で定額法に統一することが、有形固定資産の使用実態をより適切に反映するものと判断しました。

この結果、従来の方法によった場合と比較して、当連結会計年度の減価償却費は745百万円減少し、営業利益は602百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ613百万円増加しています。

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」といいます。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）が平成25年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度よりこれらの会計基準等を適用し、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る負債に計上しました。また、当社は、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上したことに伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しています。また、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しています。

この結果、当連結会計年度の期首において、退職給付に係る負債が5,966百万円計上されるとともに、その他の包括利益累計額が1,713百万円減少し、利益剰余金が227百万円増加しています。また、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微です。

当連結会計年度（自 2014年4月1日 至 2015年3月31日）
該当事項はありません。

IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項

前連結会計年度（自 2013年4月1日 至 2014年3月31日）

「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 35. 初度適用」をご参照ください。

当連結会計年度（自 2014年4月1日 至 2015年3月31日）
（のれんの償却）

日本基準では、のれんの償却については、効果が発現すると見積られる期間にわたり均等償却を行っていましたが、IFRSでは移行日以降、償却をせず毎期減損テストを行っています。

この結果、IFRSでは、日本基準に比べて、連結純損益及びその他の包括利益計算書の「販売費及び一般管理費」が857百万円減少しています。

（研究開発費の資産計上）

日本基準では、製品および技術の導入契約に伴い発生した一時金等の費用のうち、主に当局の承認が得られる前に発生したものを研究開発費として費用処理していましたが、IFRSでは、これらの費用のうち、資産計上の要件を満たしたものを「無形資産」として計上しています。

この結果、IFRSでは、日本基準に比べて、連結純損益及びその他の包括利益計算書の「研究開発費」が522百万円減少しています。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び商品仕入実績

当連結会計年度における生産実績および商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

生産実績

セグメントの名称	金額(百万円)	対前年度増減率(%)
医薬品事業	108,571	14.8
医療用医薬品	101,842	16.0
一般用医薬品	6,729	1.1
その他の事業	2,685	8.4
医療機器	2,685	8.4
その他	-	-
合計	111,256	14.1

(注) 金額は販売価格によっており、消費税等は含まれていません。

商品仕入実績

セグメントの名称	金額(百万円)	対前年度増減率(%)
医薬品事業	29,162	13.2
医療用医薬品	29,162	13.2
一般用医薬品	-	-
その他の事業	540	68.7
医療機器	483	82.3
その他	57	3.5
合計	29,702	12.4

(注) 金額は仕入価格によっており、消費税等は含まれていません。

(2) 受注状況

参天製薬グループは販売計画、在庫状況を基礎として生産計画を立案し、これによって生産を行っていますので受注生産は行っていません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	金額(百万円)	対前年度増減率(%)
医薬品事業	159,262	11.1
医療用医薬品	152,556	11.5
一般用医薬品	6,706	4.1
その他の事業	2,569	12.6
医療機器	2,327	13.1
その他	242	7.4
合計	161,831	10.6

(注) 1 セグメント間の取引については、相殺消去しています。

2 最近2連結会計年度における、主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
株式会社スズケン	32,546	22.3	32,774	20.3
株式会社メディセオ	26,334	18.0	27,491	17.0

3 上記金額には、消費税等は含まれていません。

3【対処すべき課題】

中期経営計画について

参天製薬グループは、基本理念の実現に向けて、2020年に向けた長期的な経営ビジョンを掲げ、世界中の一人でも多くの患者さんの健康の増進に貢献するために、「世界で存在感のあるスペシャリティ・カンパニー」を目指します。さらに、長期的な経営ビジョンの実現に向け、より具体的な取り組みを進めるために、2014年度から2017年度までの4カ年の中期経営計画を策定し、以下の3つの基本方針を主たる対処すべき課題として取り組んでいます。

- () 持続的成長を可能とするための製品創製への変革、生産性向上の実現
- () アジア・欧州での事業成長および新規市場参入によるプレゼンスの向上
- () 持続的な成長を実現するための人材育成および組織構築

2018年3月期 財務目標

売上高	2,050億円以上
営業利益	450億円以上
当期純利益	310億円以上
ROE	13%以上
研究開発費	210億円程度
償却前営業利益	545億円以上
配当性向	40%を目標

4【事業等のリスク】

当連結会計年度末現在において判断した将来の業績または財政状態に影響を与えうるリスクや不確実性には、以下のようなものがあります。ただし、将来の業績または財政状態に影響を与えうるリスクや不確実性は、これらに限定されるものではありません。

(1) 外的環境要因

<医薬品行政の動向>

医療用医薬品部門については、日本ならびにその他各国政府による医療保険制度や薬価に関する規制の影響を受けます。日本国内の薬価改定については、現在予測可能な範囲に限り、その影響を業績予想等の見通しに織り込んでいますが、予測可能な範囲を超えた薬価改定や、その他の医療保険制度の改定があった場合は、業績または財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

海外においても、同様に医療用医薬品の価格等に関する様々な規制があり、政府による価格低下の圧力は継続する傾向にあります。

<社会・経済情勢ならびに法規制の変更>

将来の業績は、主要市場における政治情勢や経済情勢の影響を受ける可能性があります。また、業績または財政状態は、会計基準、税法、製造物責任(PL)法、独占禁止法、環境関連法などの法規制変更の影響を受ける可能性があります。

<為替>

参天製薬グループは世界各国で事業を展開しているため、為替の変動が参天製薬グループの業績、財政状態に影響を与えます。2015年3月期の海外売上収益は、連結売上収益の22.9%でした。

(2) 競争

<後発品の影響>

国内外における後発品の販売は、参天製薬グループの業績に影響を与える可能性があります。参天製薬グループの製品の中には、すでに他社から後発品が発売されているものもあり、今後、後発品の影響が強まる可能性があります。

(3) 特定の製品・取引先等への依存

<主力製品への依存>

「アイリーア硝子体内注射液」、「ヒアレイン点眼液」の2製品の連結売上収益に対する比率は、2015年3月期で25%を超えています。これらの製品が万一、製品の欠陥、予期せぬ副作用などの要因により販売中止となったり、売上収益が大幅に減少した場合、業績または財政状態に大きな影響を及ぼします。

<ライセンス製品への依存>

参天製薬グループの製品には、他社から製造販売権、ならびに販売権を供与されているものが多くあります。眼科薬における独占的製造販売権の供与を受けている品目には、「クラビット点眼液」、「デタントール点眼液」、「タプロス点眼液」、「ジクアス点眼液」、「アレジオン点眼液」などがあります。国内販売権の供与を受けている品目には、「リボスチン点眼液」があります。国内独占的販売権の供与を受けている品目には、「アザルフィジンEN錠」、「レスキュラ点眼液」、「アイリーア硝子体内注射液」があります。契約期間満了、契約条件の変更や、販売提携の解消などが起こった場合、業績に影響を及ぼします。

<特定の取引先への依存>

原薬や容器など、原材料の中には供給を特定の取引先に依存しているものがあります。何らかの要因によりこうした原材料の供給が停止した場合、参天製薬グループでの生産活動に悪影響を与える可能性があります。さらに、これに起因して参天製薬グループの製品の供給が滞った場合、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

参天製薬グループと取引のある医薬品卸のうち、上位10社への取引高の集中度は、連結売上収益の約70%に達しており、医薬品卸の倒産などにより貸倒れが発生した場合、参天製薬グループの業績に影響を及ぼします。

(4) 研究開発活動

<新薬開発の不確実性>

新薬の研究開発から承認・発売までは非常に長期間を要し、開発中止、承認申請後の不許可などの不確実性を多く含みます。参天製薬グループが開発中の新薬あるいは追加効能・剤形等について、販売・製造の許可がおりるかどうかが、あるいはいつ承認を得ることができるかを確実に予測することはできません。

新薬に関わる見通しを実現できるかどうかは、様々な要素の影響を受けます。例えば、承認審査の遅れ、臨床試験データが競合品に対し非劣性を示さない、安全性や効能に関する懸念、予期せぬ副作用、開発中止や発売時期の遅延などは、新薬の期待売上収益に悪い影響を与えます。

<研究開発投資が十分な成果を生まない可能性>

新製品の創製・開発ならびに追加効能・剤形等の開発は将来の成長に必要な不可欠であり、参天製薬グループは毎年多額の研究開発投資を行っていますが、将来、研究開発投資に見合う新薬の売上収益を実現できない可能性があります。

<他社との提携の成否>

新製品に関わる見通しには、他社との開発・販売提携等を前提とするものが含まれています。こうした提携の成否は参天製薬グループの業績または財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) その他の要因

< 知的財産権 >

参天製薬グループの事業は、物質・製法などに関する様々な特許によって保護されています。参天製薬グループでは、これらの特許権を含む知的財産権を適切に管理し、第三者からの侵害にも注意を払っていますが、第三者からの侵害を受けた場合には、参天製薬グループの業績に影響を与える可能性があります。また、参天製薬グループの事業が第三者の知的財産権を侵害しないようにも注意を払っていますが、万一、第三者の知的財産権を侵害した場合、損害賠償を請求されるなど、業績に影響を与える可能性があります。

< 生産の停滞・遅延 >

自然災害、火災などの要因により生産活動の停滞・遅延が起こった場合、参天製薬グループの業績または財政状態に影響を与える可能性があります。また、品目によっては、生産を一箇所に集中しているものがあり、特定の工場の機能が停止した場合、製品供給が滞る可能性があります。

< 販売中止、製品回収等 >

参天製薬グループの製品の一部が、製品品質の欠陥、予期せぬ副作用、第三者による異物混入等により、販売中止または製品回収などの事態となった場合、業績に悪い影響を与えます。

< 訴訟 >

医療用医薬品の製造・販売を主たる事業とする参天製薬グループでは、将来、特許、製造物責任(PL)法、独占禁止法、消費者、環境などに関わる訴訟を提起される可能性があり、訴訟が発生した場合、それらの訴訟等の動向は、参天製薬グループの業績または財政状態に影響を与える可能性があります。なお、現在、参天製薬グループの経営に大きな影響を与えるような訴訟を提起されている案件はありません。

< グローバルな事業展開に関わるリスク >

参天製薬グループでは、医薬品の販売や研究開発活動を世界各国で行なっており、また、持続的な成長のためのグローバルな事業展開にあたって、資産の譲受や企業買収を実施しています。このような世界各国における事業活動は、法令や規則の変更、政情不安、経済動向の不確実性、商習慣の相違その他のリスクに直面する可能性があり、その結果当初想定した効果や利益が実現されない可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 技術契約(導入)

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間	対価の支払
参天製薬株式会社(当社)	第一三共株式会社	日本	オフロキサシン(合成抗菌剤)	眼科薬における独占的製造販売権	1986年8月～2001年9月(以後3年毎の自動更新)	販売高に応じた一定料率のロイヤルティ
参天製薬株式会社(当社)	第一三共株式会社	日本	レボフロキサシン(合成抗菌剤)	眼科薬における独占的製造販売権	1994年5月～発売日から10年間、又は、特許権の存続期間の満了日の長い方(以後3年毎の自動更新)	契約一時金及び販売高に応じた一定料率のロイヤルティ
参天製薬株式会社(当社)	エーザイ株式会社	日本	ブナゾシン塩酸塩(緑内障治療剤)	眼科薬における独占的製造販売権	1994年12月～発売日から8年間、又は、特許権の存続期間の満了日の長い方(以後1年毎の自動更新)	契約一時金及び販売高に応じた一定料率のロイヤルティ
参天製薬株式会社(当社)	旭硝子株式会社	日本	タフルプロスト(緑内障・高眼圧症治療剤)	眼科薬における独占的製造販売権	2005年12月～発売日から10年間、又は、特許権の存続期間の満了日の長い方	契約一時金及び販売高に応じた一定料率のロイヤルティ
参天製薬株式会社(当社)	インスパイア社	アメリカ	ジクアホソルナトリウム(角結膜疾患治療剤)	眼科薬における独占的製造販売権	1998年12月～発売日から10年間、又は、特許権の存続期間の満了日の長い方	販売高に応じた一定料率のロイヤルティ
参天製薬株式会社(当社)	日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社	日本	エピナスチン塩酸塩(抗アレルギー点眼剤)	眼科薬における製造販売権	2011年2月～発売日から10年間	契約一時金及び販売高に応じた一定料率のロイヤルティ

(2) 技術契約(導出)

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間	対価の受取
Advanced Vision Science, Inc.(連結子会社)	ボシュロム社	アメリカ	エタニティー(眼内レンズ)	独占的製造販売権	2009年2月～発売日から10年間、又は、特許権の存続期間の満了日の長い方	契約一時金、マイルストーン及び販売高に応じた一定料率のロイヤルティ
参天製薬株式会社(当社)	オーク社	アメリカ	タフルプロスト(緑内障・高眼圧症治療剤)	独占的製造販売権	2014年4月～2022年3月	マイルストーン及び販売高に応じた一定料率のロイヤルティ

(3) 販売契約 (導入)

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間	対価の支払
参天製薬株式会社 (当社)	ファイザー株式会社	日本	サラゾスルファピリジン (抗リウマチ薬)	国内独占的販売権	1990年10月 ~ 2013年12月 (以後 1 年毎の自動更新)	契約一時金
参天製薬株式会社 (当社)	ヤンセンファーマ株式会社	日本	レボカバステチン塩酸塩 (抗アレルギー剤)	国内販売権	2000年 9 月 ~ 発売日から10年後の12月 (以後 1 年毎の自動更新)	契約一時金
参天製薬株式会社 (当社)	株式会社アールテック・ウエノ	日本	イソプロピルウノプロストン (緑内障治療剤)	国内独占的販売権	2004年 7 月 ~ 2016年 3 月	契約一時金
参天製薬株式会社 (当社)	バイエル薬品株式会社	日本	アフリベルセプト硝子体内注射液 (滲出型加齢黄斑変性)	国内独占的販売権	2012年 5 月 ~ 2021年12月	-

(4) 業務・資本提携

契約会社名	相手方の名称	契約締結日	契約内容
参天製薬株式会社 (当社)	株式会社日本政策投資銀行	2011年 2 月 8 日	当社の海外事業の積極的な展開に備え、産業支援金融機関としての経験と海外ネットワークを活用

(5) 吸収分割契約

当社は、2015年 5 月12日開催の当社取締役会において、当社の抗リウマチ薬に係る事業 (以下、「抗リウマチ薬事業」といいます。) を、ヒュペリオンファーマ株式会社 (以下、「ヒュペリオンファーマ」といいます。) に対して承継 (以下、「本事業承継」といいます。) させることを決議し、本事業承継に関し、2015年 5 月12日付で吸収分割契約を締結しました。

1 . 吸収分割の目的

当該吸収分割により、当社は眼科領域に特化し、従来にもまして専門性を高めて患者さんの高度な医療ニーズへ貢献することで、2020年までにグローバル眼科薬市場で 3 位以内に入ることを目指します。他方、抗リウマチ薬事業においては疾患修飾抗リウマチ薬 (DMARDs) 市場で国内第一位の市場シェアを有するなど、これまで確固たる市場プレゼンスを築いてまいりました。当該吸収分割により、当社の抗リウマチ薬事業が、整形・リウマチスペシャリティファーマを目指すヒュペリオンファーマに承継されることで、これまで以上に、患者さんのQuality of Life (QOL、生活の質) の向上に貢献できると考えています。

2 . 吸収分割の方法

当社を分割会社とし、ヒュペリオンファーマを承継会社とする吸収分割 (簡易吸収分割) です。なお、当社が抗リウマチ薬事業に関して保有する製造販売承認、在庫および一部の関連契約の契約上の地位等に関しては、会社分割の方法ではなく、ヒュペリオンファーマに各製品の製造販売体制が構築された後に別途個別に移管することを予定しています。

本事業承継により承継される取り扱い製品については、当該吸収分割の効力発生日以降、ヒュペリオンファーマが医療関係者への情報提供活動ならびに販売活動を行う予定です。このうち当社が製造販売承認を保持するものについては、当該吸収分割の効力発生日以降、速やかに製造販売承認の承継等に向けて両社が協力してまいります。製造販売承認を承継するために必要な手続の完了後は、ヒュペリオンファーマが製造販売および情報提供活動を行う予定です。

3 . 吸収分割に係る割当ての内容

承継会社であるヒュペリオンファーマは、分割会社である当社に対して、抗リウマチ薬事業の権利義務を承継する対価として450億円の金銭を交付する予定です。

4. 吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会（当社）	2015年5月12日
吸収分割契約書締結	2015年5月12日
吸収分割の予定日（効力発生日）	2015年8月3日（予定）

（注）当該吸収分割は当社において会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、吸収分割の承認に関する当社の株主総会は開催しません。

（6）その他

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約締結日	対価の支払
参天製薬株式会社（当社）	メルク社	アメリカ	ドルゾラミド塩酸塩 およびチモロールマ レイン酸塩 ドルゾラミド塩酸塩 チモロールマレイン 酸塩 チモロールマレイン 酸塩持続性 タフルプロスト タフルプロストおよ びチモロールマレ イン酸塩 （緑内障・高眼圧症 治療剤）	日本・欧州・アジ ア太平洋地域にお ける眼科用医薬品 およびこれらの製 品に関連した権利 等一式の譲受	2014年5月13日	譲受価額約600 百万米ドル及 び販売マイル ストーンに基づ いた支払

6【研究開発活動】

参天製薬グループは、中長期的な成長の源泉として新製品の創製を重視しており、眼科薬を中心とした積極的な研究開発活動を進めています。

主力の医療用眼科薬では、研究活動の拠点として、関西文化学術研究都市（奈良県生駒市）に「奈良研究開発センター」を設け、独自の創薬研究ならびに全身薬として開発された薬剤の眼科応用研究などを中心に研究を進めています。

さらに、角膜疾患、緑内障、網膜疾患の3つの領域にテーマを絞ることで、従来培ってきた眼科研究の質・量・スピードと効率を高め、新薬開発の充実を図っています。

臨床開発では、日米欧の三極連携による開発体制を強化し、新薬開発の「スピード化」と「質の向上」を進めています。

緑内障・高眼圧症領域において、プロスタグランジンF₂誘導体DE-085（一般名：タフルプロスト）は、2008年12月より日本で「タプロス点眼液」として販売しています。海外では欧州とアジアで自社販売しており、中国では製造販売承認を申請中です。緑内障・高眼圧症を適応症とする配合剤DE-111（一般名：タフルプロスト/チモロールマレイン酸塩）は、2014年11月より日本において「タプコム配合点眼液」として販売しています。欧州において、2014年10月に製造販売承認を取得し、2015年1月よりドイツにおいて「TAPTIQOM」（タプティコム）として販売しています。順次欧州各国にて、製造販売承認を取得し、発売する予定です。またアジアにおいて、韓国にて2014年12月に製造販売承認を申請し、順次アジア各国にて製造販売承認を申請する予定です。緑内障・高眼圧症を適応症とするEP2受容体作動薬DE-117（一般名：未定）は、米国で後期第 相試験を終了しました。

角結膜疾患（ドライアイを含む）領域において、DE-089（一般名：ジクアホソルナトリウム）は、2010年12月より日本で「ジクアス点眼液」として販売しています。また、韓国では2013年10月より販売しています。中国では製造販売承認を申請中です。

網膜・ぶどう膜疾患領域において、ぶどう膜炎を適応症とするDE-109（一般名：シロリムス）は、欧州において2015年2月に製造販売承認を申請しました。また、米国、他で第 相試験を実施中です。DE-120（一般名：未定）は、滲出型加齢黄斑変性を対象に第 相/前期第 相試験を米国で実施中です。

Santen S.A.S.（連結子会社）の臨床開発品について、Cyclokat（開発品名：シクロカット、一般名：シクロスポリン、製品名：「Ikervis」（アイケルビス））は、欧州で2015年3月に、成人患者において人工涙液等で効果が不十分なドライアイに伴う重度の角膜炎を適応症として、製造販売承

認を取得しました。春季カタルを適応症とするVekacia（開発品名：ベカシア、一般名：シクロスポリン）は、欧州で第 相試験を実施中です。

なお、当連結会計年度の研究開発費の総額は、174億7千7百万円です。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（1）財政状態の分析

	前連結会計年度 （百万円）	当連結会計年度 （百万円）	増減額 （百万円）
資産	237,640	304,200	66,560
資本	187,210	211,779	24,569
負債	50,430	92,421	41,991
親会社所有者帰属持分比率	78.8%	69.6%	9.2ポイント

当連結会計年度末の資産は、前連結会計年度末と比べ665億6千万円増加し、3,042億円となりました。社債などから構成されるその他の金融資産が44億円、現金及び現金同等物が64億7千4百万円、それぞれ減少しましたが、米メルク社の眼科製品の譲り受けを主な要因として、無形資産が578億2千3百万円増加、また、株式などから構成される金融資産が113億9千1百万円増加したことなどによります。

資本は、前連結会計年度末と比べ245億6千9百万円増加し、2,117億7千9百万円となりました。利益剰余金およびその他の資本の構成要素の増加などによります。

負債は、前連結会計年度末と比べ419億9千1百万円増加し、924億2千1百万円となりました。米メルク社の眼科製品の譲り受けに関して総額400億円の長期借入れを実行したことから、金融負債、その他の金融負債が増加したことなどによります。

以上の結果、親会社所有者帰属持分比率は、前連結会計年度末と比べ9.2ポイント減少し、69.6%となりました。

（2）経営成績の分析

経営成績の分析については、1【業績等の概要】の（1）業績に記載のとおりです。

（3）キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況については、1【業績等の概要】の（2）キャッシュ・フローの状況に記載のとおりです。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

参天製薬グループの当連結会計年度の設備投資については、全体で53億8千3百万円の設備投資を実施しました。

医薬品事業においては、当社では、工場の医薬品製造設備および研究開発用機器の更新に加え、米メルク社より譲り受けた眼科製品の生産体制の強化のための投資、グローバルな製品供給基盤の強化を目的とした生産体制・拠点再編に伴う設備投資および事業のグローバル展開を支えるためのIT基盤への投資等を行ったことにより34億5千6百万円、連結子会社の参天製薬（中国）有限公司では、医薬品製造設備や自動倉庫建設などを中心に10億2千万円、Santen Oyでは、医薬品製造設備の更新などを中心に3億3千5百万円の設備投資を行いました。参天製薬グループの医薬品事業全体の設備投資額は、52億2百万円です。

その他の事業においては、医療機器製造設備や販売管理システムの更新を中心に1億8千1百万円の設備投資を行いました。

なお、投資額には、有形固定資産の他、無形資産を含んでいます。

2【主要な設備の状況】

参天製薬グループにおける主要な設備は、次のとおりです。

(1) 提出会社

2015年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)	
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他		合計
能登工場 (石川県羽咋郡 宝達志水町)	医薬品	医薬品 製造設備	2,145	693	298 (66,665)	1,112	4,248	221
滋賀プロダクトサ プライセンター (滋賀県犬上郡 多賀町)	医薬品	医薬品 製造設備	3,292	905	2,739 (93,083)	921	7,857	138
奈良研究開発 センター (奈良県生駒市)	医薬品	医薬品 研究設備	3,588	24	4,891 (35,667)	379	8,882	178
梅田オフィス (大阪市北区)	医薬品	その他の 設備	325	-	-	195	520	473
下新庄オフィス (大阪市東淀川区)	医薬品	その他の 設備	348	1	84 (2,871)	95	528	241

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品ならびに建設仮勘定の合計です。

2 従業員数は就業人員数で、当社から社外への出向者、パートタイマーおよび派遣社員を除いており、社外から当社への出向者を含んでいます。

3 上記金額には、消費税等は含まれていません。

(2) 在外子会社

2015年3月31日現在

事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数(名)
				建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地(面積㎡)	その他	合計	
Santen Oy	フィンランド タンペレ市	医薬品	医薬品製造設備	985	118	59 (88,000)	501	1,663	394
Santen Inc.	アメリカ カリフォルニア州 エメリービル市	医薬品	その他の設備	74	-	-	123	197	81
参天製薬(中国)有限公司	中国 江蘇省 蘇州市	医薬品	医薬品製造設備	1,294	609	-	1,349	3,252	468

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品ならびに建設仮勘定の合計です。

2 上記金額には、消費税等は含まれていません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

会社名	事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
				総額(百万円)	既支払額(百万円)		着手	完了	
参天製薬株式会社	能登工場 (石川県羽咋郡 宝達志水町)	医薬品	医薬品製造設備	2,485	880	自己資金	2015年1月	2016年3月	新設

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	220,000,000
計	220,000,000

(注) 2015年2月24日開催の取締役会決議に基づき、2015年4月1日付で株式分割に伴う定款の一部変更が行われ、提出日現在では発行可能株式総数は880,000,000株増加し、1,100,000,000株となっています。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2015年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2015年6月24日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	82,653,103	413,350,015	東京証券取引所 (市場第1部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。単元株式数は100株です。
計	82,653,103	413,350,015	-	-

(注) 1 「提出日現在発行数」には、2015年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれていません。

2 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより330,612,412株増加し、また、新株予約権の権利行使の結果、提出日現在発行数は413,350,015株となっています。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

会社法第361条および第238条等の規定に基づく新株予約権

株主総会の特別決議日 (2006年 6 月27日)

	事業年度末現在 (2015年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (2015年 5 月31日)
新株予約権の数 (個)	232	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	23,200	116,000 (注)
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	2,715	543 (注)
新株予約権の行使期間	2008年 6 月28日 ~ 2016年 6 月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額 (円)	発行価格 2,715 資本組入額 1,358	発行価格 543 (注) 資本組入額 272 (注)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・ その他の細目については、2006年 6 月27日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 2015年 2 月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 5 株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

株主総会の特別決議日（2007年6月26日）

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
新株予約権の数(個)	193	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,300	96,500 (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,050	610 (注)
新株予約権の行使期間	2009年6月27日～ 2017年6月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 3,050 資本組入額 1,525	発行価格 610 (注) 資本組入額 305 (注)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・ その他の細目については、2007年6月26日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

株主総会の特別決議日（2008年6月25日）

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
新株予約権の数(個)	400	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,000	200,000 (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,734	547 (注)
新株予約権の行使期間	2010年6月28日～ 2018年6月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,734 資本組入額 1,367	発行価格 547 (注) 資本組入額 274 (注)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・ その他の細目については、2008年6月25日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

株主総会の特別決議日（2009年6月24日）

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
新株予約権の数(個)	494	453 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	49,400	226,500 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,920	584 (注) 2
新株予約権の行使期間	2011年6月27日～ 2019年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,920 資本組入額 1,460	発行価格 584 (注) 2 資本組入額 292 (注) 2
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・ その他の細目については、2009年6月24日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 新株予約権の権利行使により減少しています。

- 2 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

株主総会の特別決議日（2010年6月23日）

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
新株予約権の数(個)	397	357 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	39,700	178,500 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,170	634 (注)2
新株予約権の行使期間	2012年6月25日～ 2020年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 3,170 資本組入額 1,585	発行価格 634 (注)2 資本組入額 317 (注)2
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・ その他の細目については、2010年6月23日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1 新株予約権の権利行使により減少しています。

- 2 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

株主総会の特別決議日（2011年6月22日）

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
新株予約権の数(個)	656	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	65,600	328,000 (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,230	646 (注)
新株予約権の行使期間	2013年6月24日～ 2021年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 3,230 資本組入額 1,615	発行価格 646 (注) 資本組入額 323 (注)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・ その他の細目については、2011年6月22日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

株主総会の特別決議日（2012年6月20日）

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
新株予約権の数(個)	670	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	67,000	335,000 (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,315	663 (注)
新株予約権の行使期間	2014年6月23日～ 2022年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 3,315 資本組入額 1,658	発行価格 663 (注) 資本組入額 332 (注)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・その他の細目については、2012年6月20日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

会社法第238条等の規定に基づく新株予約権

株主総会の特別決議日（2006年6月27日）

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
新株予約権の数(個)	137	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13,700	68,500 (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,715	543 (注)
新株予約権の行使期間	2008年6月28日～ 2016年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,715 資本組入額 1,358	発行価格 543 (注) 資本組入額 272 (注)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の執行役員の地位を有していることを要する。ただし、正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・ その他の細目については、2006年6月27日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

株主総会の特別決議日（2007年6月26日）

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
新株予約権の数(個)	151	132 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,100	66,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,050	610 (注)2
新株予約権の行使期間	2009年6月27日～ 2017年6月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 3,050 資本組入額 1,525	発行価格 610 (注)2 資本組入額 305 (注)2
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の執行役員の地位を有していることを要する。ただし、正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・ その他の細目については、2007年6月26日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1 新株予約権の権利行使により減少しています。

- 2 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

株主総会の特別決議日（2008年6月25日）

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
新株予約権の数(個)	237	217 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	23,700	108,500 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,734	547 (注)2
新株予約権の行使期間	2010年6月28日～ 2018年6月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,734 資本組入額 1,367	発行価格 547 (注)2 資本組入額 274 (注)2
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の執行役員の地位を有していることを要する。ただし、正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・ その他の細目については、2008年6月25日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	

(注)1 新株予約権の権利行使により減少しています。

- 2 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

株主総会の特別決議日（2009年6月24日）

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
新株予約権の数(個)	597	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	59,700	298,500 (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,920	584 (注)
新株予約権の行使期間	2011年6月27日～ 2019年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,920 資本組入額 1,460	発行価格 584 (注) 資本組入額 292 (注)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の執行役員の地位を有していることを要する。ただし、正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・ その他の細目については、2009年6月24日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

株主総会の特別決議日（2010年6月23日）

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
新株予約権の数(個)	422	421 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	42,200	210,500 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,170	634 (注) 2
新株予約権の行使期間	2012年6月25日～ 2020年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 3,170 資本組入額 1,585	発行価格 634 (注) 2 資本組入額 317 (注) 2
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の執行役員の地位を有していることを要する。ただし、正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・ その他の細目については、2010年6月23日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 新株予約権の権利行使により減少しています。

- 2 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

株主総会の特別決議日（2011年6月22日）

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
新株予約権の数(個)	406	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,600	203,000 (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,230	646 (注)
新株予約権の行使期間	2013年6月24日～ 2021年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 3,230 資本組入額 1,615	発行価格 646 (注) 資本組入額 323 (注)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の執行役員の地位を有していることを要する。ただし、正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・ その他の細目については、2011年6月22日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

株主総会の特別決議日（2012年6月20日）

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
新株予約権の数(個)	501	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,100	250,500 (注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,315	663 (注)
新株予約権の行使期間	2014年6月23日～ 2022年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 3,315 資本組入額 1,658	発行価格 663 (注) 資本組入額 332 (注)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の執行役員の地位を有していることを要する。ただし、正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・その他の細目については、2012年6月20日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

当社取締役（社外取締役を除く。）および執行役員に対する株式報酬型ストック・オプション

取締役会決議日（2013年8月6日）

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
新株予約権の数(個)	306	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,600	153,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	2016年9月1日～ 2023年9月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,846.20 資本組入額 1,923.10	発行価格 769.24 (注)2 資本組入額 384.62 (注)2
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役または執行役員であることを要する。ただし、任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 ・新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・新株予約権については、質入れその他一切の処分はできないものとする。 ・その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合について、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。</p> <p>ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>新株予約権者が保有する残存する新株予約権数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p>	<p>同左</p>

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>新株予約権を行使することができる期間</p> <p>新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項</p> <p>()新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>()新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記()記載の資本金等増加限度額から上記()に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得事項</p> <p>以下の()、()又は()の議案が、再編対象会社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する再編対象会社の取締役会決議がなされた場合)には、再編対象会社の取締役会が別途定める日をもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>()再編対象会社が消滅会社となる合併契約の承認議案</p> <p>()再編対象会社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画の承認議案</p> <p>()再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画の承認議案</p> <p>その他の新株予約権の行使の条件</p> <p>新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p>	同左

(注) 1 再編対象会社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

また、上記のほか、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、取締役会の決議により、合

理的な範囲で調整するものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の割合

- 2 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

取締役会決議日（2014年8月5日）

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
新株予約権の数(個)	345	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34,500	172,500 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	2017年9月1日～ 2024年9月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,382.98 資本組入額 2,691.49	発行価格 1,076.60 (注)2 資本組入額 538.30 (注)2
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役または執行役員であることを要する。ただし、任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 ・新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・新株予約権については、質入れその他一切の処分はできないものとする。 ・その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合について、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。</p> <p>ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>新株予約権者が保有する残存する新株予約権数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>新株予約権を行使することができる期間</p> <p>新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項</p> <p>()新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>()新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記()記載の資本金等増加限度額から上記()に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得事項</p> <p>以下の()、()又は()の議案が、再編対象会社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する再編対象会社の取締役会決議がなされた場合)には、再編対象会社の取締役会が別途定める日をもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>()再編対象会社が消滅会社となる合併契約の承認議案</p> <p>()再編対象会社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画の承認議案</p> <p>()再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画の承認議案</p> <p>その他の新株予約権の行使の条件</p> <p>新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p>	同左

(注) 1 再編対象会社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、また、上記のほか、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、取締役会の決議により、合

理的な範囲で調整するものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の割合

- 2 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

株主総会の特別決議日（2005年6月24日）

	事業年度末現在 (2015年3月31日)	提出日の前月末現在 (2015年5月31日)
新株予約権の数(個)	144	96 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,400	48,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,480	496 (注)2
新株予約権の行使期間	2007年6月25日～ 2015年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,480 資本組入額 1,240	発行価格 496 (注)2 資本組入額 248 (注)2
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・権利を与えられた者は、新株予約権行使期間内は、当社の取締役または執行役員もしくは重要な海外子会社の取締役の地位を保有していることを要す。ただし、任期満了等の正当な理由による退任または正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・新株予約権の1個未満の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権行使期間内は、相続人が権利行使することができる。 ・その他の細目については、2005年6月24日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1 新株予約権の権利行使により減少しています。

- 2 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

新株予約権付社債
 該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
 該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
 該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2010年4月1日～ 2011年3月31日 (注)1	60,600	87,053,103	75	6,614	75	7,309
2011年4月1日～ 2012年3月31日 (注)1	93,700	87,146,803	80	6,694	80	7,389
2012年4月1日～ 2012年11月16日 (注)1	104,600	87,251,403	147	6,842	147	7,536
2012年11月16日 (注)2	4,938,500	82,312,903	-	6,842	-	7,536
2012年11月17日～ 2013年3月31日 (注)1	156,200	82,469,103	238	7,080	238	7,775
2013年4月1日～ 2014年3月31日 (注)1、5	113,800	82,582,903	183	7,264	183	7,959
2014年4月1日～ 2015年3月31日 (注)1、5	70,200	82,653,103	119	7,383	118	8,077

(注)1 新株予約権の権利行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。)による増加です。

2 自己株式の消却による減少です。

3 2015年4月1日から2015年5月31日までの間に、新株予約権の権利行使により、発行済株式総数が84,500株、資本金が27百万円、資本準備金が27百万円それぞれ増加しています。

4 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、発行済株式総数残高は330,612,412株増加しています。

5 第99期から第101期まで百万円未満を切り捨てて表示していましたが、第102期より百万円未満を四捨五入して表示しています。

(6) 【所有者別状況】

2015年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	62	33	122	479	7	10,665	11,368	-
所有株式数 (単元)	-	300,489	9,214	78,787	363,645	19	73,627	825,781	75,003
所有株式数 の割合(%)	-	36.39	1.12	9.54	44.04	0.00	8.91	100.00	-

(注) 自己株式3,845株は、「個人その他」に38単元および「単元未満株式の状況」に45株が含まれています。なお、期末日現在の実質的な所有株式数は、3,845株です。

(7) 【大株主の状況】

2015年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合(%)
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業 部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	5,709	6.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	5,587	6.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信 託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	3,432	4.15
株式会社日本政策投資銀行	東京都千代田区大手町1丁目9-6	3,310	4.00
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	2,132	2.58
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	2,121	2.57
小野薬品工業株式会社	大阪市中央区道修町2丁目1-5	1,861	2.25
第一三共株式会社	東京都中央区日本橋本町3丁目5-1	1,836	2.22
全国共済農業協同組合連合会 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀 行株式会社)	東京都千代田区平河町2丁目7-9 (東京都港区浜松町2丁目11-3)	1,438	1.74
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 エーザイ 再信託受託者 資産管理サービ ス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12	1,373	1.66
計	-	28,799	34.84

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 5,587千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 3,432千株

2 みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 エーザイ 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社の持株数は、エーザイ株式会社が所有していた当社株式をみずほ信託銀行株式会社に信託したものが、資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託されたもので、議決権はエーザイ株式会社に留保されています。

3 MFSインベストメント・マネジメント株式会社およびその共同保有者であるマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーから2014年7月28日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、2014年7月23日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨の報告を受けていますが、2015年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーは上記の大株主には含まれていません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式数 の割合(%)
MFSインベストメント・マネジメント 株式会社	東京都千代田区霞が関1丁目4-2	271	0.33
マサチューセッツ・ファイナンシャル ・サービスズ・カンパニー	111 Huntington Avenue, Boston, Massachusetts, 02199 U.S.A.	8,718	10.55

(注) 上記、MFSインベストメント・マネジメント株式会社およびその共同保有者であるマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービス・カンパニーから2015年4月9日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、2015年4月2日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨の報告を受けています。

なお、当社は、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しています。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
MFSインベストメント・マネジ メント株式会社	東京都千代田区霞が関1丁目4 - 2	1,206	0.29
マサチューセッツ・ファイナン シャル・サービス・カンパ ニー	111 Huntington Avenue, Boston, Massachusetts, 02199 U.S.A.	39,628	9.59

- 4 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループおよびその共同保有者3名から2014年8月18日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、2014年8月11日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨の報告を受けていますが、このうち、三菱UFJ信託銀行株式会社および三菱UFJ投信株式会社については、2015年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、三菱UFJ信託銀行株式会社は上記の大株主には含まれていません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	2,121	2.57
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	3,712	4.49
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	490	0.59

- 5 ブラックロック・ジャパン株式会社およびその共同保有者5名から2015年5月11日付の大量保有報告書の写しの送付があり、2015年4月30日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨の報告を受けていますが、2015年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができません。

なお、当社は、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しています。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目8-3	5,361	1.30
ブラックロック・ライフ・リミテッ ド	英国 ロンドン市 スログモート ン・アベニュー 12	1,104	0.27
ブラックロック・アセット・マネジ メント・アイルランド・リミテッド	アイルランド共和国 ダブリン イ ンターナショナル・ファイナンシャ ル・サービス・センター JPモルガ ン・ハウス	2,021	0.49
ブラックロック・ファンド・アドバ イザーズ	米国 カリフォルニア州 サンフラ ンシスコ市 ハワード・ストリー ト 400	5,320	1.29
ブラックロック・インスティテュー ショナル・トラスト・カンパニー、 エヌ・エイ	米国 カリフォルニア州 サンフラ ンシスコ市 ハワード・ストリー ト 400	5,955	1.44
ブラックロック・インベストメン ト・マネジメント(ユーケー)リ ミテッド	英国 ロンドン市 スログモート ン・アベニュー 12	949	0.23

(8) 【議決権の状況】
 【発行済株式】

2015年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,800	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。単元株式数は100株です。
完全議決権株式(その他)	普通株式 82,574,300	825,743	同上
単元未満株式	普通株式 75,003	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。
発行済株式総数	82,653,103	-	-
総株主の議決権	-	825,743	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式45株が含まれています。

【自己株式等】

2015年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 参天製薬株式会社	大阪市東淀川区下新庄 三丁目9-19	3,800	-	3,800	0.00
計	-	3,800	-	3,800	0.00

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しています。

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21、ならびに会社法第361条および第238条等の規定に基づき、当社が新株を発行する方法により実施するものです。

当該制度の内容は、次のとおりです。

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づくもの

決議年月日	2005年6月24日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役8 当社執行役員5 重要な海外子会社の取締役2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	496 (注)2、3
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる普通株式数は500株とし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い当社が完全親会社となる場合、または、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

2 新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げ。)とします。ただし、当該金額が新株予約権発行の日の終値を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とします。

なお、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{分割} \cdot \text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行株式数}}$$

3 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより調整されています。

会社法第361条および第238条等の規定に基づくもの

決議年月日	2006年6月27日	2007年6月26日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役7	当社取締役4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	543 (注)2、3	610 (注)2、3
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

決議年月日	2008年6月25日	2009年6月24日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役4	当社取締役4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	547 (注)2、3	584 (注)2、3
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

決議年月日	2010年6月23日	2011年6月22日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役4	当社取締役3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	634 (注)2、3	646 (注)2、3
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

決議年月日	2012年6月20日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	663 (注)2、3
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 新株予約権1個当たりの目的たる普通株式数は500株とし、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × (無償割当、分割または併合の比率)

また、当社は、上記のほか合併、資本減少等を行うことにより株式数の変更を行うことが適切な場合は、必要と認める調整を行うことができるものとします。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価格」といいます。)に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とします。

行使価格は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除きます。)の大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値(以下、「終値」といいます。)の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とします。ただし、当該金額が新株予約権の割当日前日の終値(前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権の割当日前日の終値とします。

なお、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価格 = 調整前行使価格 × 1 / (無償割当、分割または併合の比率)

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除きます。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を除いた数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新株式発行前の時価」を「自己株式処分前の時価」に読み替えるものとします。

さらに、割当日後、当社が資本減少を行う場合等、行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、諸条件を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価格の調整を行うものとします。

3 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより調整されています。

会社法第238条等の規定に基づくもの

決議年月日	2006年6月27日	2007年6月26日
付与対象者の区分および人数(名)	当社執行役員8	当社執行役員8
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	543 (注)2、3	610 (注)2、3
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

決議年月日	2008年6月25日	2009年6月24日
付与対象者の区分および人数(名)	当社執行役員8	当社執行役員8
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	547 (注)2、3	584 (注)2、3
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

決議年月日	2010年6月23日	2011年6月22日
付与対象者の区分および人数(名)	当社執行役員6	当社執行役員7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	634 (注)2、3	646 (注)2、3
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

決議年月日	2012年6月20日
付与対象者の区分および人数(名)	当社執行役員7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	663 (注)2、3
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 新株予約権1個当たりの目的たる普通株式数は500株とし、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × (無償割当、分割または併合の比率)

また、当社は、上記のほか合併、資本減少等を行うことにより株式数の変更を行うことが適切な場合は、必要と認める調整を行うことができるものとします。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価格」といいます。)に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とします。

行使価格は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除きます。)の大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値(以下、「終値」といいます。)の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とします。ただし、当該金額が新株予約権の割当日前日の終値(前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権の割当日前日の終値とします。

なお、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価格 = 調整前行使価格 × 1 / (無償割当、分割または併合の比率)

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除きます。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を除いた数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新株式発行前の時価」を「自己株式処分前の時価」に読み替えるものとします。

さらに、割当日後、当社が資本減少を行う場合等、行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、諸条件を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価格の調整を行うものとします。

3 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより調整されています。

当社取締役（社外取締役を除く。）に対し、株式報酬型ストック・オプションとしての新株
 予約権を年額160百万円以内で発行するもの

決議年月日	2013年6月25日	2014年6月25日
付与対象者の区分および 人数（名）	当社取締役2	当社取締役2
新株予約権の目的となる 株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載して います。	「（2）新株予約権等の状況」に記載して います。
株式の数	600個を、各事業年度に係る定時株主総会 の日から1年以内に発行する新株予約権 の上限とする。	600個を、各事業年度に係る定時株主総会 の日から1年以内に発行する新株予約権 の上限とする。
新株予約権の行使時の 払込金額（円）	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「（2）新株予約権等の状況」に記載して います。	「（2）新株予約権等の状況」に記載して います。
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する 事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株 予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載して います。	「（2）新株予約権等の状況」に記載して います。

- （注）1 新株予約権1個あたり当社普通株式500株とします。なお、当社が株式無償割当、株式分割または株式の併合
 を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整すること
 ができます。
- 2 その他の細目事項等については、取締役会の決議をもって決定します。
- 3 当社執行役員に対して2013年8月6日開催および2014年8月5日開催の取締役会の決議に基づき取締役と同一
 の新株予約権を付与しています。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,521	9,640,510
当期間における取得自己株式	2,572	4,332,357

(注) 1 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、当期間における取得自己株式数は当該株式分割による調整後の株式数を記載しています。

2 当期間における取得自己株式には、2015年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数は含めていません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	3,845	-	21,797	-

(注) 1 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、当期間における保有自己株式数は当該株式分割による調整後の株式数を記載しています。

2 当期間における「保有自己株式数」には、2015年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求および買増請求による株式数は含めていません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付け、資本効率の向上、および将来の成長に必要な研究開発投資や戦略的な事業提携のための資金確保等を考慮しつつ、安定的かつ持続的な配当を実施してまいります。また、自己株式の取得・消却につきましても機動的に検討してまいります。

なお、当社は、定款において中間配当を行う旨を定めており、2006年5月1日の会社法施行後の配当につきましても、従来どおりの中間期末日、期末日を基準とした年2回の配当を継続する予定です。中間配当につきましては取締役会、期末配当につきましては株主総会が、配当の決定機関となります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、次のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2014年11月5日 取締役会決議	4,130	50.00
2015年6月24日 定時株主総会決議	4,959	60.00

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第99期	第100期	第101期	第102期	第103期
決算年月	2011年3月	2012年3月	2013年3月	2014年3月	2015年3月
最高(円)	3,320	3,630	4,660	5,050	9,180 1,794
最低(円)	2,694	2,731	2,778	3,920	4,485 1,701

(注) 1 株価は東京証券取引所市場第1部におけるものです。

2 は株式分割(2015年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株とする。権利落日は2015年3月27日)による権利落日後の株価です。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2014年10月	11月	12月	2015年1月	2月	3月
最高(円)	6,600	7,130	6,840	7,420	8,110	9,180 1,794
最低(円)	5,720	6,510	6,210	6,310	7,020	7,940 1,701

(注) 1 株価は東京証券取引所市場第1部におけるものです。

2 は株式分割(2015年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株とする。権利落日は2015年3月27日)による権利落日後の株価です。

5【役員の状況】

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11.1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長兼CEO		黒川 明	1952年9月5日生	1977年4月 当社入社 1997年4月 医薬事業部長室長 1997年6月 取締役就任 1998年6月 医薬事業部副事業部長 2001年5月 医薬事業部長 2001年6月 執行役員就任 2004年7月 常務執行役員就任 2006年6月 代表取締役社長兼COO就任 2008年6月 Santen Holdings U.S. Inc.取締役社長就任 2008年6月 代表取締役社長兼CEO就任(現任)	(注)1	150
取締役	副社長 執行役員 日本事業・グローバル人材 開発担当	古門 貞利	1954年1月14日生	1977年4月 当社入社 1996年11月 医薬事業部東海エリアエリアマネージャー 2000年4月 医薬事業部医薬営業統括部長 2005年7月 執行役員就任 2006年6月 医薬事業部長 2007年7月 常務執行役員就任 2011年4月 専務執行役員 日本・アジア事業管掌兼医薬事業部長就任 2011年6月 取締役就任(現任) 2013年4月 専務執行役員 日本事業・人材開発管掌兼医薬事業部長就任 2014年4月 副社長執行役員 日本事業・グローバル人材開発担当就任(現任)	(注)1	72
取締役		奥村 昭博	1945年12月1日生	1988年4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授 2008年10月 慶應義塾大学名誉教授(現任) 2008年10月 静岡県立大学経営情報学部教授 2008年12月 静岡県立大学大学院経営情報学研究科研究科長 2011年4月 静岡県立大学大学院経営情報イノベーション研究科研究科長 2011年6月 当社社外取締役就任(現任) 2014年4月 静岡県立大学大学院経営情報イノベーション研究科特任教授(現任) 2015年4月 静岡県立大学副学長(現任)	(注)1	-
取締役		片山 隆之	1945年10月9日生	1997年6月 帝人株式会社取締役フィルム営業部門長 2000年6月 帝人株式会社常務取締役 2001年10月 帝人株式会社フィルム事業グループ長兼テイジン・デュボン・フィルムズCEO(最高経営責任者) 2004年4月 帝人株式会社CSO(グループ経営計画責任者) 2004年6月 帝人株式会社代表取締役専務取締役 2006年6月 帝人株式会社代表取締役副社長 2007年4月 帝人株式会社CSRO(グループCSR責任者) 2009年4月 帝人株式会社CFO(グループ財務責任者) 2011年6月 帝人株式会社顧問役(現任) 2012年6月 当社社外取締役就任(現任) 2012年6月 東洋製罐グループホールディングス株式会社社外監査役(現任)	(注)1	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役		大石 佳能子	1961年3月24日生	1993年1月 2000年6月 2000年7月 2004年8月 2010年6月 2015年6月	マッキンゼー・アンド・カンパニー パートナー 株式会社メディヴァ設立 株式会社メディヴァ代表取締役(現任) 株式会社西南メディヴァ(現株式会社シーズ・ワン)設立 株式会社西南メディヴァ(現株式会社シーズ・ワン)代表取締役(現任) 医療法人社団プラタナス設立 医療法人社団プラタナス総事務長(現任) アステラス製薬株式会社社外取締役 当社社外取締役就任(現任)	(注)1	-
監査役 常勤		納塚 善宏	1953年3月21日生	1976年4月 1999年5月 2006年5月 2006年6月 2006年7月 2008年10月 2010年6月	当社入社 経理・財務グループグループマネージャー 企画本部副本部長(経営情報計画・伝達・統制担当)兼コーポレートプランニング・ファイナンスグループグループマネージャー兼コンプライアンスグループグループマネージャー 計画・統制本部長兼コーポレートプランニング・ファイナンスグループグループマネージャー 執行役員 計画・統制本部長就任 執行役員 社会・環境担当就任 常勤監査役就任(現任)	(注)2	16
監査役		水野 裕	1946年8月28日生	1998年4月 2000年7月 2003年4月 2004年6月 2011年6月 2013年3月	アジア松下電器株式会社(現パナソニックアジアパシフィック株式会社)代表取締役社長 松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)C I S 中近東アフリカ本部長 パナソニックオートモーティブシステムズ社(現パナソニック株式会社オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社)副社長兼パナソニックカーエレクトロニクス株式会社代表取締役社長 松下電器産業株式会社役員 当社社外監査役就任(現任) コクヨ株式会社社外監査役(現任)	(注)3	-
監査役		松沢 幸一	1948年12月13日生	1996年4月 2004年3月 2005年3月 2006年3月 2007年7月 2008年3月 2009年3月 2014年6月	キリンヨーロッパ・ゲーエムベーハー代表取締役社長 麒麟麦酒株式会社(現キリンホールディングス株式会社)執行役員生産本部生産統轄部長 麒麟麦酒株式会社常務執行役員生産本部生産統轄部長 麒麟麦酒株式会社常務取締役 キリンホールディングス株式会社常務取締役 キリンホールディングス株式会社代表取締役常務取締役 麒麟麦酒株式会社代表取締役社長 当社社外監査役就任(現任)	(注)4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(千株)
監査役		足立 誠一郎	1952年4月11日生	2000年1月 2004年1月	Toyota France S.A.S.取締役社長 トヨタ自動車株式会社ヨーロッパ部長	(注)5	-
				2006年4月 2007年6月 2008年6月 2010年6月 2013年6月 2015年6月 2015年6月	豊田通商株式会社執行役員 豊田通商株式会社常務執行役員 豊田通商株式会社常務取締役 豊田通商ヨーロッパ社長 豊田通商株式会社常勤監査役 豊田通商株式会社顧問(現任) 当社社外監査役就任(現任)		
計							237

- (注) 1 取締役の任期は、2015年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2016年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 2 監査役納塚善宏の任期は、2014年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2018年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 3 監査役水野 裕の任期は、2015年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 4 監査役松沢幸一の任期は、2014年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2018年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 5 監査役足立誠一郎の任期は、2015年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 6 取締役奥村昭博、片山隆之および大石佳能子は、社外取締役です。
- 7 監査役水野 裕、松沢幸一および足立誠一郎は、社外監査役です。
- 8 取締役奥村昭博、片山隆之および大石佳能子ならびに監査役水野 裕、松沢幸一および足立誠一郎は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員として届け出ています。
- 9 当社では、マネジメントの一層の強化と戦略意思決定の質・スピードの向上を図るため、執行役員制度を導入しています。

執行役員(取締役による兼務を除く)は以下のとおりです。

役名および職名	氏名
常務執行役員 企画本部担当兼CSR・業務本部長	佐藤 正道
常務執行役員 医薬事業部長	伊藤 毅
常務執行役員 チーフ・サイエンティフィック・オフィサー(CSO) 兼研究開発本部長兼Santen Inc.社長兼CEO	ナヴィード・シャムズ
執行役員 Santen Oy社長	ユルキ・リリエロース
執行役員 研究開発本部 グローバル製剤技術統括部長	森島 健司
執行役員 アジア事業部長	辻村 明広
執行役員 人材組織開発本部長	太田 淳稔
執行役員 信頼性保証本部長	木村 章男
執行役員 チーフ・ファイナンシャル・オフィサー(CFO) 兼財務・管理本部長	越路 和朗
執行役員 チーフ・インフォメーション・オフィサー(CIO) 兼情報システム本部長	山本 範明

役名および職名	氏名
執行役員 医薬事業部 医薬営業統括部長	山崎 弘之
執行役員 プロダクトサプライ本部長	中田 圭三
執行役員 欧州事業統括兼Santen Holdings EU B.V.社長	谷内 樹生

(注) 2015年7月1日付で、次のとおり役名および職名が変更となる予定です。

役名および職名	氏名
常務執行役員 アジア事業部長	辻村 明広
常務執行役員 人材組織開発本部長	太田 淳稔
常務執行役員 チーフ・ファイナンシャル・オフィサー(CFO) 兼財務本部長	越路 和朗

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

参天製薬グループは、社名の由来でもある「天機に参与する」という基本理念のもと、顧客・社会/株主/従業員を重んじ、世界の人々の「目と健康」に貢献する企業であることを常に目指すとともに、法令、社会のルールおよびその精神を遵守し、企業人・社会人としてより高い倫理観を持って行動し、企業価値最大化を目指しています。

そのためには、コーポレート・ガバナンスの充実・強化が不可欠であると認識し、企業統治システムを構築することで、経営の透明性ならびに客観性を確保しながら業績の向上に取り組んでいます。

具体的には、複数名の社外取締役を選任することによる経営監視機能の強化、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「戦略審議委員会」、「指名委員会」、「幹部報酬委員会」の設置、マネジメントの強化と業務執行のスピードの向上を図るための執行役員制度の採用などを既の実施しており、今後もコーポレート・ガバナンスを一層強化し、経営の透明性・客観性を向上していきます。

なお、当社では、監査役制度を採用しており、監査役の職務を補助する専任スタッフである監査役室の設置、内部監査室との連携等により、監査役の機能強化を図っています。

会社の機関の内容

イ．取締役会

当社取締役会は、法令に定めのある事項に加え、参天製薬グループの経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得や処分、重要な組織・人事に関する意思決定、当社および子会社における業務執行の監督等を行っています。原則として月1回開催され、提出日現在は社内取締役2名、社外取締役3名の合計5名で構成されています。当事業年度に取締役会は13回開催されました。

ロ．監査役会

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は社外監査役を含め4名で構成されています。監査役は、監査方針や監査計画を策定し、取締役会やその他の重要会議に出席するほか、本社、主要事業所、子会社における業務および財産の状況調査等を通じて、取締役の職務執行を監査しています。当事業年度に監査役会は10回開催されました。

ハ．各種委員会

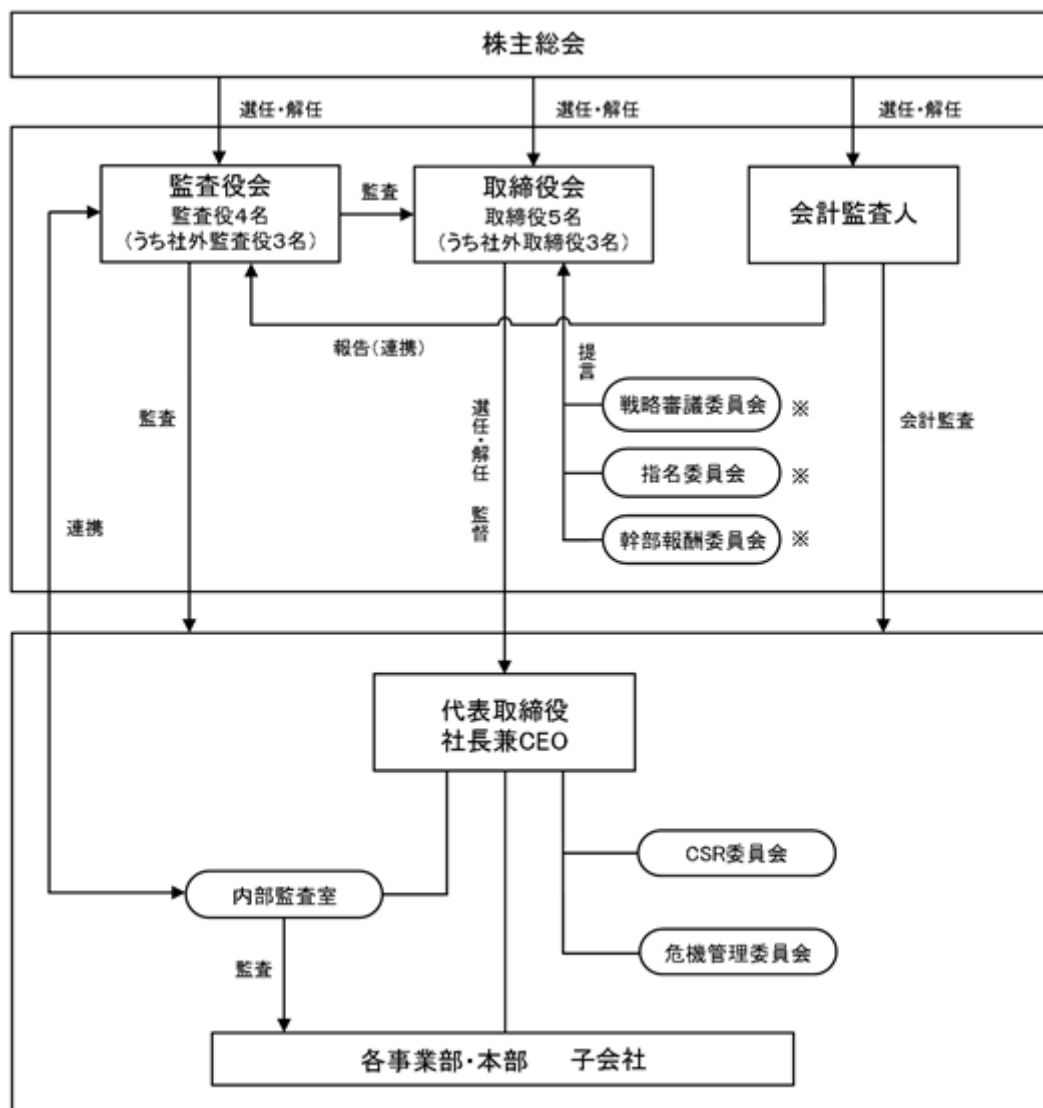
コーポレート・ガバナンスを一層強化し、経営の透明性・客観性を向上させるため、審議機関として社内・社外取締役で構成される次の3委員会を設置しています。

- ・「戦略審議委員会」：事業戦略など重要な戦略課題について集中して審議する。
- ・「指名委員会」：取締役の選定について審議し、取締役会に提言するとともに、執行役員、監査役の選任についても協議し、取締役会に助言する。
- ・「幹部報酬委員会」：取締役、執行役員の報酬について審議し、取締役会に提言する。監査役会に監査役報酬の水準等の情報提供ならびに助言する。

なお、これらの委員会は、指名委員会等設置会社における委員会とは異なります。

ニ．執行役員制度

マネジメントの一層の強化と戦略意思決定の質・スピードの向上を図るため、執行役員制度を導入しています。提出日現在は取締役による兼務を除き13名です。



※ 指名委員会等設置会社における委員会とは異なります。

内部統制システムの整備状況

当社は、2015年5月1日開催の取締役会において、内部統制基本方針を以下のとおりに改定する旨の決議をしました。

当社は、「天機に参与する」という基本理念のもと、医療の一端を担う企業として、患者さんと患者さんを愛する人たちを中心として社会へ寄与するとともに、自らの存在意義を高め、持続的に成長することを目指し、その達成に向けた内部統制基本方針を、次のとおり決議しています。

イ．当社ならびにその子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1．取締役・従業員からなる全ての構成員の全ての企業活動における行動指針を定めた「参天企業倫理綱領」を規範とする。また、「参天企業倫理綱領」を推進するための担当役員、担当部署およびCSR委員会を設置し、この周知徹底に努める。
- 2．反社会的勢力からのいかなる要求にも応じないことを「参天企業倫理綱領」に定めるとともに、担当部署は関係当局と連携をとって、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。
- 3．社内でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内外の相談窓口を通じて直接に相談・通報できる手段を確保するとともに、相談・通報に対しては、担当部署が関係部門と連携して解決にあたる。
- 4．経営監視機能の強化・充実のため、独立性の高い社外取締役を複数選任するとともに、監査役による監査、社長直轄の内部監査室による内部監査体制の充実に努める。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 1．取締役の職務の執行に係る情報の取扱いに関しては、情報セキュリティ規程、決裁規程、文書管理規程等の社内規程に基づいて、適切な保存・管理を行う。

ハ．当社ならびにその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1．危機管理規程に基づいて、事業活動遂行上想定される主要な損失の危険に適確に対処する。
- 2．各事業部・本部は、平時から自らの業務に係る損失の危険の管理に関する方針・対応策の策定、情報収集を行い、損失の危険の回避・最小化に努める。
- 3．危機発生の未然防止および危機発生時の影響の最小化を図るため、平時の危機管理体制として「危機評価委員会」を設置する。万一、緊急事態が発生した場合は、その影響度合いにより、代表取締役を責任者とする「危機対策委員会」を立ち上げ、危機管理規程に基づいて損失の最小化を図るとともに再発防止策を実施する。
- 4．内部監査室はその独立した立場から、社内における損失の危険の管理状況を内部監査する。

ニ．当社ならびにその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、ならびに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に係る体制

- 1．取締役会で選任された執行役員に子会社経営を含めて業務の執行を委任し、会社経営に係る意思決定とマネジメントの質・スピードの向上を図る。
- 2．取締役会を原則月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- 3．当社において、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「戦略審議委員会」、「指名委員会」、「幹部報酬委員会」を設置して、所定の事項を審議し、取締役会に助言させる。
- 4．取締役会規則、執行役員規程を定め、役割と権限を明確化する。また、各種会議体の権限・位置づけを明らかにするとともに、決裁に関する規程・基準を整備し、意思決定の手順を明確にする。
- 5．業務が効率的に執行できるよう人事・組織体制を整備する。また、組織権限、分掌に係る規程・基準を設け、それぞれの組織・子会社における権限と責任を明確にするほか、子会社の取締役が当社に報告すべき事項を明確にする。

ホ．当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1．グループ会社管理規程を整備してグループ各社の役割・責任を明確にし、主要なグループ会社の監査機能を強化する。
- 2．グループにおける企業活動の適正性向上のための体制整備については、当社が助言・指導を行う管理体制を構築する。
- 3．財務報告の信頼性の確保に関しては、関係する当社各部門・グループ会社とその業務の適正性に関して自己点検を行い、内部監査室がその妥当性を検証する体制を構築する。

ヘ．監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1．監査役会の職務補助ならびに、必要な業務を行う者として、執行側の指揮命令に属さない専任の監査役スタッフをおく。
- 2．監査役スタッフに関する人事異動は、社内の規定に基づき、代表取締役が監査役の同意を得て実施する。人事評価については、監査役が社内の規定に基づき検討・決定した内容を尊重する。

ト．当社ならびにその子会社の取締役・使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、ならびに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 1．取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、遅滞無く監査役および監査役会に報告する。
- 2．1．以外についても、取締役および従業員が、監査役および監査役会に報告すべき事項を明示する。
- 3．内部監査室と主要なグループ会社における監査部門は、その監査方針・計画、ならびに監査結果を定期的に監査役会に報告し、情報交換を行う。

4. 社内でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内外の相談窓口を通じて行われたか否かにかかわらず、使用人が監査役に報告したことを理由とした不利益な取扱い、一切行わない。

チ. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 代表取締役をはじめとして、監査役および監査役会が必要と考える取締役・従業員と、定期的に、もしくは必要に応じて会合をもち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題などについて意見交換し、相互認識と信頼関係を深める。
2. 監査役が、代表取締役と協議の上で希望する会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況に対する意見を述べるができる。
3. 監査役がその職務を遂行するために必要な費用は、会社が負担する。

責任限定契約の概要

当社は、社外取締役および社外監査役として、有能な適任者を招聘、登用し、経営のより一層の客観性・透明性の確保、ならびに監査体制の一層の強化を図るため、現行定款において、社外取締役および社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めています。これにより、社外取締役および社外監査役の各氏と当社との間で、当該責任限定契約を締結しています。

その契約内容の概要は次のとおりです。

- ・社外取締役および社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役および社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

内部監査および監査役監査の状況

内部監査について、社長直轄の内部監査室を設置し、グループにおける内部統制システムの整備および運用状況を監査しています。監査結果について、内部監査室は取締役社長、監査役および関係部門に報告し、適宜取締役会で報告しています。

監査役監査について、監査役は、監査方針や監査計画を策定し、取締役会やその他の重要会議に出席するほか、本社、主要事業所、子会社における業務および財産の状況調査等を通じて、取締役の職務執行を監査しています。

なお、常勤監査役納塚善宏は、当社の経理および財務部門における長年に渡る経理業務等の経験から、社外監査役水野 裕、社外監査役松沢幸一および社外監査役足立誠一郎は、国内外における会社経営の経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

イ. 監査役と会計監査人との連携状況

監査役は、毎年期首に、会計監査人より年間監査実施計画および重点監査項目について説明を受け、監査役の要望も含め会計監査人と意見交換を行うとともに、年3回、会計監査人との監査報告会を実施し、会計監査人と監査結果の意見交換を行っています。

また、監査役は、期末監査（四半期レビュー）終了後の監査（レビュー）講評会に出席し、会計監査人と会計監査（レビュー）結果を共有するとともに、期中において期中監査、棚卸に立会うなど、会計監査人の監査の方法について監査を行うほか、会計監査人との情報交換を行っています。

ロ. 監査役と内部監査室との連携状況

監査役と内部監査室は定期的に会議を開催し、それぞれの監査計画や監査の実施状況について、その進捗や気付き点の共有化を図るとともに、必要に応じ事業所や子会社の往査を同時期に行うなど、常時緊密に連携しています。

社外取締役および社外監査役

当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名です。

社外取締役および社外監査役と当社間に特別な利害関係はありません。

社外取締役奥村昭博については、長年に渡る大学および大学院での経営学教授としての幅広い知識・経験を活かして、社外取締役片山隆之については、長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を活かして、ならびに社外取締役大石佳能子については、長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を活かして、当社経営の一層の透明性向上と客観性確保、株主・投資家の利益を目的とした企業統治の強化に貢献いただくことを目的としています。

社外監査役水野 裕については、長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しており、社外監査役松沢幸一については、長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しており、ならびに社外監査役足立誠一郎については、長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有し、かつ東京証券取引所市場第一部に上場する企業において常勤監査役として監査業務に携わられており、監査役会、取締役会において適切な意見を述べることを期待できます。

社外取締役または社外監査役の選任にあたっての方針および手続ならびに独立性基準については以下のとおりです。

イ．取締役および監査役候補者の選任にあたっての方針および手続

() 取締役候補者の選任

当社は、代表取締役社長および社外取締役3名で構成する指名委員会において取締役候補者の選任について審議し、その結果の提言を受けた取締役会が取締役候補者を決定しています。指名委員会の審議においては、社内取締役については、卓越した専門性を有すること、経営の視点に立って意思決定に参画し、執行を監督できることなどを選任の指針としており、社外取締役については、企業経営の経験を有するか、あるいは企業経営に関する専門的な見識を有することによって、取締役会の議論の質の向上に貢献することができること、当社が定める独立性基準を満たしていることなどを選任の指針としています。

() 監査役候補者の選任

当社は、指名委員会において監査役候補者の推薦について協議し、監査役候補者として推薦された者について、監査役会の同意を得たうえで、取締役会が監査役候補者として決定しています。監査役会が同意するにあたり、社内監査役については、倫理観・公正観を有していること、いずれかの領域で高い職務遂行経験を有することなどを判断の指針としており、社外監査役については、学術、法曹または経営の経験があり、それぞれの分野で豊富な経験と知識ならびに高い専門性を有していること、当社が定める独立性基準を満たしていることなどを判断の指針としています。

ロ．社外取締役および社外監査役の独立性基準

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化ならびに経営の透明性および客観性の向上の観点から、社外取締役および社外監査役（以下、あわせて「社外役員」といいます。）と当社および当社の関係会社（以下、あわせて「参天グループ」といいます。）との間に利害関係がなく、「独立性」を有すると判断するための基準について、以下のとおり、定めています。

- () 過去、参天グループの取締役、監査役または従業員でないこと。
- () 過去3年以内に、個人または法人を問わず、参天グループの業務に直接関与し、年間1千万円以上の金銭その他の財産を得たことがあるコンサルタント、会計専門家、または法律専門家でないこと。
- () 過去3年以内に参天グループに対する売上高が、当該会社の年間売上高の2%以上を占める会社の取締役等（執行役員など取締役に準ずる者を含む、以下同じ。）であったことがないこと。また、過去3年以内に当該会社に対する売上高が、参天グループの年間売上高の2%以上を占める会社の取締役等であったことがないこと。
- () 参天グループが発行済株式総数の10%以上を保有する会社、または当社の発行済株式総数の10%以上を保有する会社の取締役等でないこと。
- () 参天グループのメインバンク、主幹事証券会社または主要取引生命保険もしくは損害保険会社の取締役等に就任したことがないこと。
- () 参天グループの役員、または上記()～()のいずれかに該当する者の配偶者もしくは3親等以内の親族でないこと。
- () その他、社外役員としての職務を執行するうえで重大な利益相反を生じさせるような事項または社外役員としての判断に影響を及ぼすおそれのあるような関係がないこと。

また、社外取締役3名および社外監査役3名は、当社の関係会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから独立性が確

保されています。社外取締役奥村昭博は、慶應義塾大学の名誉教授であり、当社は同大学と共同研究等の取引を行っており、また寄付を行っていますが、これらは医学関連のもので、社外取締役奥村昭博の専攻分野である経営学に関連するものではありません。

役員の報酬等の内容

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度の取締役、監査役に対する報酬等は2億9千4百万円で、内訳は以下のとおりです。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		報酬 (年額)	株式報酬型ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	204	149	55	-	-	2
監査役 (社外監査役を除く。)	26	26	-	-	-	1
社外役員	64	64	-	-	-	7

(注) 対象となる役員の員数は、当連結会計年度に就任していた者の合計で、2014年6月25日開催の定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した社外監査役1名を含んでいます。

ロ．報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額(百万円)				報酬等の総額 (百万円)
			報酬 (年額)	株式報酬型ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
黒川 明	取締役	提出会社	90	34	-	-	124

ハ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役、監査役および執行役員が受ける報酬等の決定に関する基本方針

当社は、指名委員会等設置会社ではありませんが、任意の委員会として、社外取締役も参加する幹部報酬委員会を設置し、取締役、監査役および執行役員が受ける報酬等の決定に関する基本方針を以下のように定めています。

1. 優秀な人材を確保できるよう、競争力のある報酬水準を提供する。
2. 株主および従業員に対し、説明責任を果たし得る報酬制度を目指す。
3. 取締役および執行役員が職務遂行にあたり、意欲や士気を高めることができるよう、会社・個人業績について明確な目標設定とそれに基づく報酬とする。
4. 取締役・執行役員、社外取締役、常勤監査役および社外監査役の4つの体系に区分する。

取締役が受ける報酬等の内容及び決定方法

1. 取締役(社外取締役を除く)の報酬は、基本報酬、年次賞与およびストック・オプションで構成する。
2. 基本報酬は、職務評価に基づく等級によって決定する。
3. 年次賞与は、会社業績と個人業績によって決定する。
4. スtock・オプションは、取締役(社外取締役を除く)を支給対象とし、等級別の報酬額に基づき決定する。
5. 社外取締役の報酬は、市場価値を参考に決定する。

監査役が受ける報酬等の内容および決定方法

1. 監査役（社外監査役を除く）の報酬については、幹部報酬委員会からの助言に基づき市場価値を参考にして、監査役の協議により決定する。なお、報酬の個人別設定あるいは業績評価による報酬変動は、監査役制度の理念を踏まえ、行わない。
2. 社外監査役の報酬は、幹部報酬委員会からの助言に基づき市場価値を参考にして、監査役の協議により決定する。

株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

28銘柄 33,334百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
小野薬品工業株式会社	1,037,200	9,273	事業関係の強化 企業価値の向上
エーザイ株式会社	949,500	3,815	同上
第一三共株式会社	2,100,066	3,650	同上
田辺三菱製薬株式会社	682,200	984	同上
協和発酵キリン株式会社	691,000	760	同上
生化学工業株式会社	415,600	572	同上
株式会社メディパルホールディングス	361,765	571	同上
日本新薬株式会社	285,000	558	同上
東邦ホールディングス株式会社	130,050	284	同上
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	388,540	220	同上
小林製薬株式会社	35,069	209	同上
株式会社スズケン	38,388	153	同上
株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス	128,474	100	同上
アルフレッサ ホールディングス株式会社	6,326	43	同上
株式会社大木	49,509	27	同上
株式会社ほくやく・竹山ホールディングス	16,261	11	同上
株式会社日阪製作所	800	1	同上
クオール株式会社	1,000	1	同上
株式会社杉村倉庫	200	0	同上

みなし保有株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
美津濃株式会社	440,000	255	退職給付信託契約に基づく議決権行使の指図権
株式会社日阪製作所	70,000	69	同上
株式会社杉村倉庫	218,000	50	同上

（注） 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

当事業年度
 特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
小野薬品工業株式会社	1,037,200	14,085	事業関係の強化 企業価値の向上
エーザイ株式会社	949,500	8,104	同上
第一三共株式会社	2,100,066	4,005	同上
田辺三菱製薬株式会社	682,200	1,407	同上
日本新薬株式会社	285,000	1,247	同上
協和発酵キリン株式会社	691,000	1,083	同上
生化学工業株式会社	415,600	950	同上
株式会社メディパルホールディングス	365,499	572	同上
小林製薬株式会社	35,644	307	同上
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	388,540	289	同上
東邦ホールディングス株式会社	130,050	264	同上
株式会社スズケン	38,388	155	同上
株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス	128,474	118	同上
アルフレッサホールディングス株式会社	25,304	43	同上
株式会社大木	49,509	24	同上
株式会社ほくやく・竹山ホールディングス	16,261	11	同上
クオール株式会社	1,000	1	同上
株式会社日阪製作所	800	1	同上
株式会社杉村倉庫	200	0	同上

みなし保有株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
美津濃株式会社	440,000	275	退職給付信託契約に基づく議決権行使の指図権
株式会社日阪製作所	70,000	74	同上
株式会社杉村倉庫	218,000	64	同上

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名、および継続監査年数

業務を執行した公認会計士の氏名		所属する監査法人
指定有限責任社員	宮 林 利 朗	有限責任 あずさ監査法人
業務執行社員	辻 井 健 太	

継続監査年数については、7年以内であるため、記載を省略しています。

監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他15名で構成されています。

その他当社定款の定めについて

イ．取締役の定数

当社の取締役は、12名以内とする旨を定款に定めています。

ロ．取締役選任の決議要件

当社は、株主総会における取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、および取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めています。

ハ．取締役の任期

当社は、取締役の任期について、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする旨を定款に定めています。

ニ．中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって中間配当をすることができる旨を定款に定めています。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

ホ．株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。これは、機動的な資本政策の遂行を目的とするものです。

ヘ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。これは、株主総会の特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を目的とするものです。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	88	26	70	49
連結子会社	-	-	-	-
計	88	26	70	49

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社およびSanten Oyをはじめとする当社の連結子会社9社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属する会計事務所に対して、監査証明業務に基づく報酬として66百万円、非監査業務に基づく報酬として17百万円の合計83百万円を支払っています。

(当連結会計年度)

当社およびSanten Oyをはじめとする当社の連結子会社11社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属する会計事務所に対して、監査証明業務に基づく報酬として58百万円、非監査業務に基づく報酬として565百万円の合計623百万円を支払っています。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容として、IFRSに関するアドバイザー業務があります。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容として、米メルク社の眼科製品の譲り受けに係る財務デュー・ディリジェンス業務およびIFRS対応に関するアドバイザー業務等があります。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査時間、規模および内容等を勘案したうえで社内決裁手続きを経て決定しています。また、監査役会の同意を得ています。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」といいます。)第93条の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」といいます。)に準拠して作成しています。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。)に基づいて作成しています。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2014年4月1日から2015年3月31日まで)の連結財務諸表および事業年度(2014年4月1日から2015年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けています。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みおよびIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っています。具体的には以下のとおりです。

(1) 会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準設定主体等の行う研修へ参加しています。

(2) IFRSに基づく適正な連結財務諸表等を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針書を作成し、これに基づいてグループで統一した会計処理を行っています。また、国際会計基準審議会(IASB)が公表するプレスリリースおよび基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っています。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結純損益及びその他の包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記番号	前連結会計年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)
売上収益	6, 7	146,260	161,831
売上原価	9	57,353	56,373
売上総利益		88,907	105,458
販売費及び一般管理費	8, 9	41,642	48,893
製品に係る無形資産償却費	17	190	3,979
研究開発費	9	16,862	17,477
その他の収益	10	681	723
その他の費用	11	1,016	458
営業利益		29,878	35,374
金融収益	12	916	768
金融費用	12	433	279
税引前当期利益		30,361	35,863
法人所得税費用	13	10,643	11,831
当期利益		19,718	24,032
その他の包括利益			
純損益に振り替えられない項目：			
確定給付制度の再測定	14	463	303
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動	14	2,236	7,863
純損益に振り替えられる可能性のある項目：			
在外営業活動体の換算差額	14	4,752	248
その他の包括利益	14	7,451	8,414
当期包括利益合計		27,169	32,446
当期利益の帰属			
親会社の所有者持分		19,718	24,032
非支配持分		-	-
当期利益		19,718	24,032
当期包括利益合計の帰属			
親会社の所有者持分		27,169	32,446
非支配持分		-	-
当期包括利益合計		27,169	32,446
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益(円)	15	47.78	58.18
希薄化後1株当たり当期利益(円)	15	47.63	57.93

【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記番号	移行日 (2013年4月1日)	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当連結会計年度 (2015年3月31日)
資産				
非流動資産				
有形固定資産	16	27,063	27,175	29,104
無形資産	17	22,605	26,610	84,433
金融資産	18	19,305	23,334	34,725
繰延税金資産	13	5,011	5,215	2,978
その他の非流動資産		2,234	2,065	2,288
非流動資産合計		76,218	84,399	153,528
流動資産				
棚卸資産	19	20,305	19,461	20,133
営業債権及びその他の債権	20	45,324	53,986	61,701
その他の金融資産	18	2,217	4,587	187
その他の流動資産		2,045	2,356	2,728
現金及び現金同等物	21	60,237	72,397	65,923
(小計)		130,128	152,787	150,672
売却目的で保有する資産	22	414	454	-
流動資産合計		130,542	153,241	150,672
資産合計		206,760	237,640	304,200

(単位：百万円)

	注記番号	移行日 (2013年4月1日)	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当連結会計年度 (2015年3月31日)
資本				
資本金	23	7,081	7,264	7,383
資本剰余金	23	7,776	7,959	8,077
自己株式	23	2	9	18
利益剰余金	23	150,516	162,727	178,840
その他の資本の構成要素	23,24	2,486	9,269	17,497
親会社の所有者に帰属する持分合計		167,857	187,210	211,779
資本合計		167,857	187,210	211,779
負債				
非流動負債				
金融負債	25	141	102	25,351
退職給付に係る負債	26	5,966	5,401	5,459
引当金	27	1,278	1,467	1,444
繰延税金負債	13	2,395	2,795	2,874
その他の非流動負債		1,007	1,479	953
非流動負債合計		10,787	11,244	36,081
流動負債				
営業債務及びその他の債務	28	13,766	19,072	20,250
その他の金融負債	25	5,846	4,880	19,298
未払法人所得税等		3,168	8,081	6,729
引当金	27	702	996	1,197
その他の流動負債		4,634	6,157	8,866
流動負債合計		28,116	39,186	56,340
負債合計		38,903	50,430	92,421
資本及び負債合計		206,760	237,640	304,200

【連結持分変動計算書】

前連結会計年度(自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)

(単位:百万円)

	注記番号	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
						確定給付制度の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動
2013年4月1日残高		7,081	7,776	2	150,516	-	2,162
当期包括利益							
当期利益					19,718		
その他の包括利益	14					463	2,236
当期包括利益合計		-	-	-	19,718	463	2,236
所有者による拠出及び所有者への分配							
新株の発行	23	183	183				
自己株式の取得	23			7			
自己株式の処分	23		0	0			
配当金	23				8,250		
株式報酬取引	23,24						
その他					743	463	280
所有者による拠出及び所有者への分配合計		183	183	7	7,507	463	280
2014年3月31日残高		7,264	7,959	9	162,727	-	4,118

	注記番号	その他の資本の構成要素			親会社の所有者に帰属する持分合計	資本合計
		在外営業活動体の換算差額	新株予約権	合計		
2013年4月1日残高		-	324	2,486	167,857	167,857
当期包括利益						
当期利益				-	19,718	19,718
その他の包括利益	14	4,752		7,451	7,451	7,451
当期包括利益合計		4,752	-	7,451	27,169	27,169
所有者による拠出及び所有者への分配						
新株の発行	23		49	49	317	317
自己株式の取得	23			-	7	7
自己株式の処分	23			-	0	0
配当金	23			-	8,250	8,250
株式報酬取引	23,24		124	124	124	124
その他				743	-	-
所有者による拠出及び所有者への分配合計		-	75	668	7,816	7,816
2014年3月31日残高		4,752	399	9,269	187,210	187,210

当連結会計年度(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)

(単位:百万円)

	注記番号	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
						確定給付制度の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動
2014年4月1日残高		7,264	7,959	9	162,727	-	4,118
当期包括利益							
当期利益					24,032		
その他の包括利益	14					303	7,863
当期包括利益合計		-	-	-	24,032	303	7,863
所有者による拠出及び所有者への分配							
新株の発行	23	119	118				
自己株式の取得	23			9			
配当金	23				8,259		
株式報酬取引	23,24						
その他					340	303	37
所有者による拠出及び所有者への分配合計		119	118	9	7,919	303	37
2015年3月31日残高		7,383	8,077	18	178,840	-	11,944

	注記番号	その他の資本の構成要素			親会社の所有者に帰属する持分合計	資本合計
		在外営業活動体の換算差額	新株予約権	合計		
2014年4月1日残高		4,752	399	9,269	187,210	187,210
当期包括利益						
当期利益				-	24,032	24,032
その他の包括利益	14	248		8,414	8,414	8,414
当期包括利益合計		248	-	8,414	32,446	32,446
所有者による拠出及び所有者への分配						
新株の発行	23		32	32	205	205
自己株式の取得	23			-	9	9
配当金	23			-	8,259	8,259
株式報酬取引	23,24		186	186	186	186
その他				340	-	-
所有者による拠出及び所有者への分配合計		-	154	186	7,877	7,877
2015年3月31日残高		5,000	553	17,497	211,779	211,779

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記番号	前連結会計年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
当期利益		19,718	24,032
減価償却費及び償却費		2,841	6,958
減損損失		216	290
金融収益及び金融費用		759	529
法人所得税費用		10,643	11,831
営業債権及びその他の債権の増減(は増加)		8,128	7,701
棚卸資産の増減(は増加)		1,411	521
営業債務及びその他の債務の増減(は減少)		5,242	1,251
引当金及び退職給付に係る負債の増減(は減少)		346	761
その他		1,883	2,554
小計		33,413	38,926
利息の受取額		104	81
配当金の受取額		518	548
利息の支払額		9	82
法人所得税の支払額		7,340	14,087
営業活動によるキャッシュ・フロー		26,686	25,386
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出		111	84
定期預金の払戻による収入		92	184
投資の取得による支出		4,825	114
投資の売却及び償還による収入		2,933	4,149
有形固定資産の取得による支出		3,461	2,972
有形固定資産の売却による収入		2	656
無形資産の取得による支出		2,418	63,468
その他		59	60
投資活動によるキャッシュ・フロー		7,847	61,709
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入れによる収入		-	35,000
短期借入金の返済による支出		-	35,000
長期借入れによる収入		-	40,000
長期借入金の返済による支出		29	2,970
配当金の支払額		8,247	8,264
その他		322	194
財務活動によるキャッシュ・フロー		7,954	28,960
現金及び現金同等物の増減額		10,885	7,363
現金及び現金同等物の期首残高		60,237	72,397
現金及び現金同等物の為替変動による影響		1,275	889
現金及び現金同等物の期末残高	21	72,397	65,923

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

参天製薬株式会社および連結子会社（以下、参天製薬グループ）は、医薬品の製造・販売を中心に事業を展開しています。

参天製薬株式会社（以下、当社）は日本に所在する企業であり、本社所在地ならびに主要事業所の住所は、当社ホームページ（<http://www.santen.co.jp/>）にて開示しています。

また、株式は東京証券取引所に上場しています。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨及び初度適用に関する事項

参天製薬グループは、連結財務諸表規則第1条の2に規定される「特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、連結財務諸表をIFRSに準拠して作成しています。

参天製薬グループは、当連結会計年度（2014年4月1日から2015年3月31日まで）からIFRSを適用しており、IFRSへの移行日（以下、移行日）は2013年4月1日です。IFRSへの移行にあたっては、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」（以下、IFRS第1号）を適用しています。

なお、参天製薬グループの会計方針は、早期適用していないIFRSおよびIFRS第1号の規定により認められた免除規定を除いて、2015年3月31日現在で有効なIFRSに準拠しています。

(2) 測定の基礎

参天製薬グループの連結財務諸表は、「3. 重要な会計方針」に記載している金融商品等を除いて取得原価を基礎として作成しています。

(3) 機能通貨及び表示通貨

参天製薬グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨とし、百万円未満を四捨五入により表示しています。

(4) 新基準書の早期適用

参天製薬グループは、IFRS第9号「金融商品」（以下、IFRS第9号）（2010年10月および2011年12月改訂）を移行日より早期適用しています。

IFRS第9号は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」を置き換えるもので、金融商品に償却原価と公正価値との2つの測定区分を設定しています。公正価値で測定する金融資産に係る公正価値の変動は、純損益で認識することとなります。なお、資本性金融商品への投資に係る公正価値の変動は、売買目的で保有する場合を除いて、その他の包括利益で認識することが認められています。

(5) 連結財務諸表の承認

参天製薬グループの当連結会計年度の連結財務諸表は、2015年6月24日に代表取締役社長兼CEO 黒川 明および最高財務責任者である執行役員 チーフ・ファイナンシャル・オフィサー（CFO）兼財務・管理本部長 越路和朗によって承認されています。

3. 重要な会計方針

参天製薬グループでは、他に記載のない限り、以下に記載されている会計方針を、連結財務諸表（移行日の連結財政状態計算書を含む）に表示されている全ての期間において、継続的に適用しています。

(1) 連結の基礎

参天製薬グループの連結財務諸表は、当社および子会社ならびに関連会社の財務諸表に基づき作成されています。

子会社

子会社とは、参天製薬グループにより支配されている企業をいいます。

支配とは、投資先に対するパワーを有し、投資先への関与により生じるリターンの変動にさらされ、かつ、投資先に対するパワーを通じてリターンの額に影響を及ぼす能力を有している場合をいいます。

子会社の連結は、参天製薬グループが支配を獲得した日から開始し、支配を喪失した日に終了しています。

子会社に対する持分が支配獲得後に変動した場合、支配の喪失とならないものについては、資本取引として会計処理しています。

参天製薬グループ内の債権債務残高および取引ならびに参天製薬グループ内取引によって発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成にあたって消去しています。

なお、決算日が異なる子会社の財務諸表は、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しています。

関連会社

関連会社とは、参天製薬グループがその財務および営業の方針決定に対して重要な影響力を有するものの、支配または共同支配していない企業をいいます。

関連会社に対する投資については、参天製薬グループが重要な影響力を有し始めた日から重要な影響力を喪失した日まで、持分法によって会計処理を行っています。

(2) 企業結合

企業結合については、取得法を用いて会計処理を行っています。

被取得企業における識別可能な資産および負債は、取得日の公正価値で測定しています。

取得対価は、企業結合で移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額および段階的に達成される企業結合の場合には、取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計として測定し、この取得対価が、取得日における識別可能な資産および負債の正味価額を上回る場合に、その超過額をのれんとして認識しています。被取得企業の識別可能な資産および負債の正味価額が取得対価を上回る場合には、その超過額を取得日において純損益として認識しています。企業結合で移転された対価は、取得企業が移転した資産、取得企業に発生した被取得企業の旧所有者に対する負債および取得企業が発行した資本持分の取得における公正価値の合計で計算を行っています。

企業結合に関連して発生する費用については、発生時に費用処理を行っています。

なお、参天製薬グループは、IFRS第1号の免除規定を適用しており、移行日である2013年4月1日以前に完了している企業結合については、IFRS第3号「企業結合」(以下、IFRS第3号)を遡及適用していません。

(3) 外貨換算

外貨建取引は、取引日における為替レートまたはそれに近似するレートにより機能通貨への換算を行っています。

外貨建の貨幣性資産および負債は期末日の為替レートにより機能通貨への再換算を行い、その結果生じる差額を純損益として認識しています。

在外営業活動体の資産および負債は期末日の為替レートにより、収益および費用は、その期間中の為替レートが著しく変動している場合を除き、期中平均為替レートにより表示通貨への換算を行い、その結果生じる差額はその他の包括利益として認識しています。なお、在外営業活動体を処分する場合には、当該営業活動体に関連した換算差額の累計額を処分時に純損益に振り替えています。

なお、参天製薬グループは、IFRS第1号の免除規定を適用し、IFRS移行日現在の在外営業活動体の換算差額累計額を利益剰余金に振り替えています。

(4) 収益

売上収益

値引、割戻および消費税等の税金を控除後の、受領したまたは受領可能な対価の公正価値により収益の測定を行っています。なお、参天製薬グループでは主として次のものを売上収益として認識しています。

< 1 > 物品の販売から生じる収益

物品の販売においては、その販売によって物品の所有に伴う重要なリスクと経済価値が買手に移転し、物品に対する継続的関与および実質的支配が保持されず、将来の経済的便益が参天製薬グループに流入する可能性が高く、当該経済的便益およびそれに対する原価を信頼性をもって測定できる場合に、収益を認識しています。

< 2 > 知的財産権から生じる収益

知的財産権からの収益は、関連する契約の実質に従って発生主義で認識しています。

その他の収益

売上収益および金融収益に該当しない要因に基づく収益を、その他の収益として認識しています。

金融収益

< 1 > 利息収益

利息収益は、実効金利法により発生時に認識しています。

< 2 > 配当収入

配当収入は、保有する株式について配当の支払いを受ける権利が確定した時に認識していません。

(5) 研究開発費

参天製薬グループ内部で発生する研究開発に関する支出は、主要な市場における当局からの販売承認が得られない段階においては、IAS第38号「無形資産」(以下、IAS第38号)における資産計上の要件を満たさないと判断し、全て研究開発費として発生時に費用処理しています。

(6) 政府補助金

政府補助金は、補助金交付のための付帯条件を満たしていること、かつ参天製薬グループが補助金を受領することについて、合理的な保証が得られた場合に公正価値で認識しています。

収益に関する政府補助金については、その補助金によって補償される関連コストを費用として認識する期間にわたって、規則的に純損益で認識しています。

資産に関する政府補助金については、繰延収益として認識し、当該資産の見積耐用年数にわたり規則的に純損益で認識しています。

(7) 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金と繰延税金の合計として表示しています。

当期税金は、報告期間の末日において、制定されまたは実質的に制定されている税率を使用して、税務当局に納付または税務当局から還付されると予想される金額で算定しています。当期税金は、その税金がその他の包括利益または直接資本に認識される取引または事象から発生する場合および企業結合から発生する場合を除いて、当期の純損益で認識しています。

繰延税金は、報告期間の末日において、資産または負債の会計上の帳簿価額と税務基準額との差異のうち、将来の期において解消される一時差異に基づいて算定しています。将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金および繰越税額控除に対して、将来その使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で繰延税金資産を認識し、原則、将来加算一時差異に対して、繰延税金負債を認識しています。

なお、企業結合ではなく、取引日に会計上の利益にも課税所得にも影響しない取引における当初認識に対する一時差異については、繰延税金資産および繰延税金負債を認識していません。のれんの当初認識に対する将来加算一時差異についても繰延税金負債を認識していません。

子会社および関連会社に対する投資に関連して生ずる将来加算一時差異については、当該一時差異の解消時期をコントロールでき、予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合には繰延税金負債を認識せず、また、将来減算一時差異については、当該一時差異が予測し得る期間内に解消する可能性が高くない場合あるいは当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高くない場合に繰延税金資産を認識していません。

繰延税金資産および負債は、当該資産が実現する期または当該負債が決済される期に適用されると予想される税率で算定しています。

繰延税金資産と繰延税金負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、同一の税務当局によって同一の納税主体に対して課される法人所得税に関するものである場合に相殺しています。

(8) 有形固定資産

有形固定資産は、当該資産の取得に直接関連する費用に、解体、除去および原状回復費用、ならびに資産計上の要件を満たす借入費用を含めて取得原価として認識しています。

認識後の測定については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で計上しています。

土地以外の有形固定資産は、使用が可能となった時点から、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却しています。主要な有形固定資産の見積耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物	: 3 ~ 50年
機械装置及び運搬具	: 3 ~ 10年
工具、器具及び備品	: 4 ~ 10年

なお、減価償却方法、残存価額および耐用年数は毎年見直し、必要に応じて調整しています。減損については、「(10)有形固定資産および無形資産に係る減損」に記載のとおりです。

(9) 無形資産

無形資産は、個別もしくは企業結合によって取得した、物理的実体のない識別可能な非貨幣資産であり、主なものは、のれん、製品に係る無形資産およびソフトウェアです。

のれん

当初認識時におけるのれんの測定については、「(2)企業結合」に記載のとおりです。当初認識後ののれんについては、償却は行わず、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しています。のれんは企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位に配分しています。

のれん以外の無形資産

のれん以外で個別に取得した無形資産については、当該資産の取得に直接関連する費用を取得原価として認識しています。のれん以外で企業結合によって取得した無形資産については、企業結合日の公正価値に基づいて認識しています。

認識後の測定については、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で計上しています。

これらの無形資産は、使用が可能となった時点から、それぞれの見積耐用年数（概ね20年以内）にわたって定額法で償却しています。見積耐用年数は、法的保護期間または経済的耐用年数に基づいて算定し、定期的に見直しを行っています。

減損については、「(10)有形固定資産および無形資産に係る減損」に記載のとおりです。

なお、参天製薬グループの内部にて発生した研究開発に関する支出の取り扱いについては、「(5)研究開発費」に記載のとおりです。

(10) 有形固定資産および無形資産に係る減損

有形固定資産および使用可能である無形資産については、各報告期間の末日現在に、資産または資金生成単位が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価し、減損の兆候がある場合には、減損テストを実施し、回収可能性を評価しています。

のれんおよび未だ使用可能でない無形資産については、資産または資金生成単位の減損の兆候の有無にかかわらず、毎年、減損テストを実施し、回収可能性を評価しています。

なお、資金生成単位とは、他の資産または資産グループからのキャッシュ・インフローとは概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位をいいます。

回収可能性の評価においては、処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれが高い方を回収可能価額とし、この回収可能価額と帳簿価額を比較して、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その額を減損損失として純損益で認識しています。なお、使用価値とは、資産または資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値です。

減損損失の戻入れについては、各報告期間の末日に、過年度に減損損失を計上した資産または資金生成単位において、当該減損損失が消滅または減少している可能性を示す兆候がある場合には、その資産または資金生成単位の回収可能性を評価しています。回収可能価額が資産または資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、過年度に減損損失が認識されていなかった場合の帳簿価額から必要な償却または減価償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として、減損損失の戻入れを行っています。ただし、のれんについては減損損失の戻入れを行いません。

(11) リース

所有に伴うリスクと便益のほとんどすべてが借手に移転するリース取引は、ファイナンス・リースに分類しています。所有に伴うリスクと便益のほとんどすべてが借手に移転しないリース取引は、オペレーティング・リースに分類しています。

ファイナンス・リースにおいては、リース開始時のリース資産の公正価値または最低支払リース料総額の現在価値の低い方の金額をもって資産および負債として認識しています。認識されたリース資産は、当該資産の見積耐用年数またはリース期間のいずれか短い方の期間にわたって定額法で減価償却しています。

オペレーティング・リースにおいては、リース料はリース期間にわたって定額法で費用として認識しています。

(12) 金融商品

金融資産

< 1 > 当初認識及び測定

金融資産は、当該金融資産の契約条項の当事者となった取引日に当初認識しています。

当初認識された金融資産は、その時点において下記(ア)・(イ)の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産として分類し、それ以外の場合には公正価値で測定する金融資産として分類しています。また、公正価値で測定する金融資産のうち、売買目的保有ではない資本性金融商品は、その公正価値の事後的な変動をその他の包括利益で認識しています。

(ア) 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産が保有されている。

(イ) 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみが実際のキャッシュ・フローとして特定の日に生じる。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除いて、その時点の公正価値に当該金融資産に直接帰属する取引費用を加算した金額で測定しています。

< 2 > 事後測定

償却原価で測定する金融資産は、実効金利法による償却原価で測定しています。

公正価値で測定する金融資産は、公正価値を測定し、その変動を純損益を通じて認識しています。また、売買目的保有ではない資本性金融商品については、その変動をその他の包括利益を通じて認識し、公正価値が著しく下落した場合には、その他の包括利益の累計額を利益剰余金に振り替えています。

< 3 > 減損

償却原価で測定する金融資産は、報告期間の末日ごとに減損の客観的証拠の有無を検討し、減損の客観的な証拠がある場合には、当該金融資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローを当該金融資産の当初認識時の実効金利で割り引いた現在価値との差額を減損損失として純損益で認識しています。

減損認識後に生じた事象により、減損損失が減少する場合は、減損損失の減少額を純損益にて戻入れています。

< 4 > 認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、もしくは金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんど全てを移転した場合、当該金融資産の認識を中止しています。その際、帳簿価額と対価の差額を純損益として認識しています。また、売買目的保有ではない資本性金融商品については、当該金融商品に係るその他の包括利益の累計額を利益剰余金に振り替えています。

金融負債

< 1 > 当初認識及び測定

金融負債は、当該金融負債の契約条項の当事者となった取引日に当初認識しています。

当初認識された金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を除いて、償却原価で測定する金融負債として分類しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を除いて、その時点の公正価値に当該金融負債に直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しています。

< 2 > 事後測定

償却原価で測定する金融負債は、実効金利法による償却原価で測定しています。

公正価値で測定する金融負債は、公正価値を測定し、その変動を純損益を通じて認識しています。

< 3 > 認識の中止

金融負債は、契約で特定された債務が免責、取消し、または失効になった場合に認識を中止しています。

金融資産と金融負債の相殺

金融資産と金融負債は、認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を有し、純額で決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合に相殺しています。

デリバティブ

主として資産・負債に係る為替変動、金利変動および株価変動リスクを回避するために為替予約等のデリバティブ取引を利用しています。これらのデリバティブ取引は、契約が締結された時点で当初認識し、公正価値で測定しています。当初認識後においても、公正価値で再測定しています。ただし、ヘッジ手段であるデリバティブ取引は、ヘッジ会計を適用しています。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行いません。

ヘッジ会計

デリバティブ取引の一部をキャッシュ・フロー・ヘッジに指定し、ヘッジ会計を適用しています。

ヘッジの開始時において、ヘッジ手段とヘッジ対象の関係、リスク管理目的および戦略について文書化しています。また、ヘッジ関係が、ヘッジの開始時および指定されている期間中に、ヘッジされているリスクに起因するキャッシュ・フローの変動を相殺するに際し、極めて有効であるかどうかを継続的に評価しています。キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定し、ヘッジ会計の要件を満たしている場合、ヘッジ手段に係る利得または損失のうち、ヘッジが有効な部分はその他の包括利益で認識し、非有効部分は純損益で認識しています。

その他の包括利益で認識された金額は、ヘッジ対象が純損益で認識される期に、連結純損益及びその他の包括利益計算書において認識されたヘッジ対象と同じ項目にて純損益に振り替えています。

ヘッジ指定を取消した場合、ヘッジ手段が失効、売却、終結または行使となった場合、あるいはヘッジ会計の要件を満たさない場合には、ヘッジ会計を中止しています。

(13) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額とのいずれか低い金額で測定しています。

取得原価には、原材料、直接労務費およびその他の直接費用ならびに関連する製造間接費用を含め、加重平均法に基づいて算定しています。正味実現可能価額とは、通常の事業の過程における見積売価から完成までに要する見積原価および販売に要する見積費用を控除した額です。

(14) 現金及び現金同等物

手許現金、随時引き出し可能な預金、および取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資で、容易に換金可能であり、価値の変動について僅少なりスクしか負わないものを現金及び現金同等物としています。

(15) 売却目的で保有する資産

継続的使用ではなく、売却取引により帳簿価額が回収される非流動資産または処分グループのうち、現状で直ちに売却することが可能であり、かつ、売却の可能性が非常に高い場合に売却目的保有に分類しています。売却目的保有に分類された非流動資産または処分グループは、その帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しています。

(16) 資本

普通株式

当社が発行した普通株式については、発行価額を資本金および資本剰余金に計上しています。資本取引の取引コストは、関連する税効果を考慮し資本剰余金から控除しています。

自己株式

当社が取得した自己株式については、支払対価で認識し、資本の控除項目として計上しています。自己株式の取得、売却または消却にあたっては損益を認識していません。自己株式を売却した場合には、帳簿価額と売却価額との差額を資本剰余金に計上しています。

(17) 株式報酬費用

取締役および執行役員に対する持分決済型の株式報酬制度として、ストック・オプション制度を採用しています。ストック・オプションは、付与日の公正価値で測定し、その公正価値はブラック・ショールズモデルを用いて算定し、付与日に費用および資本の増加として認識しています。

なお、参天製薬グループは、IFRS第1号の免除規定を適用し、IFRS移行日前に権利が確定したもののについてはIFRS第2号「株式に基づく報酬」(以下、IFRS第2号)を遡及適用していません。

(18) 従業員給付

退職後給付

従業員への退職給付制度として、確定給付制度および確定拠出制度を採用しています。

< 1 > 確定給付制度

確定給付制度債務の現在価値および関連する当期勤務費用ならびに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて算定しています。

割引率は、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しています。

勤務費用および確定給付負債の純額に係る利息純額は、純損益にて認識しています。

数理計算上の差異、確定給付負債の純額に係る利息純額に含まれる金額を除く制度資産に係る収益および資産上限額の影響の変動については、発生時にその他の包括利益にて認識し、利益剰余金に振り替えています。

< 2 > 確定拠出制度

確定拠出型の退職給付費用については、拠出した時点で費用として認識しています。

短期従業員給付

短期従業員給付については、従業員が会社に勤務を提供したときに、当該勤務と交換に支払うことが見込まれる金額を割り引かずに費用として認識しています。

(19) 引当金

過去の事象の結果として、法的に、または推定的に現在の債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を持つ資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を認識しています。なお、貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合には、債務の決済に必要と見込まれる支出の現在価値を引当金の額としています。

4. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定

参天製薬グループの連結財務諸表の作成において、経営者は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用に関する報告金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行っています。実際の業績は、これら会計上の見積りと異なる可能性があります。

経営者が行う重要な会計上の判断、見積り及び仮定は以下のとおりです。

- ・有形固定資産および無形資産に係る減損
- ・繰延税金資産の回収可能性
- ・引当金
- ・確定給付制度債務の測定
- ・金融商品の公正価値
- ・株式報酬費用

5. 未適用の公表済みの基準書及び解釈指針

連結財務諸表の承認日までに公表済みの基準書及び解釈指針の新設または改訂のうち、参天製薬グループが早期適用していない主なものは以下のとおりです。

なお、これらの適用による参天製薬グループへの影響は検討中であり、現時点では見積ることはできません。

基準書及び解釈指針		強制適用時期 (以降開始年度)	参天製薬グループ 適用時期	新設・改訂の概要
IAS第16号	有形固定資産	2016年1月1日	2017年3月期	減価償却の許容される方法の明確化
IAS第38号	無形資産	2016年1月1日	2017年3月期	償却の許容される方法の明確化
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	2017年1月1日	2018年3月期	収益認識に係る基準の改訂
IFRS第9号	金融商品	2018年1月1日	2019年3月期	金融商品の分類、測定、減損及びヘッジ会計に関する改訂

6. 事業セグメント

(1) 報告セグメントの概要

参天製薬グループの報告セグメントは、分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっている構成単位から、参天製薬グループが主な事業内容としている医薬品の製造・販売を中心とする「医薬品事業」に係るものを集約したものです。

「医薬品事業」では、医療用および一般用医薬品の製造・販売を行っています。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であり、セグメント間の内部売上収益又は振替高は、市場実勢価格に基づいています。

移行日(2013年4月1日)

(単位:百万円)

	報告セグメント	その他 (注)1	計	調整額 (注)2	連結財務諸表
	医薬品				
セグメント資産	128,227	2,558	130,785	75,975	206,760

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントで、医療機器事業などが含まれています。

2 セグメント資産の調整額75,975百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社の余資運用資金(株式、社債、現金及び現金同等物)および繰延税金資産です。

前連結会計年度(自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント	その他 (注)1	計	調整額 (注)2	連結財務諸表
	医薬品				
外部顧客への売上収益	143,310	2,950	146,260	-	146,260
セグメント間の内部売上収益 又は振替高	-	123	123	123	-
計	143,310	3,073	146,383	123	146,260
セグメント利益又は損失()	30,487	609	29,878	-	29,878
金融収益	-	-	-	-	916
金融費用	-	-	-	-	433
税引前当期利益	-	-	-	-	30,361
セグメント資産	146,833	3,464	150,297	87,343	237,640
その他の項目					
減価償却費及び償却費	2,783	58	2,841	-	2,841
減損損失	-	216	216	-	216
非流動資産への追加額 (注)3	5,862	67	5,929	-	5,929

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントで、医療機器事業などが含まれています。

2 セグメント資産の調整額87,343百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社の余資運用資金(株式、社債、現金及び現金同等物)および繰延税金資産です。

3 非流動資産への追加額には、金融資産および繰延税金資産の増加額は含まれていません。

当連結会計年度（自 2014年4月1日 至 2015年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他 (注) 1	計	調整額 (注) 2	連結財務諸表
	医薬品				
外部顧客への売上収益	159,262	2,569	161,831	-	161,831
セグメント間の内部売上収益 又は振替高	-	623	623	623	-
計	159,262	3,192	162,454	623	161,831
セグメント利益又は損失()	35,976	602	35,374	-	35,374
金融収益	-	-	-	-	768
金融費用	-	-	-	-	279
税引前当期利益	-	-	-	-	35,863
セグメント資産	218,206	3,477	221,683	82,517	304,200
その他の項目					
減価償却費及び償却費	6,906	52	6,958	-	6,958
減損損失	-	290	290	-	290
非流動資産への追加額 (注) 3	66,312	183	66,495	-	66,495

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントで、医療機器事業などが含まれています。
 2 セグメント資産の調整額82,517百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社の余資運用資金（株式、現金及び現金同等物）です。
 3 非流動資産への追加額には、金融資産および繰延税金資産の増加額は含まれていません。

(2) 製品及びサービスごとの情報

前連結会計年度（自 2013年4月1日 至 2014年3月31日）

（単位：百万円）

	医薬品			その他			合計
	医療用医薬品			一般医薬品	医療機器	その他	
	眼科薬	抗リウマチ薬	その他				
外部顧客への売上収益	125,034	10,251	1,595	6,440	2,678	262	146,260

当連結会計年度（自 2014年4月1日 至 2015年3月31日）

（単位：百万円）

	医薬品			その他			合計
	医療用医薬品			一般医薬品	医療機器	その他	
	眼科薬	抗リウマチ薬	その他				
外部顧客への売上収益	136,059	9,629	6,868	6,706	2,327	242	161,831

(3) 地域ごとの情報

移行日(2013年4月1日)

(単位:百万円)

	日本	欧州	北米	アジア	その他	計
非流動資産 (注)	39,485	10,135	453	1,829	-	51,902

(注) 非流動資産は資産の所在地を基礎とし、国または地域に分類しています。また、金融資産および繰延税金資産を含んでいません。

前連結会計年度(自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)

(単位:百万円)

	日本	欧州	北米	アジア	その他	計
外部顧客への売上収益(注)1	122,072	11,466	1,016	11,700	6	146,260
非流動資産 (注)2	41,816	11,448	393	2,193	-	55,850

(注)1 売上収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しています。

2 非流動資産は資産の所在地を基礎とし、国または地域に分類しています。また、金融資産および繰延税金資産を含んでいません。

当連結会計年度(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)

(単位:百万円)

	日本	欧州	米州	アジア	その他	計
外部顧客への売上収益(注)1	124,836	14,156	6,169	16,668	2	161,831
非流動資産 (注)2	100,991	10,889	459	3,486	-	115,825

(注)1 売上収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しています。

2 非流動資産は資産の所在地を基礎とし、国または地域に分類しています。また、金融資産および繰延税金資産を含んでいません。

(4) 主要な顧客ごとの情報

前連結会計年度(自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)

(単位:百万円)

顧客の名称又は氏名	売上収益	関連するセグメント名
株式会社スズケン	32,546	医薬品
株式会社メディセオ	26,334	医薬品

当連結会計年度(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)

(単位:百万円)

顧客の名称又は氏名	売上収益	関連するセグメント名
株式会社スズケン	32,774	医薬品
株式会社メディセオ	27,491	医薬品

7. 売上収益

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)
物品の販売	145,581	155,785
その他	679	6,046
合計	146,260	161,831

8. 販売費及び一般管理費

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)
給与及び賞与	13,151	14,663
広告宣伝費及び販売促進費	10,613	12,223
法定福利費	1,897	2,201
退職後給付費用	892	901
減価償却費及び償却費	655	819

9. 従業員給付費用

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)
給与及び賞与	23,748	25,389
法定福利費	3,276	3,788
退職後給付費用(確定拠出制度)	1,137	1,107
退職後給付費用(確定給付)	1,139	1,075
株式報酬費用	124	186
その他	866	919
合計	30,290	32,464

(注) 従業員給付費用は、「売上原価」、「販売費及び一般管理費」および「研究開発費」に計上されています。

10. その他の収益

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)
固定資産処分益	-	155
補助金収入	419	323
その他	262	245
合計	681	723

11. その他の費用

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)
固定資産処分損	28	54
減損損失 (注) 1	216	290
事業構造改善費用 (注) 2	539	-
その他	233	114
合計	1,016	458

(注) 1 減損損失については、「16.有形固定資産(2)減損損失」および「17.無形資産(2)減損損失」に記載しています。

2 事業構造改善費用は、当社および連結子会社において、組織・業務改革のための施策を進めたことに伴って発生した費用です。

12. 金融収益及び金融費用

(1) 金融収益の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)
受取利息		
償却原価で測定する金融資産	81	72
受取配当金		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	518	548
生命保険	148	144
受取配当金合計	666	692
その他	169	4
合計	916	768

(2) 金融費用の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)
支払利息		
償却原価で測定する金融負債	1	88
その他	5	3
支払利息合計	6	91
為替差損	358	23
退職後給付に係る利息純額	68	65
その他	1	100
合計	433	279

13. 繰延税金及び法人所得税

(1) 繰延税金

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

	移行日 (2013年4月1日)	純損益を通じて認識	その他の包括利益 において認識	前連結会計年度 (2014年3月31日)
将来減算一時差異				
退職給付に係る負債	3,375	180	259	3,296
委託研究	1,126	145	-	1,271
減価償却超過額	940	215	-	1,155
未払賞与	882	65	-	947
未払事業税	321	289	-	610
棚卸資産	437	17	-	454
前受収益	-	246	-	246
有給休暇引当金	153	4	-	157
減損損失	18	2	-	16
その他	1,021	77	-	1,098
小計	8,273	1,236	259	9,250
将来加算一時差異				
その他の包括利益を通 じて公正価値で測定す る金融資産	1,295	92	1,230	2,433
仕掛研究開発	4,445	629	-	5,074
特別償却準備金	17	6	-	11
その他	40	-	-	40
小計	5,797	531	1,230	7,558
税務上の繰越税額控除お よび繰越欠損金				
繰越税額控除	-	307	-	307
繰越欠損金	140	281	-	421
小計	140	588	-	728
純額	2,616	1,293	1,489	2,420

上表の純損益を通じて認識された一時差異の純額と、「(2) 法人所得税費用 純損益を通
じて認識される法人所得税」に記載の繰延法人所得税合計との差額は為替の変動によるもので
す。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2014年3月31日)	純損益を通じて認識	その他の包括利益 において認識	当連結会計年度 (2015年3月31日)
将来減算一時差異				
退職給付に係る負債	3,296	105	177	3,014
委託研究	1,271	458	-	1,729
減価償却超過額	1,155	149	-	1,304
未払賞与	947	81	-	866
未払事業税	610	125	-	485
棚卸資産	454	10	-	444
前受収益	246	4	-	242
有給休暇引当金	157	11	-	146
減損損失	16	72	-	88
その他	1,098	40	-	1,138
小計	9,250	383	177	9,456
将来加算一時差異				
その他の包括利益を通 じて公正価値で測定す る金融資産	2,433	4	3,380	5,809
仕掛研究開発	5,074	171	-	4,903
特別償却準備金	11	6	-	5
その他	40	6	-	34
小計	7,558	187	3,380	10,751
税務上の繰越税額控除お よび繰越欠損金				
繰越税額控除	307	497	-	804
繰越欠損金	421	174	-	595
小計	728	671	-	1,399
純額	2,420	1,241	3,557	104

上表の純損益を通じて認識された一時差異の純額と、「(2) 法人所得税費用 純損益を通
じて認識される法人所得税」に記載の繰延法人所得税合計との差額は為替の変動によるもので
す。

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	移行日 (2013年4月1日)	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当連結会計年度 (2015年3月31日)
将来減算一時差異	550	331	265
税務上の繰越欠損金	5,910	6,873	6,651
繰越税額控除	920	1,113	1,401

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の失効予定は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	移行日 (2013年4月1日)	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当連結会計年度 (2015年3月31日)
1年目	197	268	21
2年目	217	18	36
3年目	11	20	2
4年目	35	1	28
5年目以降	5,450	6,566	6,564
合計	5,910	6,873	6,651

当連結会計年度および前連結会計年度において税務上の繰越欠損金を認識している子会社があり、それらの税務上の繰越欠損金について、当連結会計年度において将来の課税所得の発生が見込まれる範囲内で繰延税金資産を595百万円(移行日は140百万円、前連結会計年度は421百万円)認識しています。繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の発生の有無に依存していますが、繰延税金資産の認識にあたって使用した将来の課税所得は、経営者が承認した事業計画のもとで想定されたものであり、過去の計画と実績の推移からその実現可能性は高いことから、繰延税金資産の回収可能性に問題はないと判断しています。

当連結会計年度および前連結会計年度において、当社は子会社の投資に係る将来加算一時差異については、繰延税金負債を認識していません。これは、当社が一時差異の取崩しの時期をコントロールする立場にあり、このような差異を予測可能な期間内に解消しない可能性が高いためです。当連結会計年度において繰延税金負債を認識していない子会社の投資に係る将来加算一時差異は2,481百万円(移行日は233百万円、前連結会計年度は949百万円)です。

(2) 法人所得税費用

純損益を通じて認識される法人所得税

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)
当期法人所得税		
当期	12,144	12,688
小計	12,144	12,688
繰延法人所得税		
一時差異等の発生および解消	1,663	1,323
税率の変更	162	466
小計	1,501	857
法人所得税費用 合計	10,643	11,831

当期法人所得税には、従前は未認識であった税務上の欠損金、税額控除または過去の期間の一時差異から生じた便益の額が含まれています。これに伴う当連結会計年度における当期法人所得税の減少額は558百万円（前連結会計年度は314百万円）です。

繰延法人所得税には、従前は未認識であった税務上の欠損金、税額控除または過去の期間の一時差異から生じた便益の額と、繰延税金資産の評価減または以前に計上した評価減の戻入により生じた費用の額が含まれています。これに伴う当連結会計年度における繰延法人所得税の減少額は830百万円（前連結会計年度は749百万円）です。

適用税率の調整

当社は、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は、当連結会計年度が35.5%、前連結会計年度が37.9%となっています。ただし、海外子会社についてはその所在地における法人税等が課されています。

各連結会計年度の法定実効税率と実際負担税率との調整は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)
法定実効税率	37.9%	35.5%
永久に損金又は益金に算入されない項目	1.0%	0.8%
試験研究費の税額控除	4.8%	3.6%
子会社との税率差異	0.4%	0.2%
税率変更による影響	0.5%	1.3%
未認識の繰延税金資産の増減	0.3%	0.6%
その他	0.4%	0.2%
実際負担税率	35.1%	33.0%

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が2015年3月31日に公布され、2015年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.48%から2015年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.94%に、2016年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.18%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が121百万円、繰延法人所得税が466百万円、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動が595百万円それぞれ増加し、確定給付制度の再測定が8百万円減少しています。

14. その他の包括利益

その他の包括利益に係る組替調整額は次のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)
確定給付制度の再測定		
当期発生額	722	480
組替調整額	-	-
税効果調整前	722	480
税効果額	259	177
税効果調整後	463	303
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 金融資産の純変動		
当期発生額	3,466	11,243
組替調整額	-	-
税効果調整前	3,466	11,243
税効果額	1,230	3,380
税効果調整後	2,236	7,863
在外営業活動体の換算差額		
当期発生額	4,752	248
組替調整額	-	-
税効果調整前	4,752	248
税効果額	-	-
税効果調整後	4,752	248
その他の包括利益	7,451	8,414

15. 1株当たり利益

基本的1株当たり利益および希薄化後1株当たり利益の算定上の基礎は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)
基本的1株当たり利益の算定上の基礎		
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	19,718	24,032
親会社の普通株主に帰属しない当期利益(百万円)	-	-
基本的1株当たり利益の計算に使用する当期利益 (百万円)	19,718	24,032
期中平均普通株式数(千株)	412,685	413,056
希薄化後1株当たり利益の算定上の基礎		
基本的1株当たり利益の計算に使用する当期利益 (百万円)	19,718	24,032
当期利益調整額(百万円)	-	-
希薄化後1株当たり利益の計算に使用する当期利益 (百万円)	19,718	24,032
期中平均普通株式数(千株)	412,685	413,056
新株予約権による普通株式増加数(千株)	1,265	1,799
希薄化効果調整後期中平均普通株式数(千株)	413,950	414,855
1株当たり利益(親会社の所有者に帰属)		
基本的1株当たり利益(円)	47.78	58.18
希薄化後1株当たり利益(円)	47.63	57.93

(注) 当社は、2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しています。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して基本的1株当たり利益および希薄化後1株当たり利益を算定しています。

16. 有形固定資産
 (1) 増減明細

(単位：百万円)

取得原価	建物及び構築物	機械装置及び運搬具	工具、器具及び備品	土地	建設仮勘定	合計
2013年4月1日残高	42,546	11,988	11,955	8,068	2,441	76,998
取得	192	83	375	-	1,879	2,529
建設仮勘定からの振替	1,302	949	645	-	2,896	-
処分	83	18	379	-	454	934
在外営業活動体の換算差額	678	451	312	10	107	1,558
その他	-	-	-	-	261	261
2014年3月31日残高	44,635	13,453	12,908	8,078	816	79,890
取得	196	87	642	-	3,496	4,421
建設仮勘定からの振替	275	748	324	-	1,347	-
処分	54	118	523	-	-	695
在外営業活動体の換算差額	84	47	14	5	72	184
2015年3月31日残高	45,136	14,217	13,337	8,073	3,037	83,800

(単位：百万円)

減価償却累計額及び減損損失累計額	建物及び構築物	機械装置及び運搬具	工具、器具及び備品	土地	建設仮勘定	合計
2013年4月1日残高	29,165	10,390	10,380	-	-	49,935
減価償却費	1,183	464	570	-	-	2,217
減損損失	16	51	24	-	-	91
処分	63	18	347	-	-	428
在外営業活動体の換算差額	315	355	230	-	-	900
2014年3月31日残高	30,616	11,242	10,857	-	-	52,715
減価償却費	1,203	550	667	-	-	2,420
減損損失	10	16	147	-	30	203
処分	45	20	509	-	-	574
在外営業活動体の換算差額	28	13	27	-	-	68
2015年3月31日残高	31,756	11,775	11,135	-	30	54,696

(単位：百万円)

帳簿価額	建物及び構築物	機械装置及び運搬具	工具、器具及び備品	土地	建設仮勘定	合計
2013年4月1日残高	13,381	1,598	1,575	8,068	2,441	27,063
2014年3月31日残高	14,019	2,211	2,051	8,078	816	27,175
2015年3月31日残高	13,380	2,442	2,202	8,073	3,007	29,104

(2) 減損損失

当連結会計年度において203百万円（前連結会計年度は91百万円）の減損損失を計上しており、連結純損益及びその他の包括利益計算書の「その他の費用」に計上しています。

前連結会計年度において認識した減損損失は、その他の事業に係る機械装置及び運搬具ならびに工具、器具及び備品等であり、収益性が低下していることから、回収可能価額を使用価値により測定し、帳簿価額を回収可能価額まで減額したことによるものです。

当連結会計年度において認識した減損損失は、その他の事業に係る工具、器具及び備品等であり、収益性が低下していることから、回収可能価額を使用価値により測定し、帳簿価額を回収可能価額まで減額したことによるものです。

(3) その他の開示

当連結会計年度における、決算日以降の有形固定資産の取得に係る重要なコミットメントは1,535百万円です。なお、移行日および前連結会計年度における重要なコミットメントはありません。

17. 無形資産
 (1) 増減明細

(単位：百万円)

取得原価	のれん	製品に係る 無形資産	ソフトウェア	その他	合計
2013年4月1日残高	6,075	21,504	7,043	925	35,547
取得	-	1,477	191	726	2,394
仮勘定からの振替	-	-	877	877	-
処分	-	43	125	-	168
在外営業活動体の換算差額	1,097	1,234	121	70	2,522
2014年3月31日残高	7,172	24,172	8,107	844	40,295
取得	-	62,639	226	891	63,756
仮勘定からの振替	-	-	548	548	-
処分	-	601	427	-	1,028
在外営業活動体の換算差額	594	668	7	65	1,204
2015年3月31日残高	6,578	85,542	8,447	1,252	101,819

(単位：百万円)

償却累計額及び減損損失累計額	のれん	製品に係る 無形資産	ソフトウェア	その他	合計
2013年4月1日残高	-	6,395	5,882	665	12,942
償却費	-	190	420	14	624
減損損失	-	122	3	-	125
処分	-	43	122	-	165
在外営業活動体の換算差額	-	-	97	62	159
2014年3月31日残高	-	6,664	6,280	741	13,685
償却費	-	3,979	551	8	4,538
減損損失	-	-	87	-	87
処分	-	601	378	-	979
在外営業活動体の換算差額	-	-	13	68	55
2015年3月31日残高	-	10,042	6,527	817	17,386

(単位：百万円)

帳簿価額	のれん	製品に係る 無形資産	ソフトウェア	その他	合計
2013年4月1日残高	6,075	15,109	1,161	260	22,605
2014年3月31日残高	7,172	17,508	1,827	103	26,610
2015年3月31日残高	6,578	75,500	1,920	435	84,433

(2) 減損損失

当連結会計年度において87百万円（前連結会計年度は125百万円）の減損損失を計上しており、連結純損益及びその他の包括利益計算書の「その他の費用」に計上しています。

前連結会計年度において認識した減損損失は、その他の事業における製品に係る無形資産であり、収益性が低下していることから、回収可能価額を使用価値により測定し、帳簿価額を回収可能価額まで減額したことによるものです。

当連結会計年度において認識した減損損失は、その他の事業におけるソフトウェアであり、収益性が低下していることから、回収可能価額を使用価値により測定し、帳簿価額を回収可能価額まで減額したことによるものです。

(3) のれんの減損テスト

参天製薬グループは当連結会計年度において6,578百万円（移行日は6,075百万円、前連結会計年度は7,172百万円）ののれんを計上しています。

当該のれんはSanten S.A.S.の買収によって生じたものであり、医薬品事業で減損テストを実施しています。

のれんの減損テストにおける回収可能価額は、参天製薬株式会社の市場株価を用いて測定しています。

回収可能価額は帳簿価額を上回っているため、当連結会計年度において減損損失を認識していません。

(4) その他の開示

無形資産のうち、製品に係る無形資産の償却費は、連結純損益及びその他の包括利益計算書において「製品に係る無形資産償却費」に、それ以外の無形資産に係る償却費は、連結純損益及びその他の包括利益計算書において「売上原価」、「販売費及び一般管理費」および「研究開発費」に含まれています。

移行日、前連結会計年度および当連結会計年度において、自己創設無形資産はありません。

重要な無形資産

製品に係る無形資産のうち主要なものは、当連結会計年度に米メルク社から取得した眼科用医薬品に関する特許権、商標権、ドメイン名、製造販売承認権等であり、当連結会計年度末の帳簿価額は58,257百万円です。また、Santen S.A.S.の買収に伴い認識されたCyclokot（一般名：シクロスポリン）に係る権利および米マキュサイト社との契約により取得したDE-109（一般名：シロリムス）に関する権利を製品に係る無形資産に計上しており、帳簿価額はそれぞれ、移行日7,123百万円、6,420百万円、前連結会計年度末8,357百万円、6,420百万円、当連結会計年度末7,688百万円、6,420百万円です。

米メルク社からの資産の譲り受けに伴い計上した製品に係る無形資産のうち、既に償却を開始しているものの残存償却年数は10年～16年です。Cyclokot、DE-109に関連する製品に係る無形資産については未だ使用可能でないため、償却を開始していません。

決算日以降の無形資産の取得に係るコミットメントは以下のとおりです。

(単位：百万円)

	移行日 (2013年4月1日)	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当連結会計年度 (2015年3月31日)
研究開発マイルストーン	4,217	13,746	22,765
売上達成目標マイルストーン	15,129	21,410	38,262
合計	19,346	35,156	61,027

(注) 上記の表に記載された金額は、全てのマイルストーンが達成された場合の最大の支払額であり、現在価値への割引はされておらず、リスクについても考慮されていません。マイルストーンの達成は不確実性が高いため、全ての支払義務が生じる可能性は低く、実際の支払額は大幅に異なる可能性があります。

18. 金融資産（非流動）及びその他の金融資産（流動）

(1) 内訳

非流動資産

(単位：百万円)

	移行日 (2013年4月1日)	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当連結会計年度 (2015年3月31日)
償却原価で測定する金融資産			
社債	2,211	-	-
その他	932	847	928
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産			
株式	15,970	22,327	33,634
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産			
施設利用権等	192	160	163
合計	19,305	23,334	34,725

流動資産

(単位：百万円)

	移行日 (2013年4月1日)	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当連結会計年度 (2015年3月31日)
償却原価で測定する金融資産			
社債	2,008	4,112	-
その他	209	475	187
合計	2,217	4,587	187

(2) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

株式は主に政策投資目的で保有しており、短期的な売買による利得の獲得を目的としていないため、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しています。

公正価値の内訳

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の主な内訳及び公正価値は以下のとおりです。

(単位：百万円)

内訳	移行日 (2013年4月1日)	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当連結会計年度 (2015年3月31日)
小野薬品工業株式	5,063	9,273	14,085
エーザイ株式	3,988	3,815	8,104
第一三共株式	3,812	3,650	4,005

その他

当連結会計年度末現在で保有している、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る当連結会計年度の受取配当金は548百万円(前連結会計年度は516百万円)です。

期中に処分したその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は以下のとおりです。

(単位：百万円)

銘柄	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当連結会計年度 (2015年3月31日)
売却日時点の公正価値	37	40
累積利得・損失()	35	37
受取配当金	2	-

(注) これらは、海外子会社において売却したものです。なお、当連結会計年度において、累積利得37百万円(前連結会計年度は27百万円)をその他の資本の構成要素から利益剰余金へ振り替えています。

19. 棚卸資産

(単位：百万円)

	移行日 (2013年4月1日)	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当連結会計年度 (2015年3月31日)
商品及び製品	16,862	16,223	16,036
仕掛品	325	391	585
原材料及び貯蔵品	3,118	2,847	3,512
合計	20,305	19,461	20,133

20. 営業債権及びその他の債権

(単位：百万円)

	移行日 (2013年4月1日)	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当連結会計年度 (2015年3月31日)
受取手形及び売掛金	44,140	52,086	59,611
その他	1,186	1,903	2,094
貸倒引当金	2	3	4
合計	45,324	53,986	61,701

21. 現金及び現金同等物

(単位：百万円)

	移行日 (2013年4月1日)	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当連結会計年度 (2015年3月31日)
現金及び預金	51,325	63,509	65,945
預入期間が3ヶ月超の定期預金	87	112	22
短期投資	8,999	9,000	-
連結財政状態計算書上の現金及び現金 同等物 合計	60,237	72,397	65,923
連結キャッシュ・フロー計算書上の現 金及び現金同等物	60,237	72,397	65,923

22. 売却目的で保有する資産

(単位：百万円)

	移行日 (2013年4月1日)	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当連結会計年度 (2015年3月31日)
資産			
有形固定資産			
建物及び構築物	242	266	-
土地	172	188	-
合計	414	454	-

(注) 2013年4月1日および2014年3月31日現在における売却目的で保有する資産は、米国子会社が保有している建物および土地の売却を意思決定したことにより、当該資産を売却目的保有に分類したことによるものです。当該資産は医薬品事業に属するものであり、2015年3月期に売却しています。

23. 資本及びその他の資本項目

(1) 資本金及び自己株式

(単位：株)

	前連結会計年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)
株式の種類 (注) 1	普通株式	普通株式
授権株式数	220,000,000	220,000,000
発行済株式数 (注) 2		
期首	82,469,103	82,582,903
期中増減 (注) 3	113,800	70,200
期末	82,582,903	82,653,103
自己株式数		
期首	900	2,324
期中増減 (注) 4	1,424	1,521
期末	2,324	3,845

- (注) 1 普通株式は無額面です。
 2 発行済株式は全額払込済みとなっています。
 3 発行済株式数の期中増減は、新株予約権の行使による新株の発行によるものです。
 4 自己株式数の期中増減は、単元未満株式の買取および買増請求に応じたことによるものです。
 5 当社は、2015年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しており、授権株式数が880,000,000株増加し1,100,000,000株、発行済株式数が330,612,412株増加し413,265,515株、自己株式数が15,380株増加し19,225株となっています。

(2) 資本剰余金

通常の新株の発行及び新株予約権の行使による新株の発行の際に資本金に組み入れなかった資本準備金とそれ以外のその他資本剰余金からなります。

(3) その他の資本の構成要素

確定給付制度の再測定

確定給付制度に係る再測定による変動部分からなります。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の認識が中止されるか減損されるまでに生じた当該資産の公正価値の純変動額の累積額が含まれます。

在外営業活動体の換算差額

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じた為替換算差額からなります。

新株予約権

当社は新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しており、平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21、ならびに会社法第361条および第238条等の規定に基づき、新株予約権を付与しています。新株予約権としてその他の資本の構成要素に計上している金額は、それらの公正価値に基づく金額であり、また、それらの契約条件等は、「24. 株式報酬」に記載しています。

(4) 利益剰余金及び配当金

利益剰余金

当連結会計年度以前に純損益として認識されたものおよびその他の包括利益から振り替えられたものからなります。

配当

() 配当金支払額

決議日	配当の総額 (単位：百万円)	1株当たり配当額 (単位：円)	基準日	効力発生日
前連結会計年度				
定時株主総会 (2013年6月25日)	4,123	50.00	2013年3月31日	2013年6月26日
取締役会 (2013年11月6日)	4,127	50.00	2013年9月30日	2013年11月29日
当連結会計年度				
定時株主総会 (2014年6月25日)	4,129	50.00	2014年3月31日	2014年6月26日
取締役会 (2014年11月5日)	4,130	50.00	2014年9月30日	2014年11月28日

() 報告期間の終了後、財務諸表の公表が承認される前に宣言された配当

決議日	配当の総額 (単位：百万円)	1株当たり配当額 (単位：円)	基準日	効力発生日
前連結会計年度				
定時株主総会 (2014年6月25日)	4,129	50.00	2014年3月31日	2014年6月26日
当連結会計年度				
定時株主総会 (2015年6月24日)	4,959	60.00	2015年3月31日	2015年6月25日

(注) 当社は、2015年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しましたが、当連結会計年度の1株当たり配当額は、当該株式分割前の配当額を記載しています。

24. 株式報酬

(1) ストック・オプションの契約条件等

付与対象者

当社取締役、当社執行役員および重要な海外子会社の取締役

権利確定条件

付されていません。

付与されたストック・オプションの権利行使期間

付与日から10年以内

決済方法

株式決済

(2) スtock・オプション数及び加重平均行使価格

	前連結会計年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)		当連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	
	株式数 (株)	加重平均行使価格 (円)	株式数 (株)	加重平均行使価格 (円)
期首未行使残高	747,700	3,005	664,500	2,905
権利付与	30,600	1	34,500	1
権利行使 (注) 1	113,800	2,786	70,200	2,931
権利の満期消滅	-	-	-	-
期末未行使残高	664,500	2,905	628,800	2,742
期末行使可能残高	509,600	2,979	563,700	3,059

(注) 1 当連結会計年度の権利行使時点の加重平均株価は6,663円(前連結会計年度は4,520円)です。

2 当社は、2015年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施していますが、当該株式分割の影響を反映させていません。

(3) 期末未行使Stock・オプションの行使価格の範囲及び加重平均残存期間

当連結会計年度における、未行使のStock・オプションの行使価格は1円~3,315円(前連結会計年度は1円~3,315円)であり、加重平均残存期間は5.3年(前連結会計年度は5.8年)です。

なお、当社は、2015年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施していますが、当該株式分割の影響を反映させていません。

(4) 期中に付与されたStock・オプションの公正価値及び公正価値の測定方法

使用した評価技法

ブラック・ショールズ方式

公正価値並びにその主な基礎数値及び見積方法

	前連結会計年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)
決議年月日	2013年8月6日	2014年8月5日
公正価値(円)	4,049.52	5,382.98
付与日の株価(円)	4,560	6,000
行使価格(円)	1	1
予想ボラティリティ(%) (注)	23.7	28.6
予想残存期間(年)	6.5	6.5
予想配当利回り(%)	1.82	1.67
無リスク利率(%)	0.385	0.215

(注) 予想ボラティリティは各月末株価の前月末株価に対する値動き率を算定し、6年間の値動き率の標準偏差を年率にして算定しています。

(5) 株式報酬費用

当連結会計年度における、Stock・オプション制度に係る費用は186百万円(前連結会計年度は124百万円)です。

25. 金融負債（非流動）及びその他の金融負債（流動）

（1）内訳

非流動負債の内訳

（単位：百万円）

	移行日 (2013年4月1日)	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当連結会計年度 (2015年3月31日)
長期借入金（1年内返済予定除く）	61	42	25,304
ファイナンス・リース債務	80	60	47
合計	141	102	25,351

流動負債の内訳

（単位：百万円）

	移行日 (2013年4月1日)	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当連結会計年度 (2015年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	-	-	11,767
ファイナンス・リース債務	32	51	43
未払金	5,195	4,092	6,525
その他	619	737	963
合計	5,846	4,880	19,298

26. 退職後給付

(1) 退職給付制度の概要

当社および連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度および確定拠出制度を採用しています。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度です。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金および年金を支給します。ただし、当社および一部の連結子会社は、確定給付企業年金制度にキャッシュバランスプランを導入しています。

一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されています。退職一時金制度（非積立型制度ですが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがあります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

(2) 確定給付制度

確定給付負債の純額

(単位：百万円)

	確定給付制度債務	制度資産の公正価値	確定給付負債の純額
2013年4月1日残高	17,018	11,052	5,966
当期勤務費用	1,071	-	1,071
利息収益()又は利息費用	199	131	68
確定給付負債の純額の再測定			
制度資産に係る収益	-	532	532
数理計算上の差異(人口統計上の仮定の変更)	43	-	43
数理計算上の差異(財務上の仮定の変更)	115	-	115
実績修正	32	-	32
確定給付負債の純額の再測定合計	190	532	722
為替レートの変動による影響額	34	8	26
事業主による制度への拠出額	-	437	437
制度からの支払額	915	344	571
2014年3月31日残高	17,217	11,816	5,401
当期勤務費用	1,010	-	1,010
利息収益()又は利息費用	210	145	65
確定給付負債の純額の再測定			
制度資産に係る収益	-	1,157	1,157
数理計算上の差異(人口統計上の仮定の変更)	227	-	227
数理計算上の差異(財務上の仮定の変更)	686	-	686
実績修正	236	-	236
確定給付負債の純額の再測定合計	677	1,157	480
為替レートの変動による影響額	11	6	5
事業主による制度への拠出額	-	422	422
制度からの支払額	529	270	259
その他	165	16	149
2015年3月31日残高	18,739	13,280	5,459

制度資産の構成

(単位：百万円)

	活発な市場における公表市場価格の有無	移行日 (2013年4月1日)	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当連結会計年度 (2015年3月31日)
株式	有	3,513	4,044	6,696
債券	有	5,204	5,853	3,741
生保一般勘定	無	2,071	1,502	1,540
その他	無	264	417	1,303
合計		11,052	11,816	13,280

年金資産の運用は、年金給付等の支払を将来にわたり確実にを行うため、許容されるリスクのもとで必要とされる総合収益を長期的に確保することを目的としています。この目的を達成するため、投資対象としてふさわしい資産を選択するとともに、その期待収益率およびリスク等を考慮した上で、将来にわたる最適な資産の組み合わせを決定しています。また、資産構成割合は、必要に応じて見直しを行うものとしています。

数理計算上の仮定

	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当連結会計年度 (2015年3月31日)
割引率(%)	1.22	0.93

確定給付制度債務の感応度分析

期末日時点で重要な数理計算上の仮定が以下のとおり変動した場合の確定給付制度債務の増加額および減少額()は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2014年3月31日)		当連結会計年度 (2015年3月31日)	
	0.5%増加	0.5%減少	0.5%増加	0.5%減少
割引率	1,092	1,204	1,159	1,279

(注) 本分析においては、その他の変数は一定であることを前提としています。

確定給付制度の将来キャッシュ・フローに与える影響

翌連結会計年度の拠出額は424百万円と予想しています。

確定給付制度債務の加重平均デュレーションは、当連結会計年度は14.4年(前連結会計年度は14.7年)です。

27. 引当金

(1) 増減明細

(単位：百万円)

	資産除去 債務	事業構造 改善引当金	有給休暇 引当金	その他	合計	連結財政状態計算書に おける内訳	
						非流動	流動
2014年4月1日残高	221	802	1,129	311	2,463	1,467	996
増加額	-	-	815	431	1,246	-	-
減少額(目的使用)	0	-	732	175	907	-	-
減少額(戻入)	-	-	-	136	136	-	-
割引計算の期間利息費用	3	-	4	-	7	-	-
在外営業活動体の換算 差額	-	36	18	22	32	-	-
2015年3月31日残高	224	766	1,198	453	2,641	1,444	1,197

(2) 引当金の内容

資産除去債務は、工場設備等に対する有害物質の除去および賃借建物等に対する原状回復義務の発生に備えて、工事業者から入手した見積書等に基づき、将来支払が見込まれる額を使用見込期間に応じた割引計算を行った上で計上しています。

また、経済的便益の流出時期については、主に各連結会計年度の末日より1年超経過後と予想していますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

事業構造改善引当金は、構造改革施策の実施に伴い発生する支出に備えるため、関連費用の見積額を計上しています。

また、経済的便益の流出時期については、主に各連結会計年度の末日より1年超経過後と予想していますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

有給休暇引当金は、有給休暇制度に基づき従業員に対して付与される有給休暇の未消化分に対して、負債を認識しています。また、経済的便益の流出時期については、主に各連結会計年度の末日より1年超経過後と予想しています。

28. 営業債務及びその他の債務

(単位：百万円)

	移行日 (2013年4月1日)	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当連結会計年度 (2015年3月31日)
支払手形及び買掛金	9,370	14,271	14,330
未払金	4,396	4,801	5,920
合計	13,766	19,072	20,250

29. 金融商品

(1) 資本管理

参天製薬グループでは、親会社所有者帰属持分比率および親会社所有者帰属持分当期利益率を重要な経営指標として捉え、その推移を注視するとともに、必要に応じて自己株式の市場での買入れおよび新株発行を実施することで、投資家、債権者および市場の信頼を維持し、将来にわたってビジネスの発展を持続するための強固な資本基盤の維持を目指しています。

(2) 金融リスク管理の概要

参天製薬グループが保有する金融商品から生じるリスクには以下のものがあります。

信用リスク

ア) 概要

信用リスクとは、顧客または金融商品の取引相手が契約上の義務を果たすことができなかった場合に参天製薬グループが負う財務上の損失リスクであり、主に顧客に対する債権および投資から生じます。

(a) 営業債権及びその他の債権

信用管理規定に従い取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期把握する体制としています。

参天製薬グループと取引のある医薬品卸のうち、上位10社への取引高の集中度は、当連結会計年度における連結売上収益の68.3%（前連結会計年度は73.8%）に達しており、医薬品卸の倒産などにより貸倒が発生した場合、参天製薬グループの業績に影響を及ぼします。

(b) 金融資産（投資）

高い信用格付けを有する発行体が発行する債券のみを購入対象としています。

イ) 信用エクスポージャー

金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値は、連結財政状態計算書に表示されている減損後の帳簿価額となります。

ウ) 年齢分析

報告期間末日現在で、減損していない営業債権及びその他の債権の年齢分析は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	移行日 (2013年4月1日)	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当連結会計年度 (2015年3月31日)
期日未経過	45,326	53,989	61,705
期日経過			
30日以内	-	-	-
30日超90日以内	-	-	-
90日超	-	-	-
期日経過合計	-	-	-
貸倒引当金	2	3	4
営業債権及びその他の債権合計	45,324	53,986	61,701

流動性リスク

ア) 概要

流動性リスクとは、現金またはその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行する際に困難に直面するリスクであり、主に営業債務および借入金から生じます。

流動性リスクについては、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

イ) 満期分析

金融負債の期日別残高は以下のとおりです。

移行日 (2013年4月1日)

(単位: 百万円)

	帳簿価額	契約上の キャッシュ ・フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
営業債務及びその他の債務	13,766	13,766	13,766	-	-	-	-	-
その他の金融負債								
借入金	61	61	-	43	18	-	-	-
未払金	5,195	5,195	5,195	-	-	-	-	-
その他	731	731	650	33	31	5	5	7
合計	19,753	19,753	19,611	76	49	5	5	7

前連結会計年度 (2014年3月31日)

(単位: 百万円)

	帳簿価額	契約上の キャッシュ ・フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
営業債務及びその他の債務	19,072	19,072	19,072	-	-	-	-	-
その他の金融負債								
借入金	42	42	-	42	-	-	-	-
未払金	4,092	4,092	4,092	-	-	-	-	-
その他	848	848	788	15	20	7	7	11
合計	24,054	24,054	23,952	57	20	7	7	11

当連結会計年度 (2015年3月31日)

(単位: 百万円)

	帳簿価額	契約上の キャッシュ ・フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
営業債務及びその他の債務	20,250	20,250	20,250	-	-	-	-	-
その他の金融負債								
借入金	37,071	37,243	11,867	11,698	9,575	4,103	-	-
未払金	6,525	6,525	6,525	-	-	-	-	-
その他	1,053	1,053	1,007	16	14	10	3	3
合計	64,899	65,071	39,649	11,714	9,589	4,113	3	3

当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行と短期借入契約を締結しており、各年度末における内容は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	移行日 (2013年4月1日)	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当連結会計年度 (2015年3月31日)
借入契約の総額	-	-	45,000
借入実行額	-	-	35,000
差引額	-	-	10,000

(注) 上記の短期借入契約に基づく借入実行額35,000百万円は、2014年10月に長期借入れへ借換えました。
 なお、長期借入れの総額は40,000百万円であり、株式会社三菱東京UFJ銀行および株式会社日本政策投資銀行とそれぞれに締結した長期借入契約に基づくものです。

市場リスク

ア) 概要

市場リスクとは、市場価格の変動により金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが変動するリスクです。市場リスクは、為替リスク、金利リスクおよびその他の価格リスクからなります。

為替リスクについては、同一通貨の外貨建金融資産残高と外貨建金融負債残高のバランスを調整することで対応しています。

変動利付金融商品も無く、重要な金利リスクは無いと判断しています。

その他の価格リスクについては、主に業務上の関係を有する企業の株式に影響を与えますが、定期的に時価を把握し、適宜、取締役会に報告する体制としています。

イ) 為替リスク

(a) 為替リスクに対するエクスポージャー

参天製薬グループの為替リスクに対するエクスポージャーについては以下のとおりです。

(単位：千通貨)

	移行日 (2013年4月1日)	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当連結会計年度 (2015年3月31日)
	USD	USD	USD
営業債権及びその他の債権	6,906	5,087	8,560
営業債務及びその他の債務	129	34	4,553
エクスポージャー純額	6,777	5,053	4,007

(b) 為替リスクの感応度分析

各期末日に、以下に示された割合で日本円が米ドルに対して高かった場合の純損益の増加(減少)額は以下のとおりです。

この分析は、期末日時点で参天製薬グループが合理的な可能性があると考えられる為替レート変数に基づいており、他のすべての変数(特に金利)が一定であると仮定しています。当該分析は前連結会計年度と同一の基礎に基づいて実施しています。なお、同じ割合で日本円安となった場合には、同一の額で反対の影響を与えます。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当連結会計年度 (2015年3月31日)
	純損益	純損益
USD(5%高)	26	24

(3) 金融商品の公正価値

公正価値および帳簿価額

金融商品の帳簿価額および公正価値は以下のとおりです。なお、公正価値で測定する金融商品および帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品については、次の表に含めていません。

(単位：百万円)

	移行日 (2013年4月1日)		前連結会計年度 (2014年3月31日)		当連結会計年度 (2015年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
借入金	61	61	42	42	37,071	36,992

公正価値を算定する際に適用した方法及び評価技法
 金融商品の公正価値の評価方法は以下のとおりです。

・借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、公正価値は帳簿価額と近似しています。また、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて測定する方法によっています。

公正価値ヒエラルキー

以下の表は、公正価値で計上される金融商品を評価方法ごとに分析したものです。

それぞれのレベルは、以下のように定義付けられています。

レベル1：活発な市場における同一資産・負債の市場価格（調整前の価格）

レベル2：レベル1に含まれる市場価格以外の資産・負債について直接的（すなわち価格として）または間接的（すなわち価格に起因して）に観察可能なインプット

レベル3：観察可能な市場データに基づかない資産・負債についてのインプット（観察不能なインプット）

移行日（2013年4月1日）

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	15,467	-	503	15,970
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
施設利用権等	-	51	141	192

前連結会計年度（2014年3月31日）

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	21,232	-	1,095	22,327
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
施設利用権等	-	19	141	160

当連結会計年度（2015年3月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	32,664	-	970	33,634
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
施設利用権等	-	21	142	163

公正価値ヒエラルキーのレベル間の重要な振替の有無は、毎期末日に判断しています。移行日、前連結会計年度および当連結会計年度において、レベル間の重要な振替はありません。

以下の表は、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される公正価値測定の期首残高と期末残高の調整表です。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 2013年4月1日 至 2014年3月31日）	当連結会計年度 （自 2014年4月1日 至 2015年3月31日）
期首残高	644	1,236
購入	1	105
その他の包括利益	130	225
売却	2	2
その他	463	2
期末残高	1,236	1,112

（注） レベル3に分類した株式は、類似企業比較法または純資産に基づく評価モデル等により公正価値を測定しています。

30. オペレーティング・リース

（1）オペレーティング・リースの借手における解約不能な最低リース料総額

（単位：百万円）

	移行日 （2013年4月1日）	前連結会計年度 （2014年3月31日）	当連結会計年度 （2015年3月31日）
1年以内	1,526	1,934	2,047
1年超5年以内	2,965	2,470	2,108
5年超	33	1	-
合計	4,524	4,405	4,155

（2）費用として認識されたリース料

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 2013年4月1日 至 2014年3月31日）	当連結会計年度 （自 2014年4月1日 至 2015年3月31日）
リース料総額	1,734	2,128

31. 子会社

(1) 参天製薬グループの構成

全ての子会社(23社)を連結しています。連結している子会社名は「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載のとおりです。

当連結会計年度より、Santen Switzerland SA、Santen Italy S.r.l.、Santen UK Limited、Santen Pharmaceutical Spain, S.L.、SANTEN(THAILAND) CO., LTD.、SANTEN PHARMA MALAYSIA SDN.BHD.およびSANTEN PHILIPPINES INC.を新たに設立したため、連結の範囲に含めています。

32. 関連当事者

(1) 関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)

重要な取引はありません。

当連結会計年度(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 経営幹部に対する報酬

当社における経営幹部は、社外を含めた全取締役を指します。

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)
報酬	155	187
退職慰労金	3	-
株式報酬	46	55
合計	204	242

33. 偶発事象

(1) 偶発負債

債務保証

従業員の金融機関からの借入金に対し債務保証を行っています。

なお、債務保証は履行可能性が低いため、負債として認識していません。

(単位: 百万円)

	移行日 (2013年4月1日)	前連結会計年度 (2014年3月31日)	当連結会計年度 (2015年3月31日)
従業員(借入金)	130	103	76

34. 後発事象

〔株式分割〕

当社は、2015年2月24日開催の取締役会において、株式分割を行うことについて決議し、2015年4月1日に実施しました。

1. 株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的としています。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2015年3月31日(火曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する普通株式を、1株につき5株の割合をもって分割しました。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	82,653,103株
株式分割による増加する株式数	330,612,412株
株式分割後の発行済株式総数	413,265,515株
株式分割後の発行可能株式総数	1,100,000,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日	2015年3月16日(月曜日)
基準日	2015年3月31日(火曜日)
効力発生日	2015年4月1日(水曜日)

3. ストック・オプション(新株予約権)の発行価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の権利行使価額は2015年4月1日以降、以下のとおりとなります。

	取締役会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第4回新株予約権	2005年6月24日	2,480円	496円
第5回新株予約権	2006年6月27日	2,715円	543円
第6回新株予約権	2007年6月26日	3,050円	610円
第7回新株予約権	2008年6月25日	2,734円	547円
第8回新株予約権	2009年6月24日	2,920円	584円
第9回新株予約権	2010年6月23日	3,170円	634円
第10回新株予約権	2011年6月22日	3,230円	646円
第11回新株予約権	2012年6月20日	3,315円	663円

4. 1株当たり情報に及ぼす影響等

これによる影響については、当該株式分割が、前連結会計年度の期首に行われたと仮定して計算しており、「15.1株当たり利益」に記載しています。

〔重要な会社分割〕

当社は、2015年5月12日開催の取締役会において、当社の抗リウマチ薬に係る事業を、ユニゾン・キャピタル株式会社(以下、「ユニゾン」といいます。)がアドバイザーを務めるファンドが支配するヒュペリオンファーマ株式会社(以下、「ヒュペリオンファーマ」といいます。)に対して承継させること(以下、「本事業承継」といいます。)を決議し、同日付で、当社、ヒュペリオンファーマおよび同じくユニゾンがアドバイザーを務めるファンドの投資先である昭和薬品化工株式会社の間で、本事業承継に関する契約を締結いたしました。

なお、ヒュペリオンファーマは、本事業承継のために新設された会社であり、本事業承継の完了までの間に、商号を変更する予定です。

1. 本事業承継の目的

本事業承継により、当社は眼科領域に特化し、従来にもまして専門性を高めて患者さんの高度な医療ニーズへ貢献することで、2020年までにグローバル眼科薬市場で3位以内に入ることを目

指します。他方、抗リウマチ薬事業においては疾患修飾抗リウマチ薬（DMARDs）市場で国内第一位の市場シェアを有するなど、これまで確固たる市場プレゼンスを築いてまいりました。本事業承継により、当社の抗リウマチ薬事業が、整形・リウマチスペシャリティファーマを目指すヒュペリオンファーマに承継されることで、これまで以上に、患者さんのQuality of Life（QOL、生活の質）の向上に貢献できると考えています。

2．本事業承継の方法

本事業承継において、当社の抗リウマチ薬事業の権利義務は、会社分割の方法によりヒュペリオンファーマに承継されます（以下、「本会社分割」といいます。）。ただし、当社が抗リウマチ薬事業に関して保有する製造販売承認、在庫および一部の関連契約の契約上の地位等に関しては、会社分割の方法ではなく、ヒュペリオンファーマに各製品の製造販売体制が構築された後に別途個別に移管することを予定しています。

本事業承継により承継される取り扱い製品については、本会社分割効力発生日以降、ヒュペリオンファーマが医療関係者への情報提供活動ならびに販売活動を行う予定です。このうち当社が製造販売承認を保持するものについては、本会社分割の効力発生日以降、速やかに製造販売承認の承継等に向けて両社が協力してまいります。製造販売承認を承継するために必要な手続の完了後は、ヒュペリオンファーマが製造販売および情報提供活動を行う予定です。

3．本会社分割の要旨

(1) 本会社分割の日程

吸収分割契約承認取締役会（当社）	2015年5月12日
吸収分割契約書締結	2015年5月12日
吸収分割の予定日（効力発生日）	2015年8月3日（予定）

（注）本会社分割は当社において会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、吸収分割の承認に関する当社の株主総会は開催しません。

(2) 本会社分割の方式

当社を分割会社とし、ヒュペリオンファーマを承継会社とする吸収分割（簡易吸収分割）です。

(3) 本会社分割に係る対価の内容

承継会社であるヒュペリオンファーマは、分割会社である当社に対して、抗リウマチ薬事業の権利義務を承継する対価として450億円の金銭を交付する予定です。

4．会社分割の相手会社の概要

(1) 名称	ヒュペリオンファーマ株式会社
(2) 所在地	東京都中央区銀座四丁目12番15号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 林 竜也
(4) 事業内容	医薬品の製造・販売等
(5) 資本金	50万円
(6) 設立年月日	2015年1月16日
(7) 純資産	1百万円
(8) 総資産	1百万円
(9) 従業員数	（単体）1名（出向）

（2015年3月31日現在の情報に基づく。なお、(7)純資産および(8)総資産については、設立時点の情報です。）

5．分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

抗リウマチ薬の販売・マーケティング、研究開発に係る事業。

なお、当該事業部門は、参天製薬グループの報告セグメント上、「医薬品事業」に属しています。

(2) 分割する部門の経営成績

	2015年3月期 部門実績
売上収益	9,629百万円

(3) 分割する資産、負債の項目及び帳簿価額(2015年3月31日現在)

当社が、本事業承継に基づき分割する資産、負債の帳簿価額は軽微です。

(注) ヒュペリオンファーマは、2015年6月2日付で商号変更を行い、あゆみ製薬株式会社となりました。

35. 初度適用

参天製薬グループは、当連結会計年度からIFRSに準拠した連結財務諸表を開示しています。日本基準に準拠して作成された直近の連結財務諸表は2014年3月31日に終了する連結会計年度に関するものであり、IFRSへの移行日は2013年4月1日です。

(1) 遡及適用に対する免除規定

IFRS第1号は、IFRSの初度適用企業に対して遡及的にIFRSを適用することを求めています。一部について例外を認めており、参天製薬グループでは、以下の免除規定を採用しています。

在外営業活動体の為替換算差額の累積額

IFRS第1号では、在外営業活動体の換算差額累計額を移行日現在でゼロとみなすことが認められていることから、参天製薬グループでは、すべての在外営業活動体の換算差額累計額を移行日現在でゼロとし、利益剰余金で認識しています。

企業結合

IFRS第1号では、IFRS移行日前行われた企業結合に対して、IFRS第3号を遡及適用しないことが認められていることから、参天製薬グループでは、IFRS移行日より前に生じた企業結合にはIFRS第3号を遡及適用していません。なお、のれんについては、減損の兆候の有無にかかわらずIFRS移行日時点において減損テストを実施しています。

株式に基づく報酬取引

IFRS第1号では、2002年11月7日以後に付与した資本性金融商品のうち、IFRS移行日または2005年1月1日のいずれか遅い日前に権利確定したものについて、IFRS第2号を適用しないことが認められていることから、参天製薬グループでは、2002年11月7日以後に付与した資本性金融商品のうち、IFRS移行日前に権利が確定したものについてはIFRS第2号を適用していません。

(2) 調整表

IFRSの初度適用において開示が求められる調整表は、以下のとおりです。

なお、調整表の「表示組替」には利益剰余金および包括利益に影響を及ぼさない項目を、「認識・測定の違い」には利益剰余金および包括利益に影響を及ぼす項目を含めて表示しています。

また、調整表の「日本基準」の数値は、百万円未満を切捨て、「決算期変更の影響」、「表示組替」、「認識・測定の違い」および「IFRS」の数値は、百万円未満を四捨五入して表示しています。

前連結会計年度（自 2013年4月1日 至 2014年3月31日）の純損益及び包括利益に対する調整に関する注記

（単位：百万円）

日本基準（表示科目）	日本基準	決算期変更の影響	表示組替	認識・測定 の差異	IFRS	注記	IFRS（表示科目）
売上高	148,663	2,372	31	-	146,260		売上収益
売上原価	58,104	720	31	-	57,353		売上原価
売上総利益	90,558	1,652	-	-	88,907		売上総利益
販売費及び一般管理費	63,144	1,780	18,656	1,067	41,642	A, F	販売費及び一般管理費
	-	-	157	33	190	F	製品に係る無形資産償却費
	-	-	18,419	1,557	16,862	B, F	研究開発費
	-	-	619	63	681	F	その他の収益
	-	-	894	122	1,016	F	その他の費用
営業利益	27,414	128	195	2,532	29,878		営業利益
営業外収益	975	14	275	321	916	F	金融収益
営業外費用	465	132	231	67	433	C, F	金融費用
特別利益	473	-	474	-	-	F	
特別損失	1,504	842	663	-	-	F	
税金等調整前当期純利益	26,893	824	500	2,144	30,361		税引前当期利益
法人税、住民税及び事業税	11,762	117	1,464	462	10,643	D	法人所得税費用
法人税等調整額	1,978	14	1,964	-	-		
当期純利益	17,109	927	-	1,682	19,718		当期利益
退職給付に係る調整額	585	2	-	120	463	E	確定給付制度の再測定
その他有価証券評価差額金	2,142	22	-	115	2,236		その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動
為替換算調整勘定	5,541	836	-	47	4,752		在外営業活動体の換算差額
その他の包括利益合計	8,269	860	-	42	7,451		その他の包括利益
包括利益	25,378	67	-	1,724	27,169		当期包括利益合計

A. 販売費及び一般管理費に対する調整

日本基準では、退職給付に係る数理計算上の差異を、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数で償却していましたが、IFRSでは確定給付負債の純額の再測定の金額を発生時にその他の包括利益で認識し、直ちに利益剰余金に振り替えています。

日本基準では、のれんの償却については、効果が発現すると見積られる期間にわたり均等償却を行っていましたが、IFRSでは償却を行っていません。

B. 研究開発費に対する調整

日本基準では、製品および技術の導入契約に伴い発生した一時金等の費用のうち、主に当局の承認が得られる前に発生したものを研究開発費として費用処理していましたが、IFRSでは、これらの費用のうち、IAS第38号における資産計上の要件を満たしたものを無形資産として計上し、使用可能となった時点から見積耐用年数にわたって定額法で償却しています。

C. 金融収益および金融費用に対する調整

日本基準では、退職給付費用のうち利息費用および期待運用収益を「売上原価」または「販売費及び一般管理費」に含めて表示していましたが、IFRSでは「金融費用」に計上しています。

D. 法人所得税に対する調整

日本基準では、棚卸資産のグループ内に取引に係る未実現損益に係る繰延税金資産を売却元の実効税率を用いて計算していましたが、IFRSでは売却先の実効税率を用いて計算しています。また、他のIFRSへの差異調整に伴い発生した一時差異に対して、繰延税金資産または繰延税金負債を計上しています。

E. 確定給付制度の再測定に対する調整

日本基準では、退職給付に係る数理計算上の差異を、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数で償却していましたが、IFRSでは確定給付負債の純額の再測定の金額を発生時にその他の包括利益で認識し、直ちに利益剰余金に振り替えています。

F. 表示組替

IFRSの規定に基づき、表示組替を行っており、主なものは以下のとおりです。

- ・日本基準では、研究開発費および無形資産償却費を「販売費及び一般管理費」に含めて表示していましたが、IFRSでは研究開発費を「研究開発費」、無形資産償却費のうち一部を「製品に係る無形資産償却費」として独立掲記しています。
- ・日本基準では営業外収益、営業外費用、特別利益および特別損失に表示していた収益および費用について、IFRSでは、財務関連項目を「金融収益」および「金融費用」、それ以外の項目を「その他の収益」および「その他の費用」に含めて表示しています。

移行日(2013年4月1日)の資本に対する調整に関する注記

(単位：百万円)

日本基準（表示科目）	日本基準	決算期変更の影響	表示組替	認識・測定の差異	IFRS	注記	IFRS（表示科目）
資産の部							資産
固定資産							非流動資産
有形固定資産	27,420	56	414	-	27,063	G	有形固定資産
無形固定資産	14,123	495	399	7,586	22,605	A	無形資産
投資有価証券	18,173	23	1,090	18	19,305	G	金融資産
繰延税金資産(長期)	4,460	26	1,874	1,350	5,011	B,G	繰延税金資産
その他(投資等)	2,879	89	1,389	656	2,234	G	その他の非流動資産
固定資産合計	67,057	689	1,560	6,910	76,218		非流動資産合計
流動資産							流動資産
たな卸資産	20,949	107	-	537	20,305		棚卸資産
受取手形及び売掛金	43,840	300	1,184	-	45,324	G	営業債権及びその他の債権
有価証券	11,007	0	8,789	-	2,217	G	その他の金融資産
その他(流動資産)	4,022	33	1,408	537	2,045	G	その他の流動資産
貸倒引当金	1	0	1	-	-		
繰延税金資産(短期)	1,880	6	1,874	-	-	B,G	
現金及び預金	50,884	441	8,912	-	60,237	G	現金及び現金同等物
	-	-	-	-	130,128		(小計)
	-	-	414	-	414	G	売却目的で保有する資産
流動資産合計	132,582	595	1,560	1,074	130,542		流動資産合計
資産合計	199,640	1,284	-	5,836	206,760		資産合計

日本基準（表示科目）	日本基準	決算期変更 の影響	表示組替	認識・測定 の差異	IFRS	注記	IFRS（表示科目）
純資産の部							資本
資本金	7,080	-	-	-	7,081		資本金
資本剰余金	7,775	-	-	-	7,776		資本剰余金
自己株式	2	-	-	-	2		自己株式
利益剰余金	151,001	893	-	407	150,516	C	利益剰余金
その他の包括利益累 計額合計	1,047	837	325	2,373	2,486	D	その他の資本の構成 要素
新株予約権	324	-	325	-	-		
純資産合計	165,132	56	-	2,780	167,857		資本合計
負債の部							負債
固定負債							非流動負債
リース債務	87	8	61	-	141	G	金融負債
退職給付引当金	3,664	1	-	2,302	5,966	E	退職給付に係る負債
資産除去債務	160	-	685	433	1,278	F,G	引当金
繰延税金負債	2,269	126	-	-	2,395	B,G	繰延税金負債
その他（固定負債）	1,066	439	498	-	1,007	G	その他の非流動負債
役員退職慰労引当金	248	-	248	-	-	G	
固定負債合計	7,496	556	-	2,735	10,787		非流動負債合計
流動負債							流動負債
支払手形及び買掛金	9,266	104	4,396	-	13,766	G	営業債務及びその他 の債務
未払金	9,868	512	4,856	321	5,846	G	その他の金融負債
未払法人税等	3,038	183	54	-	3,168		未払法人所得税等
返品調整引当金	104	-	597	-	702	G	引当金
その他（流動負債）	1,647	112	3,099	-	4,634	G	その他の流動負債
賞与引当金	3,085	97	3,182	-	-	G	
流動負債合計	27,011	784	-	321	28,116		流動負債合計
負債合計	34,507	1,340	-	3,056	38,903		負債合計
負債純資産合計	199,640	1,284	-	5,836	206,760		資本及び負債合計

A. 無形資産に対する調整

日本基準では、製品および技術の導入契約に伴い発生した一時金等の費用のうち、主に当局の承認が得られる前に発生したものを研究開発費として費用処理していましたが、IFRSでは、これらの費用のうち、IAS第38号における資産計上の要件を満たしたものを無形資産として計上し、使用可能となった時点から見積耐用年数にわたって定額法で償却しています。

日本基準では、のれんの償却については、効果が発現すると見積られる期間にわたり均等償却を行っていましたが、IFRSでは償却を行っていません。

B. 繰延税金資産および繰延税金負債に対する調整

日本基準では、棚卸資産のグループ内に取引に係る未実現損益に係る繰延税金資産を売却元の実効税率を用いて計算していましたが、IFRSでは、売却先の実効税率を用いて計算しています。また、他のIFRSへの差異調整に伴い発生した一時差異に対して繰延税金資産および繰延税金負債を計上しています。

C.利益剰余金に対する調整

	(単位：百万円)
無形資産（注記A）	7,586
その他の資本の構成要素（注記D）	2,152
退職給付に係る負債（注記E）	2,302
引当金（注記F）	433
その他	1,063
小計	1,636
税効果による調整（注記B）	1,229
利益剰余金に対する調整合計	407

D.その他の資本の構成要素に対する調整

日本基準では、数理計算上の差異を発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数で償却していましたが、IFRSでは、確定給付負債の純額の再測定金額を発生時にその他の包括利益で認識し、直ちに利益剰余金に振り替えています。

IFRS第1号に規定されている免除規定を選択し、在外営業活動体に係る換算差額累計額を、移行日である2013年4月1日において、すべて利益剰余金に振り替えています。

E.退職給付に係る負債に対する調整

日本基準では、数理計算上の差異を発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数で償却していましたが、IFRSでは、確定給付負債の純額の再測定金額を発生時にその他の包括利益で認識し、直ちに利益剰余金に振り替えています。

F.引当金に対する調整

有給休暇制度に基づき従業員に対して付与される休暇について、IFRSでは、未消化の休暇に対して、引当金を計上しています。

G.表示組替

IFRSの規定に基づき、表示組替を行っており、主なものは以下のとおりです。

- ・日本基準では「有形固定資産」に含めて表示していた資産について、IFRSでは、このうち売却の可能性が高く、かつ、現状で直ちに売却可能な状態にあるものについて、「売却目的で保有する資産」として表示しています。
- ・日本基準では、繰延税金資産および繰延税金負債について流動または固定に区分して表示していましたが、IFRSでは、すべて非流動として表示しています。
- ・日本基準では「流動資産その他」、「固定資産その他」、「流動負債その他」、「固定負債その他」に含めて表示していた債権または債務について、IFRSで規定されている定義および計上要件等に基づき、「営業債権」、「営業債務」、「金融資産」、「金融負債」または「引当金」として表示しています。
- ・日本基準では、取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資を「有価証券」に含めて表示していましたが、IFRSでは、「現金及び現金同等物」に含めて表示しています。

前連結会計年度(2014年3月31日)の資本に対する調整に関する注記

(単位:百万円)

日本基準(表示科目)	日本基準	表示組替	認識・測定 の差異	IFRS	注記	IFRS(表示科目)
資産の部						資産
固定資産						非流動資産
有形固定資産	27,628	454	-	27,175	F	有形固定資産
無形固定資産	16,585	693	9,331	26,610	A	無形資産
投資有価証券	21,739	999	595	23,334	F	金融資産
繰延税金資産(長期)	5,488	2,346	2,619	5,215	B,F	繰延税金資産
その他(投資等)	3,657	1,591	-	2,065	F	その他の非流動資産
固定資産合計	75,099	1,993	7,307	84,399		非流動資産合計
流動資産						流動資産
たな卸資産	20,031	-	570	19,461		棚卸資産
受取手形及び売掛金	52,086	1,899	-	53,986	F	営業債権及びその他の債権
有価証券	13,111	8,525	-	4,587	F	その他の金融資産
その他(流動資産)	4,925	2,366	203	2,356	F	その他の流動資産
貸倒引当金	3	3	-	-		
繰延税金資産(短期)	2,346	2,346	-	-	B,F	
現金及び預金	63,509	8,888	-	72,397	F	現金及び現金同等物
	-	-	-	152,787		(小計)
	-	454	-	454	F	売却目的で保有する資産
流動資産合計	156,006	1,993	773	153,241		流動資産合計
資産合計	231,105	-	6,534	237,640		資産合計

日本基準（表示科目）	日本基準	表示組替	認識・測定 の差異	IFRS	注記	IFRS（表示科目）
純資産の部						資本
資本金	7,264	-	-	7,264		資本金
資本剰余金	7,958	-	-	7,959		資本剰余金
自己株式	9	-	-	9		自己株式
利益剰余金	160,115	-	2,612	162,727	C	利益剰余金
その他の包括利益累計額 合計	5,481	399	3,388	9,269	D	その他の資本の構成要素
新株予約権	399	399	-	-		
純資産合計	181,209	-	6,000	187,210		資本合計
負債の部						負債
固定負債						非流動負債
リース債務	59	42	-	102	F	金融負債
退職給付に係る負債	5,400	-	-	5,401		退職給付に係る負債
事業構造改善引当金	802	221	443	1,467	E,F	引当金
資産除去債務	221	221	-	-		
繰延税金負債	2,796	-	1	2,795	B,F	繰延税金負債
その他（固定負債）	1,521	42	-	1,479	F	その他の非流動負債
固定負債合計	10,802	-	442	11,244		非流動負債合計
流動負債						流動負債
支払手形及び買掛金	14,270	4,801	-	19,072	F	営業債務及びその他の債務
未払金	9,695	4,908	92	4,880	F	その他の金融負債
未払法人税等	8,169	89	-	8,081		未払法人所得税等
返品調整引当金	135	861	-	996	F	引当金
その他（流動負債）	3,249	2,908	-	6,157	F	その他の流動負債
賞与引当金	3,573	3,573	-	-		
流動負債合計	39,093	-	92	39,186		流動負債合計
負債合計	49,896	-	534	50,430		負債合計
負債純資産合計	231,105	-	6,534	237,640		資本及び負債合計

A. 無形資産に対する調整

日本基準では、製品および技術の導入契約に伴い発生した一時金等の費用のうち、主に当局の承認が得られる前に発生したものを研究開発費として費用処理していましたが、IFRSでは、これらの費用のうち、IAS第38号における資産計上の要件を満たしたものを資産として計上し、使用可能となった時点から見積耐用年数にわたって定額法で償却しています。

日本基準では、のれんの償却については、効果が発現すると見積られる期間にわたり均等償却を行っていましたが、IFRSでは償却を行っていません。

B. 繰延税金資産および繰延税金負債に対する調整

日本基準では、棚卸資産のグループ内に取引に係る未実現損益に係る繰延税金資産を売却元の実効税率を用いて計算していましたが、IFRSでは、売却先の実効税率を用いて計算しています。また、他のIFRSへの差異調整に伴い発生した一時差異に対して繰延税金資産および繰延税金負債を計上しています。

C.利益剰余金に対する調整

	(単位：百万円)
無形資産(注記A)	9,331
その他の資本の構成要素(注記D)	3,281
引当金(注記E)	443
その他	422
小計	5,185
税効果による調整(注記B)	2,573
利益剰余金に対する調整合計	2,612

D.その他の資本の構成要素に対する調整

日本基準では、数理計算上の差異を発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数で償却していましたが、IFRSでは確定給付負債の純額の再測定金額を発生時にその他の包括利益で認識し、直ちに利益剰余金に振り替えています。

IFRS第1号に規定されている免除規定を選択し、在外営業活動体に係る換算差額累計額を、移行日である2013年4月1日において、すべて利益剰余金に振り替えています。

E.引当金に対する調整

有給休暇制度に基づき従業員に対して付与される休暇について、IFRSでは、未消化の休暇に対して、引当金を計上しています。

F.表示組替

IFRSの規定に基づき、表示組替を行っており、主なものは以下のとおりです。

- ・日本基準では「有形固定資産」に含めて表示していた資産について、IFRSでは、このうち売却の可能性が高く、かつ、現状で直ちに売却可能な状態にあるものについて、「売却目的で保有する資産」として表示しています。
- ・日本基準では、繰延税金資産および繰延税金負債について流動または固定に区分して表示していましたが、IFRSでは、すべて非流動として表示しています。
- ・日本基準では「流動資産その他」、「固定資産その他」、「流動負債その他」、「固定負債その他」に含めて表示していた債権または債務について、IFRSで規定されている定義および計上要件等に基づき、「営業債権」、「営業債務」、「金融資産」、「金融負債」または「引当金」として表示しています。
- ・日本基準では、取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資を「有価証券」に含めて表示していましたが、IFRSでは、「現金及び現金同等物」に含めて表示しています。

前連結会計年度(自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)のキャッシュ・フローに対する調整

日本基準に準拠して開示していた連結キャッシュ・フロー計算書とIFRSに準拠し開示されている連結キャッシュ・フロー計算書との重要な差異は以下の通りです。

- ・日本基準では、製品および技術の導入契約に伴い発生した一時金等の費用のうち、主に当局の承認が得られる前に発生したものを研究開発費として費用処理し、これらに係る支出を「営業活動によるキャッシュ・フロー」に区分して表示していましたが、IFRSでは、これらの支出額のうちIAS第38号における資産計上の要件を満たしたものの1,127百万円を「投資活動によるキャッシュ・フロー」に区分しています。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	33,682	71,925	116,842	161,881
税金等調整前四半期 (当期) 純利益金額 (百万円)	5,498	13,661	24,837	34,327
四半期 (当期) 純利益金額 (百万円)	3,731	9,099	16,190	22,570
1 株当たり四半期 (当期) 純 利益金額 (円)	9.04	22.03	39.20	54.64

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益金額 (円)	9.04	13.00	17.17	15.44

- (注) 1 . 当連結会計年度における四半期情報については、日本基準により作成しています。
- 2 . 当連結会計年度および第 4 四半期連結会計期間については、監査法人による監査またはレビューを受けていません。
- 3 . 当社は、2015年 4 月 1 日を効力発生日として、普通株式 1 株につき 5 株の割合で株式分割を実施しました。
 「 1 株当たり四半期 (当期) 純利益金額 」 については、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しています。

2【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2014年3月31日)	当事業年度 (2015年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	49,020	49,114
受取手形	416	501
売掛金	1 48,439	1 54,531
有価証券	13,112	-
商品及び製品	13,135	12,402
仕掛品	12	34
原材料及び貯蔵品	2,619	3,065
繰延税金資産	2,215	2,227
その他	1 4,559	1 4,366
貸倒引当金	0	-
流動資産合計	133,527	126,240
固定資産		
有形固定資産		
建物	11,170	10,659
構築物	178	160
機械及び装置	1,526	1,622
車両運搬具	2	2
工具、器具及び備品	1,438	1,431
土地	8,013	8,013
リース資産	18	15
建設仮勘定	384	1,649
有形固定資産合計	22,729	23,551
無形固定資産		
製造販売承認権	-	57,453
ソフトウェア	1,617	1,698
その他	80	409
無形固定資産合計	1,697	59,560
投資その他の資産		
投資有価証券	21,737	33,349
関係会社株式及び出資金	34,475	41,209
繰延税金資産	2,710	-
その他	2,531	1 2,453
投資その他の資産合計	61,453	77,011
固定資産合計	85,879	160,122
資産合計	219,406	286,362

(単位：百万円)

	前事業年度 (2014年3月31日)	当事業年度 (2015年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 13,766	1 12,717
1年内返済予定の長期借入金	-	11,767
未払金	1 8,880	1 15,674
未払法人税等	7,821	6,222
未払消費税等	803	2,637
前受収益	396	735
賞与引当金	2,397	2,626
その他	1 309	1 376
流動負債合計	34,372	52,754
固定負債		
長期借入金	-	25,291
退職給付引当金	3,449	3,923
資産除去債務	221	224
繰延税金負債	-	493
その他	766	466
固定負債合計	4,436	30,397
負債合計	38,808	83,151
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,264	7,383
資本剰余金		
資本準備金	7,959	8,077
その他資本剰余金	0	0
資本剰余金合計	7,959	8,077
利益剰余金		
利益準備金	1,551	1,551
その他利益剰余金		
退職給与積立金	372	372
特別償却準備金	20	10
別途積立金	89,109	89,109
繰越利益剰余金	69,891	84,125
利益剰余金合計	160,943	175,167
自己株式	9	18
株主資本合計	176,157	190,609
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,042	12,049
評価・換算差額等合計	4,042	12,049
新株予約権	399	553
純資産合計	180,598	203,211
負債純資産合計	219,406	286,362

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)
売上高	1,128,718	1,138,432
売上原価	1,52,639	1,49,814
売上総利益	76,079	88,618
販売費及び一般管理費	1,246,859	1,255,430
営業利益	29,220	33,188
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,532	1,556
生命保険配当金	148	144
為替差益	-	118
その他	1,120	1,167
営業外収益合計	800	985
営業外費用		
支払利息	-	85
為替差損	91	-
借入手数料	-	100
減価償却費	100	64
その他	83	40
営業外費用合計	274	289
経常利益	29,746	33,884
特別利益		
固定資産処分益	-	59
投資有価証券売却益	474	-
特別利益合計	474	59
特別損失		
固定資産処分損	19	7
減損損失	-	232
事業構造改善費用	57	-
特別損失合計	76	239
税引前当期純利益	30,144	33,704
法人税、住民税及び事業税	11,520	11,524
法人税等調整額	1,237	303
法人税等合計	10,283	11,221
当期純利益	19,861	22,483

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2013年4月1日 至 2014年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						退職給与積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	7,081	7,776	-	7,776	1,551	372	30	89,109	58,042	149,104
会計方針の変更による累積的影響額				-					228	228
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,081	7,776	-	7,776	1,551	372	30	89,109	58,270	149,332
当期変動額										
新株の発行	183	183		183						-
剰余金の配当				-					8,250	8,250
特別償却準備金の取崩				-			10		10	-
当期純利益				-					19,861	19,861
自己株式の取得				-						-
自己株式の処分			0	0						-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				-						-
当期変動額合計	183	183	0	183	-	-	10	-	11,621	11,611
当期末残高	7,264	7,959	0	7,959	1,551	372	20	89,109	69,891	160,943

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	2	163,959	1,920	1,920	324	166,203
会計方針の変更による累積的影響額		228		-		228
会計方針の変更を反映した当期首残高	2	164,187	1,920	1,920	324	166,431
当期変動額						
新株の発行		366		-		366
剰余金の配当		8,250		-		8,250
特別償却準備金の取崩		-		-		-
当期純利益		19,861		-		19,861
自己株式の取得	7	7		-		7
自己株式の処分	0	0		-		0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		-	2,122	2,122	75	2,197
当期変動額合計	7	11,970	2,122	2,122	75	14,167
当期末残高	9	176,157	4,042	4,042	399	180,598

当事業年度(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					退職給与積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	7,264	7,959	0	7,959	1,551	372	20	89,109	69,891	160,943
当期変動額										
新株の発行	119	118		118						-
剰余金の配当				-					8,259	8,259
特別償却準備金の取崩				-			10		10	-
当期純利益				-					22,483	22,483
自己株式の取得				-						-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				-						-
当期変動額合計	119	118	-	118	-	-	10	-	14,234	14,224
当期末残高	7,383	8,077	0	8,077	1,551	372	10	89,109	84,125	175,167

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	9	176,157	4,042	4,042	399	180,598
当期変動額						
新株の発行		237		-		237
剰余金の配当		8,259		-		8,259
特別償却準備金の取崩		-		-		-
当期純利益		22,483		-		22,483
自己株式の取得	9	9		-		9
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		-	8,007	8,007	154	8,161
当期変動額合計	9	14,452	8,007	8,007	154	22,613
当期末残高	18	190,609	12,049	12,049	553	203,211

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券.....償却原価法

子会社株式および関連会社株式.....移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの.....決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの.....移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法により評価しています。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により評価しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く).....定額法

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 31～50年

機械及び装置 8年

その他 4～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く).....定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

.....リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(4) 長期前払費用.....均等償却

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため引当てたもので、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については、回収可能性の検討を行ったうえ個別見積額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため引当てたもので、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため引当てたもので、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を発生の上から費用処理しています。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替予約等の振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を行っています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段...為替予約取引
- ・ヘッジ対象...外貨建金銭債務

(3) ヘッジ方針

主として資産・負債に係る為替変動、金利変動および株価変動リスクを回避するために、デリバティブ取引を利用しています。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針です。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しています。なお、振当処理によっているものについては、有効性評価を省略しています。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税および地方消費税は、当事業年度の費用として処理しています。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しています。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しています。

以下の事項について、記載を省略しています。

- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しています。
- ・財務諸表等規則第26条の2に定める減損損失累計額の注記については、同条第5項により、記載を省略しています。
- ・財務諸表等規則第95条の3の2に定める減損損失に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しています。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

	前事業年度 (2014年3月31日)	当事業年度 (2015年3月31日)
短期金銭債権	2,093百万円	2,257百万円
長期金銭債権	-	94
短期金銭債務	917	4,821

2 当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行と短期借入契約を締結しています。

	前事業年度 (2014年3月31日)	当事業年度 (2015年3月31日)
借入契約の総額	- 百万円	45,000百万円
借入実行額	-	35,000
差引額	-	10,000

(注) 上記の短期借入契約に基づく借入実行額35,000百万円は、2014年10月に長期借入れへ借換えました。
なお、長期借入れの総額は40,000百万円であり、株式会社三菱東京UFJ銀行および株式会社日本政策投資銀行とそれぞれに締結した長期借入契約に基づくものです。

3 偶発債務

従業員の金融機関からの借入金に対し債務保証を行っています。

	前事業年度 (2014年3月31日)	当事業年度 (2015年3月31日)
従業員(借入債務)	103百万円	76百万円

4 輸出手形割引高

	前事業年度 (2014年3月31日)	当事業年度 (2015年3月31日)
輸出手形割引高	32百万円	67百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	4,363百万円	5,094百万円
仕入高	3,110	2,229
その他	8,891	11,872
営業取引以外の取引による取引高	10	9

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度44%、当事業年度40%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度56%、当事業年度60%です。
販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)
給料及び手当	7,365百万円	7,769百万円
賞与引当金繰入額	1,401	1,525
退職給付費用	931	914
減価償却費	395	4,243
研究開発費	18,407	18,565

(有価証券関係)

前事業年度(2014年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 30,675百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当事業年度(2015年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 37,409百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2014年3月31日)	当事業年度 (2015年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	2,659百万円	2,609百万円
関係会社株式評価損	2,210	2,004
前渡金	1,166	1,618
賞与引当金	850	865
税務上の繰延資産	712	560
未払事業税	610	485
前受収益	246	242
減価償却超過額	87	124
減損損失	16	88
その他	986	1,022
繰延税金資産小計	9,542	9,617
評価性引当額	2,373	2,152
繰延税金資産合計	7,169	7,465
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	2,223	5,717
特別償却準備金	11	5
その他	10	9
繰延税金負債合計	2,244	5,731
繰延税金資産(負債)の純額	4,925	1,734

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2014年3月31日)	当事業年度 (2015年3月31日)
法定実効税率	37.9%	35.5%
(調整)		
永久に損金又は益金に算入されない項目	0.1	0.1
試験研究費の税額控除	4.4	3.9
住民税均等割	0.3	0.2
税率変更による影響	0.6	2.0
その他	0.4	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.1	33.3

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が2015年3月31日に公布され、2015年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.48%から2015年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.94%に、2016年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.18%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は87百万円減少し、法人税等調整額が673百万円、その他有価証券評価差額金が586百万円それぞれ増加しています。

（重要な後発事象）

〔株式分割〕

当社は、2015年2月24日開催の取締役会において、株式分割を行うことについて決議し、2015年4月1日に実施しました。

1. 株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的としています。

2. 株式分割の概要

（1）分割の方法

2015年3月31日（火曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する普通株式を、1株につき5株の割合をもって分割しました。

（2）分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	82,653,103株
株式分割による増加する株式数	330,612,412株
株式分割後の発行済株式総数	413,265,515株
株式分割後の発行可能株式総数	1,100,000,000株

（3）分割の日程

基準日公告日	2015年3月16日（月曜日）
基準日	2015年3月31日（火曜日）
効力発生日	2015年4月1日（水曜日）

3. ストック・オプション（新株予約権）の発行価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の権利行使価額は2015年4月1日以降、以下のとおりとなります。

	取締役会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第4回新株予約権	2005年6月24日	2,480円	496円
第5回新株予約権	2006年6月27日	2,715円	543円
第6回新株予約権	2007年6月26日	3,050円	610円
第7回新株予約権	2008年6月25日	2,734円	547円
第8回新株予約権	2009年6月24日	2,920円	584円
第9回新株予約権	2010年6月23日	3,170円	634円
第10回新株予約権	2011年6月22日	3,230円	646円
第11回新株予約権	2012年6月20日	3,315円	663円

4. 1株当たり情報に及ぼす影響等

当該株式分割が、前事業年度の期首に行われたと仮定した場合における1株当たり情報の各数値はそれぞれ次のとおりです。

	前事業年度 (自 2013年4月1日 至 2014年3月31日)	当事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)
1株当たり純資産額	436円42銭	490円40銭
1株当たり当期純利益	48円13銭	54円43銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	47円98銭	54円20銭

〔重要な会社分割〕

当社は、2015年5月12日開催の取締役会において、当社の抗リウマチ薬に係る事業を、ユニゾン・キャピタル株式会社（以下、「ユニゾン」といいます。）がアドバイザーを務めるファンドが支配するヒュペリオンファーマ株式会社（以下、「ヒュペリオンファーマ」といいます。）に対して承継させること（以下、「本事業承継」といいます。）を決議し、同日付で、当社、ヒュペリオンファーマおよび同じくユニゾンがアドバイザーを務めるファンドの投資先である昭和薬品化工株式会社の間で、本事業承継に関する契約を締結いたしました。

なお、ヒュペリオンファーマは、本事業承継のために新設された会社であり、本事業承継の完了までの間に、商号を変更する予定です。

1. 本事業承継の目的

本事業承継により、当社は眼科領域に特化し、従来にもまして専門性を高めて患者さんの高度な医療ニーズへ貢献することで、2020年までにグローバル眼科薬市場で3位以内に入ることを目指します。他方、抗リウマチ薬事業においては疾患修飾抗リウマチ薬（DMARDs）市場で国内第一位の市場シェアを有するなど、これまで確固たる市場プレゼンスを築いてまいりました。本事業承継により、当社の抗リウマチ薬事業が、整形・リウマチスペシャリティファーマを目指すヒュペリオンファーマに承継されることで、これまで以上に、患者さんのQuality of Life（QOL、生活の質）の向上に貢献できると考えています。

2. 本事業承継の方法

本事業承継において、当社の抗リウマチ薬事業の権利義務は、会社分割の方法によりヒュペリオンファーマに承継されます（以下、「本会社分割」といいます。）。ただし、当社が抗リウマチ薬事業に関して保有する製造販売承認、在庫および一部の関連契約の契約上の地位等に関しては、会社分割の方法ではなく、ヒュペリオンファーマに各製品の製造販売体制が構築された後に別途個別に移管することを予定しています。

本事業承継により承継される取り扱い製品については、本会社分割効力発生日以降、ヒュペリオンファーマが医療関係者への情報提供活動ならびに販売活動を行う予定です。このうち当社が製造販売承認を保持するものについては、本会社分割の効力発生日以降、速やかに製造販売承認の承継等に向けて両社が協力してまいります。製造販売承認を承継するために必要な手続の完了後は、ヒュペリオンファーマが製造販売および情報提供活動を行う予定です。

3. 本会社分割の要旨

(1) 本会社分割の日程

吸収分割契約承認取締役会（当社）	2015年5月12日
吸収分割契約書締結	2015年5月12日
吸収分割の予定日（効力発生日）	2015年8月3日（予定）

（注）本会社分割は当社において会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、吸収分割の承認に関する当社の株主総会は開催しません。

- (2) 本会社分割の方式
 当社を分割会社とし、ヒュペリオンファーマを承継会社とする吸収分割（簡易吸収分割）です。
- (3) 本会社分割に係る対価の内容
 承継会社であるヒュペリオンファーマは、分割会社である当社に対して、抗リウマチ薬事業の権利義務を承継する対価として450億円の金銭を交付する予定です。

4. 会社分割の相手会社の概要

(1) 名 称	ヒュペリオンファーマ株式会社
(2) 所 在 地	東京都中央区銀座四丁目12番15号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 林 竜也
(4) 事 業 内 容	医薬品の製造・販売等
(5) 資 本 金	50万円
(6) 設 立 年 月 日	2015年1月16日
(7) 純 資 産	1百万円
(8) 総 資 産	1百万円
(9) 従 業 員 数	(単体) 1名(出向)

(2015年3月31日現在の情報に基づく。なお、(7)純資産および(8)総資産については、設立時点の情報です。)

5. 分割する事業部門の概要

- (1) 分割する部門の事業内容
 抗リウマチ薬の販売・マーケティング、研究開発に係る事業。
 なお、当該事業部門は、参天製薬グループの報告セグメント上、「医薬品事業」に属しています。

(2) 分割する部門の経営成績

	2015年3月期 部門実績
売 上 高	9,629百万円

- (3) 分割する資産、負債の項目及び帳簿価額（2015年3月31日現在）
 当社が、本事業承継に基づき分割する資産、負債の帳簿価額は軽微です。

(注) ヒュペリオンファーマは、2015年6月2日付で商号変更を行い、あゆみ製薬株式会社となりました。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	建物	11,170	342	10 (1)	843	10,659	27,106
	構築物	178	8	0	26	160	1,436
	機械及び装置	1,526	426	11 (10)	319	1,622	8,511
	車両運搬具	2	-	0	0	2	88
	工具、器具及び備品	1,438	531	114 (109)	424	1,431	9,297
	土地	8,013	-	0	-	8,013	-
	リース資産	18	-	-	3	15	3
	建設仮勘定	384	2,237	972 (27)	-	1,649	-
	計	22,729	3,544	1,107 (147)	1,615	23,551	46,441
無形 固定資産	製造販売承認権	-	61,160	-	3,707	57,453	-
	ソフトウェア	1,617	646	89 (85)	476	1,698	-
	その他	80	842	511	2	409	-
	計	1,697	62,648	600 (85)	4,185	59,560	-

- (注) 1 「当期減少額」の欄の()内は内書きで、減損損失の計上額です。
 2 「減価償却累計額」の欄には、減損損失累計額が含まれています。
 3 製造販売承認権の「当期増加額」は、米メルク社の眼科製品の譲り受けによるものです。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	0	-	0	-
賞与引当金	2,397	2,626	2,397	2,626

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.santen.co.jp/jp/pn
株主に対する特典	なし

- (注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - ・会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - ・株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株式を当社に対して売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類並び に確認書	(第102期)	自 2013年4月1日 至 2014年3月31日	2014年6月25日 関東財務局長に提出
(2) 内部統制報告書及びそ の添付書類	(第102期)	自 2013年4月1日 至 2014年3月31日	2014年6月25日 関東財務局長に提出
(3) 臨時報告書		(企業内容等の開示に関する内閣 府令第19条第2項第9号の2(株 主総会における議決権行使の結 果)の規定に基づくもの)	2014年6月26日 関東財務局長に提出
		(企業内容等の開示に関する内閣 府令第19条第2項第4号(主要株 主の異動)の規定に基づくもの)	2014年7月29日 関東財務局長に提出
		(企業内容等の開示に関する内閣 府令第19条第2項第2号の2(当 社ストックオプション制度に基づ く新株予約権の発行)の規定に基 づくもの)	2014年8月5日 関東財務局長に提出
		(企業内容等の開示に関する内閣 府令第19条第2項第4号(主要株 主の異動)の規定に基づくもの)	2015年4月13日 関東財務局長に提出
		(企業内容等の開示に関する内閣 府令第19条第2項第7号(吸収分 割の決定)の規定に基づくもの)	2015年5月12日 関東財務局長に提出
(4) 臨時報告書の 訂正報告書			2014年9月1日 関東財務局長に提出
			「2014年8月5日の提出の臨時報告書」に係る訂正報告書
(5) 四半期報告書 及び確認書	(第103期第1四半期)	自 2014年4月1日 至 2014年6月30日	2014年8月8日 関東財務局長に提出
	(第103期第2四半期)	自 2014年7月1日 至 2014年9月30日	2014年11月7日 関東財務局長に提出
	(第103期第3四半期)	自 2014年10月1日 至 2014年12月31日	2015年2月6日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2015年6月24日

参天製薬株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 宮 林 利 朗
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻 井 健 太
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている参天製薬株式会社の2014年4月1日から2015年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結純損益及びその他の包括利益計算書、連結財政状態計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、参天製薬株式会社及び連結子会社の2015年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

後発事象に記載されているとおり、会社は2015年5月12日に、ヒュペリオンファーマ株式会社及び昭和薬品化工株式会社との間で、抗リウマチ薬事業に係る事業承継に関する契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、参天製薬株式会社の2015年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、参天製薬株式会社が2015年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しています。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2015年6月24日

参天製薬株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 林 利 朗

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻 井 健 太

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている参天製薬株式会社の2014年4月1日から2015年3月31日までの第103期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、参天製薬株式会社の2015年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2015年5月12日に、ヒュペリオンファーマ株式会社及び昭和薬品化工株式会社との間で、抗リウマチ薬事業に係る事業承継に関する契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しています。
 2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。